





笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市







大分市長 佐藤 樹一郎

わが国では、急速に少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎えるなか、本市におきましても、今後、人口が減少に転じることが予測され、福祉や防災・減災対策など市民の皆様に身近な施策の充実をはじめ、地域の活力維持や地域コミュニティの活性化、効率的な行政運営など、諸課題への速やかな対応が求められております。

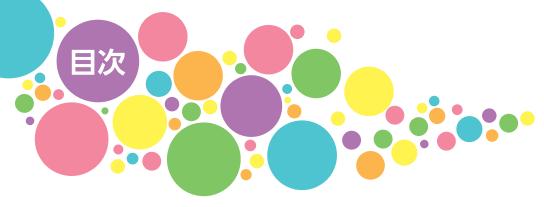
こうした認識のもと、市民の皆様や市議会からいただいたご意見を踏まえ、新たな時代にふさわしい大分市を創造するためのまちづくりの指針として、このたび、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」を策定いたしました。

本計画では、市民の皆様とともに、明るい笑顔が輝き、ひと・まちの 夢と魅力があふれる、輝かしい未来を創造する都市を築いていきたいと の思いを込めて、「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」を新 たな都市像として掲げております。

今後は、市民主体のまちづくりを念頭に置き、新たな都市像の実現に 向けて、本計画に掲げる各種施策を着実に実行してまいります。市民の 皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

平成28年6月





基本	構想		谷語	Ħ		
第1	目 的	8	第1部	B		
第2	基本構想の期間	8	健やか	でいき	いきと暮らせる	
第3	大分市の特性		あたた	かさあ	ふれるまちづくり	
	1 自然特性	9			(市民福祉の向」	_)
	2 歴史特性	10	第1章	社会福祉	止の充実	
第4	大分市を取り巻く社会情勢と課題	12		第1節	地域福祉の推進	4
第5	構想の前提となる都市の枠組み	16		第2節	子ども・子育て支援の充実…	4
第6	めざすまちの姿 (都市像)	18		第3節	高齢者福祉の充実	4
第7	基本的な政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20		第4節	障がい者(児)福祉の充実…	5
				第5節	社会保障制度の充実	5
			第2章	健康の地	曽進と医療体制の充実	
				第1節	健康づくりの推進	5
其木	計画			第2節	地域医療体制の充実	6
	~B E		第3章	人権尊重	重社会の形成	
総言				第1節	人権教育・啓発及び同和対策	
וןאטן ם	m				の推進	6
第1章	基本計画の目的	24		第2節	男女共同参画社会の実現	6
第2章	基本計画の期間と対象		第4章	地域コミ	ミュニティの活性化	7
	第1節 計画の期間	24	第5章	健全な	肖費生活の実現	7
	第2節 計画の対象区域及び範囲	24				
第3章	基本計画の要件					
	(計画策定に当たって考慮すべき事項)		第2部	B		
	第1節 人口	24			くましく生きる力を	
	第 2 節 経済	28		むまち		
	第3節 土地利用	31			(教育・文化の振興	Į)
第4章	まちづくりに関する市民の意識	32	第1章	豊かなん		
第5章	基本的な政策の体系	34		第1節	生きる力をはぐくむ学校教育	
第6章	計画推進の基本姿勢	36			の充実	7
				第2節	子どもたちの学びを支える	
					教育環境の充実	8
				第3節	社会教育の推進と生涯学習	

の振興……… 84

第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信… 88 第3章 スポーツの振興…… 92 第4章 国際化の推進…… 96

第3部 第6部 安全・安心を身近に実感できるまちづくり 自然と共生する潤い豊かなまちづくり (防災安全の確保) (環境の保全) 第1章 豊かな自然の保全と緑の創造………168 第1章 防災力の向上 第1節 防災・危機管理体制の確立…100 第2章 快適な生活環境の確立 第2節 治山・治水対策の充実……104 第1節 廃棄物の適正処理……170 第2章 安全・安心な暮らしの確保 第2節 清潔で安全な生活環境の 確立……174 第1節 消防・救急体制の充実……106 第2節 交通安全対策の推進………110 第3節 公害の未然防止と環境保全…176 第3節 防犯体制の強化……112 第4節 地球環境問題への取組……178 第4部 資料編 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり (産業の振興) 1. 関連計画一覧表……………182 第1章 特性を生かした生産業の展開 第1節 工業の振興………116 2. 大分市総合計画見直し方針………187 第2節 農業の振興………120 3. 策定経過………………189 第3節 林業の振興………124 4. 大分市総合計画検討委員会設置要網……190 第4節 水産業の振興………128 5. 検討委員会委員名簿…………192 第2章 活気ある流通・サービス業の展開 6. 大分市総合計画の見直し等に関する提言…195 第1節 商業・サービス業の振興……132 7. 大分市総合計画策定総合調整会議設置 第2節 流通拠点の充実……134 要領………211 8. 大分市総合計画企画委員会設置要綱 ……212 第3章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の 充実………138 9. 大分市総合計画企画プロジェクトチーム 設置要領……214 第4章 魅力ある観光の振興…………142 10. 策定組織図 ……216

※各ページには、「大分きれい100選事業」受賞作品から抜粋した 写真を掲載しています。

第5部

将来にわたって持続可能な魅力あふれる まちづくり

(都市基盤の形成)

第1章	快適な都	『市構造の形成と機能の充実
	第1節	計画的な市街地の形成146
	第2節	交通体系の確立150
	第3節	地域情報化の推進154
第2章	安定した	生生活基盤の形成
	第1節	水道の整備158
	第2節	下水道の整備160
	第3節	安全で快適な住宅の整備162
	筆4節	公園・緑地の保全と活用164





基本構想

目的

この基本構想は、これから本市がめざすまちの姿(都市像)と、それを実現するために行う必要がある対策(基本的な政策)を定めるものです。

本市は、1971(昭和46)年に「大分市総合開発計画」を策定して以来、6次にわたる改定を行い、それぞれの時代に即した基本構想を策定し、市民福祉の向上、教育・文化や産業の振興、防災安全の確保、環境の保全、都市基盤の整備など各分野における諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。この間、2012(平成24)年には、市民主体による自治の実現を図ることを目的に制定した「大分市まちづくり自治基本条例」において、総合計画が行政運営を行う上での最上位の計画として位置付けられ、市が行う施策の方向性を定める指針として策定することが義務付けられました。

こうしたなか、近年、本市においては、わが国の急速な少子高齢化の波を受け、人口構成の変化に伴う生産年齢人口の減少が進んでおり、地域経済の停滞や地域コミュニティの弱体化など、都市の活力低下を招く看過できない問題が懸念されています。

このため、国が重要政策として掲げている「まち・ひと・しごと創生」への取組に対応し、雇用、産業、子育て、医療、教育、防災、まちづくりなどの総合的な施策について、本市の特性を最大限に生かしながら積極的な推進を図ることが求められています。

このように、社会経済情勢が大きく変化するなかで、喫緊の課題に即応していくためには、次の時代をしっかりと見据え、効果的な施策をスピード感を持って新たに展開していく必要があります。

この基本構想においては、これまで本市が先人から受け継いできた都市の個性や特性を守り育てるとともに、市民の幸せな暮らしの実現に向け、市民主体によるまちづくりを行うために、これから本市が担っていかなければならない地位と果たすべき役割を考慮しながら、新しい時代の総合的かつ計画的な行政運営の指針を定め、新たな目標と発展の方向性を明らかにすることとします。

第2

基本構想の期間

この基本構想の期間は、2016(平成28)年度から2024(平成36)年度までとします。



大分市の特性

1 自然特性

位置

本市は、アジア太平洋諸国に近接し、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、大分県の扇状県域の要に当たり、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有しています。

地勢

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

このように、海、山、川のすべてがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境を有しています。

野生 生物 大分の特産種オオイタサンショウウオ、大分県を北限とするキムラグモなどの貴重な希少種をはじめ、多くの野生生物が生息しています。また、国指定の天然記念物である高崎山のサル生息地や県指定の天然記念物である高島のウミネコ営巣地、ビロウ自生地など、野生生物の生息環境にも恵まれています。



2 歴史特性

通史的 特徴 縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介に歴史を刻んだ東九州の要地です。

また、古代・豊後国府以来、現代まで1300年にわたり県都としての役割を担っています。

● 先史~古墳時代

西日本屈指の縄文遺跡である横尾遺跡では、海を介した黒曜石の交易の跡が見つかっています。また、古墳時代の大分は、県下最大級の前方後円墳・亀塚古墳や築山古墳などに代表される古墳が別府湾南岸沿いに数多く遺されていることから分かるように、豊後における古代勢力形成の中核となっていたことがうかがえます。

また、「壬申の乱」での勲功者・大分君恵尺のものと推定される九州唯一の畿内型終末期古墳・古宮古墳に象徴されるように、東九州地域において畿内(中央)文化の影響が最も濃厚に及びました。

● 古代・奈良時代

古代大分は「豊後国風土記」に広々とした美田・讃酢の美称で記されているように、豊かな生産の地であるとともに、全国に建立された64か国の国分寺のうち3指に入る壮大な七重塔を持った豊後国分寺が造営されました。



● 古代・平安時代

大分元町石仏、高瀬石仏、曲石仏などに代表される磨崖仏文化が大分川流域を中心に広く展開され、また、豊後一の宮が置かれ、神仏混淆の精神文化が展開されました。



● 中世・戦国時代

九州北部に大きな勢力を築いた戦国大名大友 宗麟は、聖フランシスコ・ザビエルを豊後府内 に招き、海外との貿易を積極的に進めました。 府内のまちは海外の品々があふれ、異国の人々 が行き交い、西洋の医学、天文学、音楽、演劇 をはじめとする南蛮文化がいち早く花開き、日 本を代表する国際色豊かな貿易都市として繁栄 しました。



● 近世・江戸時代

府内藩の城下町のほか、熊本藩の港町鶴崎・佐賀関や宿場町野津原、岡藩の港町三佐や宿場町今市、臼杵藩の在町戸次、延岡藩の代官所があった千歳、幕府領の高松など小藩分立のなか、独特の地域づくりが展開されました。



● 近現代

明治以降、幾度かの市町村合併により現在の本市が形成されてきました。その経緯から、旧市町村の拠点であった地区は現在も地区拠点としての機能を持ち、その地区拠点を中心に地域が形成されています。

市全体としては、*新産業都市として、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展し、近年では、IT関連の企業が進出するなど、さまざまな産業が集積しています。

鉄道3線に加えて高速道路の整備が進み、県内 外からの主要幹線道が合流しており、豊後水道を 経由して内外に通じる海上交通の発達と相まっ て、東九州における拠点都市として発展を続けて います。



※新産業都市

1962 (昭和37) 年に制定された新産業都市建設促進法により、工業開発拠点に指定された地域。地方での工業開発を図り、大都市圏への人口・産業の集中の防止と地域格差の是正を目的に指定。

大分市を取り巻く社会情勢と課題

少子化の進行と人口減少社会の到来

わが国の総人口は2008(平成20)年をピークに減少し始め、1970年代前半ごろから続く出生数の減少による少子化の進行で、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。加えて、地方と東京圏の経済格差の拡大等が、若い世代の地方からの流出を招くことにより、地方における人口減少が地域経済の縮小などの影響を与え、さらに人口減少を加速させるという悪循環の連鎖に陥るリスクが高まっています。

本市においても、全国に比べ出生率はやや高く推移しているものの、*人口置換水準には及ばない状況であり、今後、人口が減少へと転じることが予測されています。

このように少子化に伴う人口減少は、社会経済の根幹を揺るがす危機的状況を招くおそれがあり、結婚、出産、子育てに温かい社会や定住人口の増加を図るための住みやすい社会が実現できる環境を整備していくことが求められています。

超高齢社会の到来

わが国の高齢化は世界に類を見ない速度で進展しており、本市においても、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者になろうとしています。このような超高齢社会の到来は、医療や介護などの社会保障関係費をさらに増大させるほか、地域コミュニティにおいては、担い手の高齢化や人材不足が深刻化するなど、自治体経営にさまざまな影響を及ぼす可能性があります。

高齢者本人にとっても都市にとっても目指すべき理想の姿は、健康で元気な高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で豊かに暮らすことができる社会であり、高齢者が生涯現役として、地域のニーズに応じて活躍できる「地域の支え手」となれるような仕組みを構築することが求められています。



基本計画

地域コミュニティの活性化

少子高齢化の進展や核家族の増加、生活圏域の拡大、中山間地域の過疎化などにより、地域の連帯感や帰属意識、活力が低下し、住民相互の交流や支え合いの場としての地域コミュニティ機能が次第に低下しています。

さらには、人間関係の希薄化や地域に対する無関心から、地域の防災力の低下など、地域における安全・安心の確保も危ぶまれています。

こうしたなか、住民や自治会、ボランティア団体、NPOなど多様な主体との連携により地域課題を発見、解決していく仕組みを構築することとあわせて、住民同士が共助の精神でつながる地域コミュニティを活性化し、活力と魅力ある地域社会を若い世代へとつなげていくことが求められています。

安全・安心への関心の高まり

2011 (平成23) 年3月、わが国は未曽有の複合災害となった東日本大震災を体験し、自然の猛威に大きな衝撃を受けました。近い将来には、南海トラフ地震が予想されるなど、わたしたちの生活に甚大な被害を与えるような自然災害の発生が懸念されるとともに、悪質で多様化する犯罪や国際テロ、さまざまな感染症の発生など、市民の日常生活の安全を脅かす事案が増大しており、人々の安全・安心に対する関心はますます高まってきています。

災害や犯罪などを未然に防止し、市民の生命と財産を守ることはまちづくりの原点であり、また、発生した場合の被害を最小限にとどめる総合的かつ計画的な危機管理を行うとともに、市全体で事前防災 や減災、防犯に向けた取組を充実するなど、強靭な地域づくりが必要となっています。





※人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率(15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当)の目安。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2014)」によると、2012(平成24)年現在では2.07となっている。

高度情報化社会の進展

「情報・知識の時代」という大きな社会の変化を迎え、わたしたちの日常生活においても、パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器が普及し、買い物や金融などの身近なサービスをはじめ、新たな交流手段としての役割を果たしている*SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)など、生活に密着した多くのサービスがインターネットを介して提供されるようになり、企業活動や市民生活、行政サービスなどのさまざまな場面で、情報への依存度がますます高まってきています。

今後、あらゆるモノがインターネットに接続される時代を迎えようとするなか、情報通信技術の利便性や有効性の確保とあわせて、それに伴う個人情報の保護や情報セキュリティの強化、情報格差の解消などに配慮した、安全で安心な高度情報化社会の構築が求められています。

地球環境保全に対する取組の深化

20世紀の経済的な豊かさを支えてきた、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨などさまざまな環境問題を生み出しました。また、東日本大震災を契機として、原子力依存度の低減や再生可能エネルギーの最大限の導入などを焦点にした電源構成についての議論が活発に行われ、新しいエネルギーへの転換が模索されています。

こうした時代背景のなかで、温室効果ガスの削減など地球環境問題の解決に向けた取組を市民、事業者等と連携し着実に実行するとともに、環境負荷の少ない次世代のエネルギーの活用に向けた取組が求められています。

地方分権改革の進展

国においては、明治以来の中央集権体質から脱却し、国と地方との関係を上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するという理念のもとで、地方分権改革が推進されてきました。その結果、これまで機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直しなどの取組が行われてきており、今後、さらなる権限移譲、規制緩和などを推進するため、地方からの提案の最大限の実現を図るなど、地方の発意に根ざした改革を推進することとしています。

これからの基礎自治体においては、住民やNPOなど多様性に富んだ地域の主体と連携・協働することにより、大分市が全体として活性化するなかで、それぞれの地域における実情や特性に応じて、自らの発想により、個性を生かし自立したまちづくりを行うことが求められています。

行財政改革への要請

わが国の財政状況は、債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれるなど、 依然として危機的な状況にあります。そのため、人口減少・高齢化の一層の進展が見込まれるなかで、 こうした状況を脱却し、次世代への責任の視点に立って改革を進め、社会保障制度を持続可能なものと し、財政を健全化することが強く求められています。

本市においても、今後、厳しい財政状況の継続が見込まれるなか、新たな行政課題やますます多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、市民福祉の向上を実現するため、不断の行財政改革の実行による効率的な行政運営を行っていく必要があります。

基本計画

第5

多様な主体との連携の推進

さまざまな課題や住民ニーズに対して、国、県や周辺自治体、大学等の多様な主体と連携した広域的な取組を進めることは、行政コストの抑制を含めた相乗効果が得られ、さらなる住民サービスの充実に寄与するものと期待されています。

少子高齢・人口減少社会が進展するなか、本市は、県都として県全体の活性化や経済成長のけん引を担う役割からも、高次の都市機能の集積・強化を図り、県や周辺自治体はもとより、大学や民間などあらゆる主体との相互の特徴を生かした連携を図ることにより、これまで以上に生活関連機能サービスをはじめとする行政サービスを効果的・効率的に提供することが求められています。

*グローバル化の進展

情報通信技術の急速な進歩と相まって、企業の国際的な競争の激化、外国人旅行者の増加による*インバウンド需要の高まりなど、社会経済活動のグローバル化が拡大しており、世界経済の動向が直接、地域経済に影響を及ぼす時代になっています。

こうしたなか、世界的な競争と共生が進む現代社会で、国際感覚を持ち、広い視野に立って考え、活躍できる人材の育成が重要となっています。また、本市の知名度向上による地域経済活性化を図る観点から、あらゆる機会を通して、本市が誇る産品などの地域資源や多種多様な観光資源を含めた魅力を、世界に向けて積極的に情報発信するなど、その個性と特徴を生かした国際化を進めることが求められています。





※SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

会員制のウェブサイト上で職業・趣味・写真・文章などを公開し、会員同士で交流できる機能を提供するサービス。

※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて 行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※インバウンド

外から入ってくる旅行。一般的に訪日外国人旅行を指す。海外旅行はアウトバウンドという。



構想の前提となる都市の枠組み

1 将来の人口の予想

日本が世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えるなか、国は日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(長期ビジョン)」を閣議決定しました。

本市においても、これから迎える人口減少社会に対応するため、「大分市人口ビジョン」を策定し、 本市の人口の現状と将来展望を示しています。

基本構想の目標年度である2024(平成36)年度の将来人口は、この「大分市人口ビジョン」より477,900人と想定します。

2 今後の土地利用の方向

本市の土地利用は、市街地においては、新産業都市建設の進展に伴い、農地や山林等を生かした自然的な土地利用から住宅・店舗・工業用地等を主体とした都市的な土地利用への転換が大幅に進められてきました。

しかし、社会の成熟化や人口減少社会の到来などの変化に対応し、中心市街地の空洞化等の課題を解決していくため、都市的な土地利用と自然的な土地利用との調和に配慮しなければなりません。したがって、都市的な土地利用がなされている土地については、極力その土地の有効利用を促進するとともに、自然的な土地利用がなされている土地については、自然環境を保全することを原則とし、都市的な土地利用に転換する場合は、周辺の自然環境や土地条件に与える影響等を勘案する必要があります。

また、山間部等、過疎化の進む地域においては、生活基盤を整備し、地域の活性化を図ることが求められており、地域の特性に応じた土地利用を進めなければなりません。

市域の均衡ある発展と快適で魅力ある都市環境の創造を目指し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件にも配慮しながら総合的かつ計画的な土地利用を推進していく必要があります。

3 大分市の担うべき地位と果たすべき役割

本市は、古代より東九州の要地として、地理的にも歴史的にも重要な役割を担ってきました。さらに戦後の高度経済成長期以降、新産業都市の建設を機軸に幅広い産業が展開され、飛躍的な成長を遂げてきました。

従来から九州と関西・四国地方を結ぶ海上交通の拠点としての役割を担ってきましたが、近年の東九州自動車道の開通により、九州各都市とを結ぶ交通結節点としての役割はさらに高まってきており、九州の中核都市として確たる地位を占めるに至っています。

また、政治、経済のみならず情報、交通、流通、教育、文化、福祉、医療などさまざまな都市機能が集積された拠点都市として広域的に見ても主導的な役割を果たしています。

今後、人口減少・少子高齢化の進展、ゆとりと豊かさを求める成熟した社会の到来、さらに進む高速 交通網の整備や国際化、高度情報化に伴う都市間競争の激化と交流の拡大、経済圏・生活圏の拡大など さまざまな時代の流れのなかで、ますますこうした地位と役割にふさわしいまちづくりが求められてい ます。

本市としては、こうした諸情勢を踏まえ、周辺自治体との連携、役割分担のなかで、市民の創意と英 知を結集し、高次の都市機能の拡充を図り、広域行政を展望した拠点都市として、県都として、さらに、 アジア太平洋地域の中で拠点性を発揮できる都市として先導的な役割を果たしていく必要があります。



めざすまちの姿(都市像)

一未来の大分市がどのようなまちになるか一それは、わたしたち大分市民一人ひとりの、自分のまちへの思いの結晶であり、同時に、今を生きるわたしたちの思いを次の世代に引き継ぎながら、将来の夢の実現に向けてともに考え行動し続けるなかで見えてくるものです。

理想とする未来の大分市に思いを馳せ、個性のある、活力に満ちたまちを思い描くとき、わたしたち 大分市民が共有するまちのイメージとして「未来へのキーワード」が浮かんできます。

未来へのキーワード

「はぐくむ」

~市民一人ひとりの夢が実現できるまち~

生産年齢人口の減少が進むなか、大分市に「住みたい」「住んでよかった」と思えるためには、特に、若者や子育て世代の人々が、育児や仕事などを行いながら、より高い専門的知識や能力を身につけるなど、「自己実現」できる環境を築いていくことが重要となっています。

市民一人ひとりの「自己実現」が可能な社会をつくり、すべての市民が自分の夢をはぐくみ、その実現に向けていきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

「つくる」

~個性と魅力あふれる創造性豊かなまち~

市民と行政が一体となって、多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとともに、さまざまな生活シーンに文化・芸術の有するパワーを最大限に生かすことで、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

大分市のこれまでの歴史や、今も九州一の製造品出荷額を誇り、日本有数の産業集積都市として発展を続けている特長を生かしながら、文化・芸術などが有する創造性を地域振興や産業振興に領域横断的に活用することにより、文化、社会、経済など多方面に相乗効果を生み出し、まちの新たな魅力の創出へとつなげる「創造都市」としてのまちづくりを進めていく必要があります。

「つながる」

~安全・安心な暮らしを実感できるまち~

だれもが安全・安心を実感できる暮らしやすい地域社会の実現に向け、人と人とのつながり、地域と地域とのつながりなど、今後さまざまな場面での「つながり」を市民が主体となって築いていく必要があり、行政がそのための土台づくりやサポートを積極的に行うことが重要となっています。

また、県都大分市として、県や周辺の市町村と連携を図りながら、継続的、安定的な行政サービスを提供し、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるまちづくりを進めていく必要があります。

「ひろがる」

~世界に広がる交流拠点となるまち~

大分市は、九州各都市を結ぶ鉄道3線をはじめ、九州の循環型高速道路体系の一翼を担う東九州 自動車道・大分自動車道などの陸上交通と、本州・四国地方を結ぶ国内航路やアジア地域を中心に 世界各国の港を結ぶ外国貿易航路などの海上交通が結節する拠点性を有しています。

こうした地理的優位性を生かしながら、国内外の人・モノ・情報の流れを呼び込み、そこから創出されたまちの魅力を発信する交流拠点として、より戦略的なまちづくりが重要となっています。

また、大分市の拠点性を地域間交流に生かすことにより、産業・経済面などあらゆる分野での効果を生み出し、日本全体、ひいてはアジア太平洋地域の発展に寄与していく必要があります。

これまで先人から受け継いできたまちの個性や特性を守り育てながら、市民一人ひとりの幸せな暮らしの実現に向けて、私たち大分市民が、この4つをまちづくりのキーワードとして、ともに抱く新しい時代にふさわしいまちの姿への思いを一つにしていく必要があります。

だれもが将来の夢をはぐくみ、その夢の実現に向けて生きがいを持ち、幸福を実感しながら暮らしていくことができるまちは、ひともまちも輝き、その輝きが大分市の未来へとつながっていきます。夢の実現に向かうひと・まちの活力は、大分市の個性を磨き上げ、特色のある新たな魅力を創出し、市民が愛着と誇りを持てる創造性豊かなまちへと発展を遂げる原動力となり、こうして創られた魅力を、多くの交流を通して世界に向かって広く発信していくことで、まちの新たな価値を生み出し、さらなる輝きを放つまちへと成長していきます。

生きがいを感じ幸せに満ちたたくさんの明るい笑顔が輝き、ひと・まちの夢と魅力があふれる、輝かしい未来を創造する都市を築いていく、それが私たち大分市民が抱く「めざすまちの姿」です。

ここに、市民と行政が共有する大分市のめざすまちの姿(都市像)を掲げ、その実現に向けて、市民 主体のまちづくりを進めていきます。

> めざすまちの姿 (都市像)

笑顔が輝き夢と魅力あふれる 未来創造都市

基本的な政策

めざすまちの姿(都市像)の実現を目指し、6つの「基本的な政策」を掲げ、それに沿った各種施策を展開することとします。

健やかでいきいきと 暮らせる あたたかさあふれる まちづくり

(市民福祉の向上)

市民一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会をつくります。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、社会全体で子どもの健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

2 豊かな心と たくましく生きる力を はぐくむまちづくり

(教育・文化の振興)

未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

また、生涯にわたって主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、だれもが潤いや生きる喜びを実感でき、ふるさとに誇りの持てるまちづくりを進めます。

3 安全・安心を 身近に実感できる まちづくり

(防災安全の確保)

地震や津波、台風などの自然災害はもとより、テロや武力攻撃事態、さらには交通事故や犯罪など、日常生活を脅かすあらゆる危機事象を想定し、市民、地域、行政及び関係機関がそれぞれの役割分担(自助・共助・公助)のもとに連携・協働して、被害を未然に防止し、または最小限に抑えることができるよう対策を着実に推進し、安全・安心を身近に実感できるまちづくりを進めます。

4 にぎわいと 活力あふれる 豊かなまちづくり

(産業の振興)

経済を活性化し、企業の経営基盤の強化、 農林水産物や工業製品をはじめとする産品の 供給体制の充実など、地域の発展を支える各 種産業の機能強化を図ります。

また、関係機関との連携を強化し、住む人や 訪れる人たちにとっての新たな魅力を創出す ることでにぎわいと活力に満ちた豊かなまち づくりを進めます。

5 将来にわたって 持続可能な 魅力あふれる まちづくり

(都市基盤の形成)

潤いや美しさ、豊かさなどで満たされるバ ランスのとれた都市の創造を目指して、各地 域の現況や特性を生かした生活サービス機能 の充実と集約により、コンパクトで暮らしや すいまちづくりを進めます。

また、日常生活での快適性・利便性の向上を 図り、将来にわたって住み慣れた地域で安心 して暮らせる持続可能な魅力あるまちづくり を進めます。

6 自然と共生する 潤い豊かな まちづくり

(環境の保全)

清潔で安全に暮らせる快適な生活環境を構 築するため、市民、事業者、行政が連携し て、環境に優しい循環型社会を形成するとと もに、地球的規模の環境問題に取り組みま す。

また、豊かな自然を守りながら、魅力あふれ る環境を次世代に引き継ぐため、生物や自然 に対する理解を深め、人と自然が共生する潤 い豊かな都市を目指します。





大分きれい100選「錦秋の高崎」

基本計画



第1章 基本計画の目的

本市は、基本構想において掲げた「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」を目標として、 まちづくりを進めていきます。

また、その目標の実現のために6つの基本的な政策を掲げ、そこから導き出された各種の具体的な施策を進めることで、総合的かつ計画的な行政運営を行っていきます。

この基本計画では、基本構想で定める基本的な政策とそれに基づく具体的な各種施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにすることとします。

第2章 基本計画の期間と対象

第1節 計画の期間

この基本計画の期間は、2016 (平成28) 年度から2019 (平成31) 年度までとします。

第2節 計画の対象区域及び範囲

この基本計画に基づいて各種施策を行う区域は、大分市区域としますが、生活圏の広域化等により広域的配慮を必要とするときは関係自治体の区域についても含めるものとします。

また、この基本計画に掲げる施策の範囲は、直接市が事業主体となる事業にとどまらず、必要に応じて、国、県、民間などが事業主体となる事業も含めるものとします。

第3章 基本計画の要件(計画策定に当たって考慮すべき事項)

第1節 人口

(1) 総人口

本市の総人口は、2015 (平成27) 年国勢調査によると、478,335人です。

1963 (昭和38) 年からの動きを見ると、新産業都市建設の本格化した1965 (昭和40) 年以降、急速な人口増加をたどり、1965 (昭和40) 年に対し1970 (昭和45) 年は12.2%増、1970 (昭和45) 年に対し1975 (昭和50) 年は19.9%増と、九州県庁所在都市の中で最高の増加率を示しました。

その後、日本経済が安定成長となったことから新産業都市建設も安定期に入り、1975(昭和50)年から1985(昭和60)年は毎年7,000人前後の増加、1985(昭和60)年から1995(平成7)年は毎年3,000人前後の増加、直近の10年となる2000(平成12)年から2010(平成22)年では毎年1,900人前後の増加と、増加率は漸減傾向にあります。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が2013(平成25)年に公表した推計によると、2015(平成27)年の478,386人をピークに緩やかに減少に向かう見込みです。

また、社人研推計を基にした人口シミュレーションでは、2060(平成72)年の総人口は約371,000人となり、2015(平成27)年と比べると総人口は約107,000人、生産年齢人口は約100,000人減少し、老年人口は約21,000人増加することが予想されており、老年人口割合も24%から37%へ13ポイント増加する見込みです。

このような人口構造の変化により、生産年齢人口の減少による税収減、老年人口増加による社会保障関係費の増嵩が想定され、生産年齢世代の負担増大や本市財政状況のさらなる逼迫が懸念されることから、本市の人口の将来を展望する「大分市人口ビジョン」を策定し、自然増と社会増の両面から人口減少問題に取り組むことで、基本計画の期間である2019(平成31)年度末の本市の人口は478,100人と想定します。

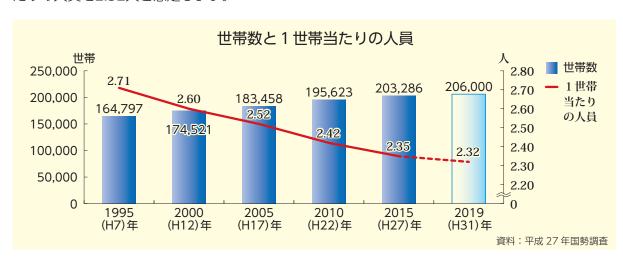


(2)世帯数

本市の世帯数は、2015(平成27)年国勢調査によると、203,286世帯であり、1963(昭和38)年から増加を続けています。

一方、1世帯当たりの人員は、1965(昭和40)年に4.10人であったものが、核家族化の進行、 出生数の減少などにより2015(平成27)年には2.35人にまで減少しました。

この傾向は今後も続くものと考えられ、2019 (平成31) 年の世帯数を206,000世帯、1世帯当たりの人員を2.32人と想定します。



(3) 年齢構成

人口における年齢別の構成比を見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳) は急速に減少し、老年人口(65歳以上)は急増しています。

今後もこの傾向に変わりはなく、老年人口については、65歳への到達人口の増加を反映し、高齢化率の急速な高まりが予想されます。



(4) 出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数は、1995 (平成7) 年以降、年間4,500人前後で推移しています。また、本市の合計特殊出生率は、2005 (平成17) 年の1.33以降上昇傾向にあり、2013 (平成25) 年は1.59となっています。

今後は、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現に向けた取組をさらに充実させることにより、 希望する子どもの数を増やし、大幅な出生数の減少に歯止めをかけることで、2019(平成31)年 度には出生数を4,000人、合計特殊出生率を1.62と想定します。

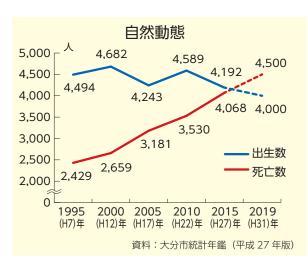


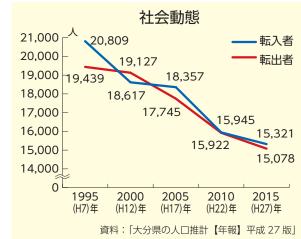
基本計画

(5) 人口動態

本市の自然動態を見ると、これまでは出生数が死亡数を上回っていたため、自然増となっていました。しかし今後は、出生数の大幅な増加は見込めない一方で、老年人口の増加に伴い死亡数は増加していくことが予想されており、死亡数が出生数を上回る自然減に転じると見込まれています。

また、社会動態を見ると、年によってばらつきはあるものの近年では転入者が転出者を上回る転入超過が続いており、今後もその傾向が続くものと予想されます。





(6) 昼間人□等

周辺市町村との通勤・通学等による流入超過昼間人口は鈍化傾向にあり、最近では10,000人程度となっています。今後も、教育・文化・医療・交通などの拠点機能の集積、日常生活圏の拡大、広域的な連携と交流などから、昼間人口が夜間人口(常住人口)を上回る流入超過は続くと予想されます。



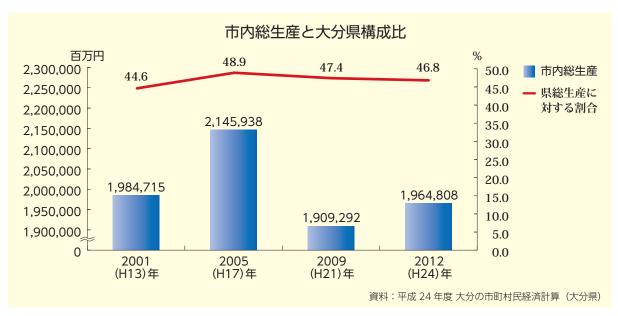
第2節 経済

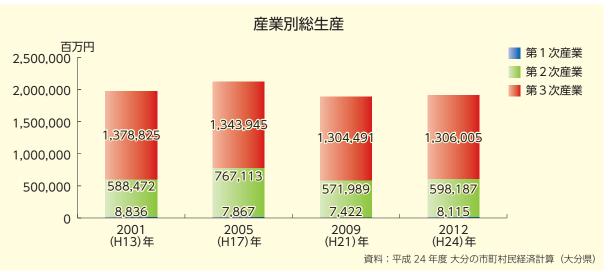
(1) 産業別総生産

市内総生産は、2008(平成20)年のリーマンショックなどの影響を受け、2009(平成21)年に大きく減少し、持ち直しの兆しを見せているものの、2001(平成13)年と2012(平成24)年を比較すると、1.0ポイント減少しました。この間、第1次産業と第3次産業が減少するなか、第2次産業は増加しました。

産業構造に占める割合でも、第1次産業は0.4%のまま横這いですが、第2次産業は29.8%から31.3%へと増加したのに対し、第3次産業は69.8%から68.3%へと減少しています。

また、2012 (平成24) 年度の大分県の大分の市町村民経済計算によると、本市の大分県経済との関係は、県総生産の46.8%を占め、県全体をリードしています。





(2) 就業者

第1次産業の就業者総数の全産業に占める割合は、1965 (昭和40) 年の23.6%から、1980 (昭和55) 年には5%を下回り、2010 (平成22) 年には1.9%にまで低下するなど、大幅な減少を示しています。

また、第2次産業の就業者総数についても、2000(平成12)年に初めて減少に転じ、全産業に 占める割合も1975(昭和50)年の31.0%をピークに減少傾向にあり、2010(平成22)年には 23.7%となっています。

これに対し、第3次産業の就業者総数は1965(昭和40)年から2010(平成22)年の間に約2.6倍の伸びを示し、全産業に占める割合も1965(昭和40)年の51.8%から2010(平成22)年に74.4%へと大幅に上昇しており、今後も産業別就労者数については、同様の傾向が続くと予想されます。







(3) 市財政の概要

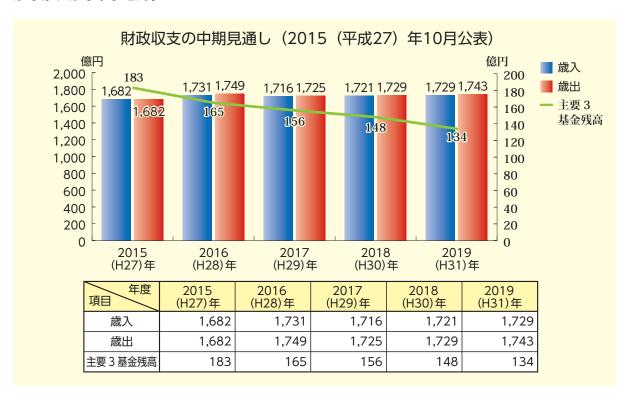
わが国の景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、緩やかに回復していくことが期待されるものの、先行きについては、中国をはじめとするアジア新興国等の景気の下振れによるリスクが懸念されています。

こうしたなか、国の財政状況は、プライマリーバランス(基礎的財政収支)の黒字化目標の達成年度である2020(平成32)年度においても赤字が見込まれており、今後とも経済成長と財政再建の両立に向け、極めて厳しい財政運営を強いられる状況となっています。

本市においても、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収は期待できず、歳出面では、少子高齢化の 進展により扶助費をはじめとした社会保障関係費が年々増加するとともに、老朽化が進んでいる多 くの公共施設の維持管理、更新経費への対応など多くの課題を抱えています。

2015 (平成27) 年10月に公表した「財政収支の中期見通し」では、このような影響を考慮するとともに、行政改革の効果額を見込み、一定の条件のもとで2019 (平成31) 年度までの見通しを試算しましたが、その結果は、改善傾向にあるものの、依然として収支不足が続く厳しいものとなりました。

このような厳しい財政状況のなかで、福祉や教育をはじめとする基礎自治体が果たすべき施策の 着実な展開を図るとともに、産業力の強化などの地方創生に向けた取組を推進していくためには、 行政改革に取り組み、今後とも国の税制改正等も注視しながら限られた財源を最大限に活用してい かなければなりません。



4

基本計画

第

第3節 土地利用

本市の土地利用は、新産業都市建設の進展に伴い、臨海工業地帯の造成や背後地の整備が進み、 また、都心に隣接した丘陵地や幹線道路に沿った郊外部においても大規模な開発行為が行われ、多 彩な変貌を遂げてきました。

しかしながら、近年では、このような郊外部への市街地拡大により中心市街地での低・未利用地 の増加も見られるようになりました。

2013 (平成25) 年現在の土地利用の状況は、農用地8.5%、森林48.8%、水面・河川・水路5.1%、道路5.9%、住宅・商業・工業用地14.5%、その他17.2%となっており、都市的土地利用への転換は進んでいるものの、自然的土地利用の比率が高く、豊かな自然環境に恵まれているといえます。

今後の土地利用に当たっては、少子高齢化による人口構造の急激な変化に対応するため、既成市街地の効率的・有効的な土地利用を促進し、無秩序な市街地の拡大を抑制することで、中心市街地や地区拠点の活性化を図ることが必要となります。

また、良好な景観は、現在及び将来における市民の資産であり、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、これらが調和した土地利用を図ることが求められています。





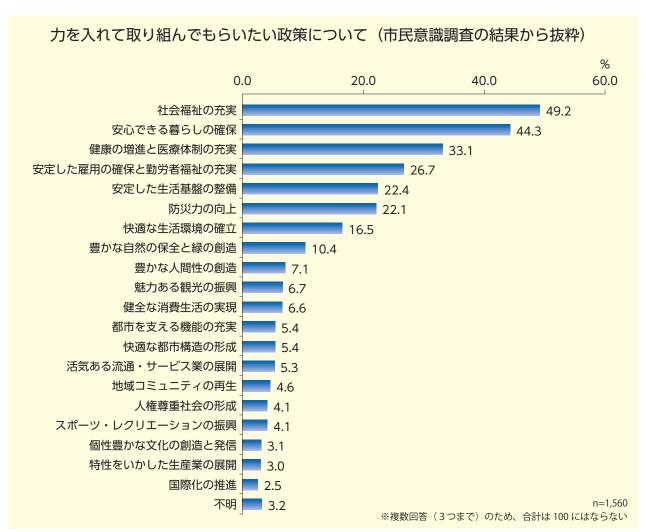
第4章 まちづくりに関する市民の意識

2014 (平成26) 年7月に実施した大分市民意識調査の結果によると、「大分市総合計画第2次基本計画」に掲げる20の政策のうち、力を入れて取り組んでもらいたい政策としては、「社会福祉の充実」「安心できる暮らしの確保」「健康の増進と医療体制の充実」などが上位になっています。

また、46の施策のうち重要度の高い施策は、「地域医療体制の充実」「児童・母子福祉の充実」「防災・ 危機管理体制の確立」「高齢者福祉の充実」「治山・治水対策の充実」など、福祉や医療、安全・安心な どの生活に密着した施策となっています。

一方、満足度が低い施策は、「交通体系の確立」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「小売商業の振興」などとなっています。

これからのまちづくりを進めるに当たっては、時勢や市民のニーズを的確に把握し、市民の視点に 立った各施策の展開を進める必要があります。



論

基本計画

重要度が高い施策(昇順)

順位	施策	重要度数	満足度(順位)
1	地域医療体制の充実	4.50	3.20 (6)
2	児童・母子福祉の充実	4.48	2.92 (41)
3	防災・危機管理体制の確立	4.45	3.06 (17)
4	高齢者福祉の充実	4.44	3.25 (2)
5	治山・治水対策の充実	4.43	3.08 (14)
6	学校教育の充実	4.39	2.99 (30)
7	障がい者(児)福祉の充実	4.37	3.10 (10)
8	消防・救急体制の強化	4.37	3.25 (3)
9	安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	4.25	2.73 (45)
10	防犯体制の強化	4.25	2.99 (29)
:	:	:	

※順位は、全 46 施策のうちの順位 ※全施策の重要度数の平均は 3.94

満足度が低い施策(降順)

順位	施策	満足度数	重要度(順位)
46	交通体系の確立	2.64	4.05 (18)
45	安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	2.73	4.25 (9)
44	小売商業の振興	2.84	3.76 (31)
43	林業の振興	2.90	3.76 (32)
42	社会保障制度の充実	2.90	4.22 (11)
41	児童・母子福祉の充実	2.92	4.48 (2)
40	卸売商業の振興	2.92	3.49 (42)
39	安全で快適な住宅の整備	2.93	3.95 (24)
38	サービス業の振興	2.93	3.49 (40)
37	交通安全対策の推進	2.94	4.19 (13)
:	:	i i	i i

※順位は、全 46 施策のうちの順位 ※全施策の満足度数の平均は 3.03

より詳細な平成26年度市民意識調査の結果については、大分市ホームページの「大分市の行政評価(平成26年度大分市民意識調査)」をご覧ください。



第5章 基本的な政策の体系

基本構想に掲げた6つの基本的な政策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な政策とその実施のための施策を展開します。

1 健やか

健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり(市民福祉の向上)

社会福祉の充実

- 地域福祉の推進
- 高齢者福祉の充実
- 子ども・子育て支援の充実障がい者(児)福祉の充実

社会保障制度の充実

健康の増進と医療体制の充実

- 健康づくりの推進
- 地域医療体制の充実

人権尊重社会の形成

- 人権教育・啓発及び同和対策の推進
- 男女共同参画社会の実現

地域コミュニティの活性化

健全な消費生活の実現



豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり(教育·文化の振興)

豊かな人間性の創造

- 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
- 社会教育の推進と生涯学習の振興

個性豊かな文化・芸術の創造と発信

スポーツの振興

国際化の推進



3 安全・安心を身近に実感できるまちづくり(防災安全の確保)

防災力の向上

- 防災・危機管理体制の確立
- 治山・治水対策の充実

安全・安心な暮らしの確保

- 消防・救急体制の充実
- 防犯体制の強化
- 交通安全対策の推進



基本計画

4)

にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり(産業の振興)

特性を生かした生産業の展開

- 工業の振興
- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興

活気ある流通・サービス業の展開

- 商業・サービス業の振興
- 流通拠点の充実

安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

魅力ある観光の振興



5

将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり(都市基盤の形成)

快適な都市構造の形成と機能の充実

- 計画的な市街地の形成
- 交通体系の確立
- 地域情報化の推進

安定した生活基盤の形成

- 水道の整備
- 下水道の整備
- 安全で快適な住宅の整備
- 公園・緑地の保全と活用



6)

自然と共生する潤い豊かなまちづくり(環境の保全)

豊かな自然の保全と緑の創造

快適な生活環境の確立

- 廃棄物の適正処理
- 清潔で安全な生活環境の確立
- 公害の未然防止と環境保全
- 地球環境問題への取組



第6章 計画推進の基本姿勢

● 市民主体のまちづくり

少子高齢化が進展する地域社会の持続性を高めていくために、地域の実情を把握し、市民活動や 自治会等による地域コミュニティ活動を市民とともに推進していくことにより、地域の活力と魅力 を最大限に引き出す市民主体のまちづくりを進めていきます。

● 個性を生かした自立したまちづくり

地方分権改革の進展に伴って、これまで以上に主体性を発揮するまちづくりが地方自治体には求められています。そのため、各地域の実情に応じてその特性を生かすことにより、大分市全体として個性的で活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進していきます。

● 市民ニーズに対応した多様な連携

住民の生活様式が多様化し、行動領域も拡大するなか、さまざまな課題や市民ニーズに的確に対応するため、県や周辺自治体、大学等の多様な団体と連携を図るとともに、相互の特徴を生かしてそれぞれの資源を有効に活用し、これまで以上に充実した行政サービスを効率的・効果的に提供していきます。

● 行政改革の推進・計画的な財政運営

今後、財政状況はさらに厳しさを増していくことが予想されるなか、これまで以上に限られた経営資源で最大の効果を生み出す自治体経営が求められるため、「選択と集中」の考えのもと、継続的な行政改革の推進と計画的な財政運営に努めるとともに、民間活力の活用など徹底した行政コストの縮減や既存ストックの有効活用を図るなど、持続可能な行政サービスを実現していきます。

● 計画に基づく政策・施策の推進

さまざまな課題や市民ニーズの的確な把握に努めながら、この基本計画に掲げられた諸施策や、 関連する各種計画を着実に推進します。

また、総合計画の進行管理を的確に行い、効果のある事業を選択し、集中的に投資をしていくことにより成果の向上を目指すとともに、その成果や進ちょく状況を市民に分かりやすく説明していきます。

地方創生の推進

わが国の人口は、2008(平成20)年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、2026(平成38)年には1億2,000万人を割り込み、2048(平成60)年には1億人を下回ると推計されています。

本市においても、今後人口減少社会が到来することが予想されており、本市が活力を失わず、市民が真に豊かさを実感できる、自律的で持続可能なまちづくりを推進するため、「大分市総合戦略」を策定し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」が活力を持続することができるよう、幅広い分野で実効性のある対策に取り組んでいきます。



基本計画

各論

各論の構成について

各論では、基本的な政策の体系に沿って、施策ごとに、動向と課題、基本方針、主な取組、目標設定を 掲げています。

【動向と課題】

その施策をめぐる現状や背景となる社会経済動向、そして今後の課題などを掲げています。

【基本方針】

施策を進める上での基本的な方針を掲げています。

【主な取組】

基本方針に沿って施策を進める上での主な取組を記載しています。

ここに掲げた取組に加え、施策の進ちょく状況を見ながら、市民のニーズに沿った新たな取組も柔軟に 進めることで、より効果的な施策の実現を目指します。

【目標設定】

施策の進ちょくが分かりやすいよう、数値で目標を表しています。

目標値は、事業を進めるに当たっての努力目標であり、今後の事業の進め方や予算措置を拘束するものではありませんが、施策の進ちょく状況を測る指標として活用します。



第一部

健やかでいきいきと暮らせる あたたかさあふれるまちづくり

(市民福祉の向上)



第1章)社会福祉の充実

第1節 | 地域福祉の推進

動向と課題

わが国においては、急速に進展する少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化しているなか、地域のつながりが希薄になるとともに、個々の価値観は多様化し、地域における相互扶助機能が低下しています。また、地域福祉の担い手不足、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯の孤立化など、新たな課題も表面化しつつあります。

一方で、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識はますます高まり、地域における福祉サービスに 対するニーズは複雑かつ多様化しており、このような社会構造の変化や市民意識に対応した地域福祉施 策が求められています。

本市においては、自分の意思と責任において自分らしい生き方や幸せを追求する「自助」を基本としつつ、ボランティアや*NPO活動などによる社会的な助け合いによる「共助」、そして、行政による「公助」、これら3つの要素のバランスがとれた、地域で支え合い、助け合うネットワークづくりを推進しています。また、ますます複雑かつ多様化する市民ニーズに対応するため、これまで以上に保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携を強化し、市民サービスの一層の向上に努める必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、障がいの有無や年齢等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが支え合い、助け合うことにより、安心してともに生活を送ることのできる、みんなが主役の地域社会づくりを進めます。

主な取組

>>> 小地域での福祉のネットワークづくり

- ●社会福祉協議会や*民生委員・児童委員、自治会等と連携を図りながら、地域のコミュニティ活動を活性化し、地域福祉活動への市民参加を促進します。
- ●日々の暮らしにおける支え合い活動の促進や、仲間づくりのための交流の場をつくります。

>>> 地域福祉の担い手づくり

- ●ボランティアなど地域で活動する人を支援し、研修・指導体制を整備するとともに、活動の活性化を図ります。
- ●地域福祉を推進するリーダーや、専門的かつ高度な知識・技術を有する人材の育成・確保に努めます。
- ●あらゆる場面をとらえて福祉教育を推進し、市民の福祉活動への理解を深め、お互いが支え合い、 助け合う心の醸成に努めます。

>>> 地域福祉推進体制の整備

- ●民生委員・児童委員が地域で円滑かつ効果的に活動ができるよう支援します。
- ●地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の強化を図ります。
- ●災害時の避難に支援を要する人の情報を集約した*避難行動要支援者名簿に基づき、地域との情報 共有や個別避難計画の作成による支援体制を進めます。
- ●保健・医療・福祉の各分野に従事する職員など、地域福祉の推進に必要な人材の確保に努めます。



※関連計画

『第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(みんなが主役のささえあいプラン)』

目標設定

*福祉協力員を配置している 校(地)区社会福祉協議会 の数 現状値(2015年度末現在)

5 校区



目標値(2019年度見込)

20校区



%NPO

"Non-Profit Organization"の略で、民間非営利組織。営利を目的としない、公益的な活動を行う民間組織のこと。

※民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された、非常勤の地方 公務員。地域福祉の最前線で高齢者、障がい者、母子等に対する福祉サービスの紹 介や相談活動、児童虐待の発見通報等、さまざまな活動に取り組んでいる。

※避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者(高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件(第1種身体障害者手帳、要介護認定3~5など)に該当する人。

※福祉協力員

おおむね自治会ごとを活動範囲とし、自治会長や民生委員等と協力しながら地域の さまざまな支援者や団体と連携し、地域における福祉活動を支援する役割を担う 人。選出や任命及び活動内容等については、地域の実情に応じて校(地)区社会福 祉協議会ごとに検討し、地域支援活動を行っていく。



第2節 | 子ども・子育て支援の充実

動向と課題

わが国における急速な少子化の進行や人口減少社会の到来は、労働力人口の減少や現役世代の負担 増、地域社会の活力の低下等、多くの分野に影響を与えており、深刻な社会問題となっています。

また、都市化や核家族化の進行により、子育て家庭が孤立しがちになるなど、社会のさまざまな面に おいて子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

2013(平成25)年の本市の*合計特殊出生率は1.59で、近年、上昇傾向であるものの、*人口置換水準とされる2.07には及ばない状況で、少子化の進行が予想されます。

一方、女性の社会進出や就労形態の変化などにより共働き家庭が増加し、保育需要は一層高くなっています。また、質の高い学校教育と保育の提供を通じて子どもが健やかに成長するように支援する必要があります。

このようななか、少子化の流れを変え、大分の未来を担う子どもたちが個性と人格を大切にされ、健やかにいきいきと育っていくために、行政・地域・その他の関係団体等が一体となって地域社会全体で子育て支援体制の構築を図りながら、社会環境の整備を進める必要があります。



基本方針

良質で適切な教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図るとともに、保護者自身の親としての成長を支援します。さらに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることで、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。

基本計画

主な取組

>>> 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実

- ●男女の出会いの場の創出を支援します。
- ●妊娠・出産・育児に関する健診・相談・指導体制や情報提供、学習機会の充実を図り、親育ちのための支援を進めます。
- ●健診や治療に係る費用の助成など、経済的支援の充実に努めます。

>>> 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

●乳幼児の健やかな心身の発育・発達を促すため、健診・相談・指導体制の充実を図るとともに、食育の推進や小児救急医療体制の充実を図ります。

>>> 乳幼児期における教育・保育の提供

●保育所等の定員拡大を図り、乳幼児期における教育・保育の提供体制を整備するとともに、地域の さまざまな子育て支援事業の充実を進めます。



こどもルーム



>>> 子どもと家庭へのきめ細かな支援

- ●障がいのある子どもへの相談支援体制を整備するほか、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を推進します。
- ●児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、相談体制や関係機関等との連携を充実・強化します。
- ●子どもの貧困対策に向けた総合的な支援に取り組みます。

>>> 子どもと子育てを支える社会づくり

- ●地域住民との連携を図りながら、子育て家庭が身近な地域において、安心して子育てと親育ちのできる環境づくりに努めます。
- ●放課後、児童が身近な地域で安全・安心に過ごせるよう、**児童育成クラブの整備・充実等に努めます。
- ●健やかな子どもの育成を図るため、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

>>> 仕事と子育ての両立支援

●ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成を図るため、広報・啓発活動を行うとともに、男性の育児 参加の促進に向けた取組を進めます。



パパクラブ



パパクッキング

※関連計画 『すく

『すくすく大分っ子プラン』

目標設定

保育施設利用待機児童数

現状値 (2016年4月現在)

350_人

目標値(2019年度見込)

0人

児童育成クラブ定員

現状値 (2016年4月現在)

3,739_人



目標値 (2019年度見込)

大分市子育て支援サイト 「naana」アクセス数 現状値(2015年度末現在)

506,945件



目標値 (2019年度見込) **550,000**件



※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

※人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率(15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当)の目安。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2014)」によると、2012(平成24)年現在では2.07となっている。

※児童育成クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を提供する施設。各クラブにおける専用区画の面積を1.65㎡で割ったものを定員としている。



第3節 | 高齢者福祉の充実

動向と課題

わが国の高齢化率は25%を超えており、*超高齢社会へと移行した後も、なお少子高齢化が進み続けています。本市においても、高齢化率は23.9%(2015(平成27)年5月末現在)にのぼり、団塊の世代が75歳に達する2025(平成37)年には、本市の高齢化率が28%を超えるとともに、認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯も増加することが予想されます。

こうしたなか、本市においては、終末期に自宅での療養を希望する市民の割合が約6割にのぼり、認知症対策も含む在宅支援の体制強化の必要性が高まっており、高齢者が尊厳を失わず、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して生活ができる社会の実現が求められています。

そのため、医療、介護、予防、住まい及び生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される 「*地域包括ケアシステム」の構築が重要となります。

また、高齢者の有する知識や能力を活用することにより、生きがいづくりや地域の活性化につなげる 施策を推進していく必要があります。

基

本方針

高齢者がその有する能力に応じ主体性を持って、住み慣れた地域社会で、*健康寿命(お達者年齢)の延伸に向け、心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいのある生活を送れる社会の実現を目指します。

主な取組

>>> 高齢者の福祉と保健を支える社会的基礎の確立

- ●高齢者に対する学習機会の提供や充実に努め、高齢者の社会参加活動を支援し、生きがいづくりを 促進します。
- ●幼児期から福祉への理解と関心を高めるための福祉教育と高齢者にやさしいまちづくりが、より一 層推進されるよう努めます。
- ●高齢者やその家族の総合相談窓口である*地域包括支援センターの充実を図ります。

>>> 地域生活支援体制の整備

- ●ひとり暮らし高齢者等の事故の未然防止と孤独感の解消に向けた取組を充実します。
- ●高齢者に配慮した居住環境整備を行い、在宅サービスなどの生活支援を充実します。
- ●大分市社会福祉協議会の活動基盤強化を支援します。

第6部

>>> 高齢者が生きがいを持って元気に暮らすための支援

●高齢者が気軽に外出できる環境をつくり、ボランティア、レクリエーション、就労、趣味等を通じて積極的な社会参加や生きがいづくりを促進します。



>>> 介護予防対策の推進

●高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならないよう、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するために、生活機能の維持・向上を図り、健康の保持増進や介護予防の推進に取り組むことにより、健康寿命(お達者年齢)の延伸に努めます。



地域ふれあいサロン (お口の健康教室)



>>> 認知症高齢者支援対策の推進

- ■認知症高齢者の生きがいある生活の実現に向け、保健・医療・福祉等の専門的視点からの取組や適切なサービスの提供を行います。
- ●民生委員・児童委員や老人クラブなど、地域における各種関係団体と連携しながら、認知症高齢者やその家族への支援と権利擁護のための体制を構築します。
- ■認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る 「認知症サポーター」やサポーター養成講座の講師である「認 知症キャラバン・メイト」の養成に取り組みます。



認知症サポーター

>>> 地域包括ケアシステムの推進

- ●在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、医療と介護の連携を推進します。
- ●多職種協働により、地域の課題等を把握する地域ケア会議を推進します。
- ●地域の実情に応じ、NPO等の多様な主体によるサービスの提供に努めます。

>>> 介護サービス基盤の整備

- ●要介護高齢者の需要に応じた介護施設の整備に努めます。
- ●一人暮らしに不安を感じている高齢者や、居宅での生活が困難な高齢者が利用できる施設の整備を 促進します。

>>> 介護保険事業の円滑な推進

- ●被保険者や介護サービス事業者等への施策を充実します。
- ●適切なサービス提供がなされるよう介護給付の適正化に努めるなど、介護保険財政の健全性を確保しながら、介護保険事業の推進を図ります。

※関連計画 『大分市高齢者福祉計画及び第6期大分市介護保険事業計画 (長寿いきいき安心プラン)』

目標設定

認知症サポーター養成講座 受講者数(累積) 現状値(2015年度末現在)

26,376_人

目標値 (2019年度見込) **50,000**人

地域ふれあいサロン 利用登録者数 現状値(2015年度末現在)

12,700_人



目標値 (2019年度見込)



※超高齢社会

総人口における65歳以上の高齢者人口が占める割合である高齢化率が21%を超えた社会のこと。なお、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」という。

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

※健康寿命(お達者年齢)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が 都道府県単位で算出し、お達者年齢は、県が独自に市町村単位で算出する。

※地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、公正で中立的な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関。また、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」の推進を図っている。



第4節 | 障がい者(児)福祉の充実

動向と課題

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進展とともに、福祉サービスの対象者に難病患者等が加わるなど、障がいのある人を取り巻く社会状況・環境等が大きく変化しており、その対応が大きな課題となっております。

このようななか、国においては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を 講じるとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共 生社会の実現を図ることを基本的な考え方としており、本市においても、障がいのある人が、住み慣れ た地域で、安心して暮らせるための施策を推進しているところです。

今後も、障がいのある人や家族のニーズを的確にとらえ、障がいのある人が地域社会に積極的に参加 し、生きがいのある日々を過ごせるよう、生涯を通じて切れ目のない、きめ細かなサービスをさらに充 実させていく必要があります。

手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)

(人)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
身体障がい者手帳	20,697	20,878	21,106	21,106	21,139
療育手帳	2,962	3,114	3,270	3,440	3,631
精神障がい者保健福祉手帳	2,204	2,464	2,732	3,030	3,248
合 計	25,863	26,456	27,108	27,576	28,018

基本方針

*ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かち合うとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の構築を目指し、個々の障がいに応じた適切な施策を推進します。

主な取組

>>> 広報・啓発の推進

- ●市報・ホームページ・人権講演会等を通じて、障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるための広報・啓発と、障がい者施策や障がいのある人が利用できる制度についての周知を図ります。
- ●障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、公民館における講座等の充実に努めます。

>>> 保健・医療体制の充実

- ●健康診査体制を充実し、発達障がいをはじめとする障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、関係機関相互の連携を図り、巡回療育相談、発達相談や保健指導事業などを充実させ、障がいのある子どもとその家族への支援体制の充実に努めます。
- ●障がいのある人の保健・医療・リハビリテーションの充実と難病患者の支援体制の充実に努めます。
- ●療育等相談や保健指導事業の充実を図るため、研修などにより保健師等関係職員の資質の向上に努めます。

>>> 教育の充実

- ●学校における教育活動全体において、障がいのある子ども一人ひとりの実情に即した教育が進められるよう、教育施設・教材の充実を含め、*特別支援教育の推進に係る校内支援体制の充実に努めます。
- ●学校において、社会福祉についての理解を深める指導を行い児童生徒の「福祉の心」をはぐくむと ともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための交流教育を推進します。
- ●発達障がいも含め、障がいのある児童生徒やその保護者の教育的ニーズに対応した相談・支援体制の充実に努めます。

>>> 雇用・就労の促進

- ●公的施設等での就労の場の確保に配慮しながら、雇用機関との連携を強化し、福祉サイドからの就 労支援の強化を図るなど、障がいのある人の職業的自立と雇用の促進に努めます。
- ●障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう*就労移行支援事業所による訓練を促進します。

>>> 地域生活への移行の促進

- ●障がいのある人の入所施設等から地域生活への移行の促進を図るとともに、障がいのある人の年齢 や障がいの種別、程度に応じたさまざまなニーズへのきめ細やかなサービスの提供に努めます。
- ●障がいのある人が地域において安全で安心し、かつ、自立した生活を続けられるよう、相談体制や 障がい福祉サービスの充実を図ります。
- ●公共施設や道路等における段差の解消など、障がいのある人が安全で快適に移動することができるよう総合的な交通対策を推進するとともに、障がいのある人が利用しやすいホームページづくりなど、施設・情報のバリアフリー化を促進します。
- ●災害発生時の避難等に特に支援を要する障がいのある人の防 災対策等を推進します。



>>> 社会参加の促進

- ●障がいのある人の積極的なイベント参加を図り、より多くの市民との交流に努めます。
- ●障がいのある人の外出時における支援や、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の合理的な配慮を行うとともに、手話通訳者の人材育成に努めます。
- ●障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、ゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を 実現し、個々の能力や趣味に合わせた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めます。
- ●姉妹・友好都市との交流やスポーツ大会等を通じて、障がいのある人の国際交流を推進します。





大分国際車いすマラソン大会

※関連計画 『第三期大分市障害者計画』『第4期大分市障害福祉計画』『大分市バリアフリー基本構想』

目標設定

就労移行支援の利用者数

現状値 (2015年度実績)

143_{\lambda}



目標値(2019年度見込)

241₁

*就労継続支援(A型)の 利用者数

現状値(2015年度実績)

333_人



目標値(2019年度見込)

410人

*就労継続支援(B型)の 利用者数

現状値(2015年度実績)

1.044_人



目標値(2019年度見込)

1,200_人

上記福祉サービス利用から 一般就労への移行者数

現状値(2015年度実績)

41人



目標値(2019年度見込) 100 λ

*共同生活援助(グループホー ム)の利用者数

現状値(2015年度実績)

416_A



目標値(2019年度見込)

500_A

手話通訳者を配置(巡回を含 む)している市有施設数

現状値(2015年度末現在)

筃所



目標値 (2019年度見込)

9 箇所



※ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会 こそ「ノーマル」であるという考え方。

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把 握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※就労移行支援事業所

障がいがあり、一般的就労を希望する人に対して、働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、また、就職後には 職場定着支援を行うための障がい福祉サービスを提供する事業所。

※就労継続支援(A型)

一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要 な知識及び能力の向上を図る支援。

※就労継続支援(B型)

一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要 な知識及び能力の向上を図る支援。

※共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う支援。

第5節 社会保障制度の充実

動向と課題

国は、国民が一生を通じて安心して生活を営めるよう、突然の病気や事故、老齢などによる経済的不安の解消を図るため、各種社会保障制度を整備しています。

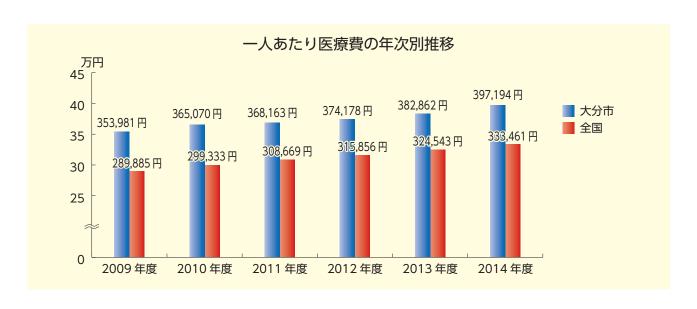
しかしながら、わが国は、急速な少子高齢化の進展と総人口の減少により、社会保障の受益と負担の世代間不均衡が問題となっています。さらに、核家族世帯や高齢者世帯の増加などにより、家族の支え合いが低下するとともに、社会構造や住民意識の変化により地域でのつながりの希薄化も指摘されており、社会保障制度の見直しが求められています。

一方、わが国の社会保障制度は正規労働者中心の雇用システムを前提に構築されていますが、非正規 雇用労働者の割合が年々増加しています。そのため、非正規労働者の雇用対策に取り組む必要がありま すが、あわせて、非正規雇用の増加にも対応した社会保障制度の在り方も今後の課題となっています。

このようななか、国は、医療・年金をはじめとして、すべての世代が安心感と納得感の得られる、「全世代型」の社会保障制度の改革に取り組んでいます。本市としても、制度改革の趣旨を踏まえ、各制度の充実・推進を通して、市民が安心して暮らせるよう、国へ働き掛けていく必要があります。なかでも、医療費については、全国的な傾向と同様に、毎年増加しているとともに、1人当たり医療費も全国平均を上回る高い状況が続いていることから、国保財政の健全化を図るための取組が求められています。

また、本市の生活保護世帯数は、景気の変動や高齢化・核家族化等により、依然として増加しており、法の適正実施はもとより、最後の*セーフティネットとして、心の通った生活保護を推進していくために、要保護者の実情に即したよりきめ細かな対応が求められています。

さらに、*生活困窮者へ適切な支援を行うとともに、自立した生活が行えるようサポート体制の充実が必要となります。





基本方針

国民健康保険制度・高齢者医療制度・国民年金制度の周知と健全な運営に努めるとともに、市 民が安心して生活を送れるようにそれぞれの制度が、将来にわたり改善・充実されるよう、国や 県に働き掛けていきます。

また、低所得者の生活の安定と自立を支援するため、生活相談や生活指導などの充実に努めます。

主な取組

>>> 国民健康保険制度の充実

- ●疾病予防・健康づくりなどに重点を置いた、医療費適正化を進めます。
- ●滞納者対策を行いながら、収納率の向上と負担の公平性の確保に努めます。
- ●新たな国民健康保険制度への移行が円滑に進むよう取り組むとともに、制度の安定的な運営の持続に向け、改善・充実を国や県へ要請します。
- ●制度の仕組みや現状等について市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。





>>> 高齢者医療制度の推進

- ●運営主体である後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度の運営に努めます。
- ●制度内容について必要に応じて国や県へ制度改善を要請します。

>>> 国民年金制度の推進

- ●国民年金制度の周知を図り、未納・未加入による無年金者の防止に努めます。
- ●年金制度の改善・充実を国へ要請します。

>>> 低所得者福祉の充実

- ●被保護者個々の実態を踏まえ、必要な相談・助言・指導を行い、生活保護実施体制をより充実します。
- ●生活保護の適正運用に努め、嘱託医、民生委員・児童委員、職業安定所などとの連携を密にし、就 労支援など自立の支援を推進します。
- ●生活困窮者自立支援制度における支援体制の充実を図ります。

※関連計画

『大分市国民健康保険事業財政健全化計画』『大分市保健事業実施計画(データヘルス計画)』

目標設定

国民健康保険加入者の *特定健康診査受診率 現状値 (2014年度末現在)

目標値 (2019年度見込) **60.0**%

国民健康保険加入者の後発医薬品(ジェネリック医薬品) 使用率 現状値(2015年度末現在)

52.8%

目標値 (2019年度見込) **80.0**%

生活保護受給者就労支援事業 により3カ月以上の就労自立 期間のあった人の数

現状値 (2015年度実績)

112人

<u>目標値(2016~2019年度の累積)</u> **500**人



※セーフティネット

低所得者に対する救済制度のこと。雇用保険制度などの社会保障は「第1のセーフティネット」、生活困窮者自立支援制度は「第 2のセーフティネット」、生活保護制度は「最後のセーフティネット」と呼ばれている。

※生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

※特定健康診査

2008 (平成20) 年4月より始まった、生活習慣病予防のための新たな健診。40歳から74歳までが対象で、腹囲の測定及びBMIの算出を行い、基準値以上の人はさらに血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無から危険度により階層化され、リスクに応じた保健指導を受けることになる。



健康の増進と医療体制の充実

第1節 | 健康づくりの推進

動向と課題

急速な高齢化の進展や生活環境の変化により、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の*生活習慣病やうつ病等の罹患者が増加しており、2012(平成24)年の本市における三大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患)により死亡した人は、全国並びに県の状況と同様に全体の約5割を占めています。

また、2025 (平成37) 年には本市の後期高齢者が2015 (平成27) 年の1.5倍に増加すると予測されており、寝たきりや認知症を防ぐためには、若い頃から生活習慣病予防に取り組むことが必要です。

その一方で、健康な生活を求める市民意識は高まりを見せており、ライフステージ(人生の各世代) に応じて、楽しみながら健康づくりに取り組めるシステムづくりが求められています。

このような健康への市民ニーズに対応するため、市民により身近で、地域の実情にあった一貫した保健サービスの確立と提供がより必要とされています。

本市では、地域の保健サービスの拠点である各保健センターや健康支援室において、保健、医療、福祉及び教育等との連携のもと、運動や食生活をはじめとする生活習慣の改善を図り、発病を予防する「*一次予防」に重点を置いた対策を推進していくことが重要となっています。

さらに、「自分の健康は自分で守る」という意識を大切にしながら、地域での健康づくりを担う人材を育成するとともに、関係団体等と連携を図りながら市民の健康づくりを推進していく必要があります。

基

本方針

すべての市民が、その生涯を通じて健康で快適な生活を送れるよう、保健、医療、福祉及び教育等との連携を深めながら一貫した保健サービスを総合的に展開するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、市民の身近な地域での健康づくりを推進します。

主な取組

>>> *健康寿命(お達者年齢)の延伸に向けた支援

●保健、医療、福祉及び教育等との連携のもと、健康寿命(お達者年齢)の延伸に向け市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める施策を展開します。

第6部

>>> 健康づくり活動への支援

- ●ライフステージに合わせた健康相談や健康教育などを行うとともに、生涯を通じた健康づくりを支援します。
- ●関係機関や団体との連携強化を図りながら、運動や*食育の推進に取り組むことで、生活習慣の改善を支援します。

>>> 地域に密着した活動の強化

- ●市民の生活習慣の実態と健康に関するニーズを把握し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して 生活できるよう、健康について総合的に相談できる窓口の充実を図ります。
- ●地域で開催される高齢者や子育てのサロン、各種団体への健康教育を通して健康づくりを支援します。
- ●*健康推進員や*食生活改善推進員など地域組織のリーダーとの協働による健康づくりを進めます。



>>> こころの健康づくり

- ●精神保健福祉に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに、相談事業を通し、こころの健康の保持増進を図ります。
- ●自殺予防のためのこころの健康づくりの取組を推進します。

>>> 健康診査体制の充実

- ●健康診査の受診機会の拡充を図ります。
- ●健康診査項目の充実と検査体制の強化を図ります。
- ●生活習慣の改善が必要な人への保健指導を充実し、生活習慣病の予防を推進します。



>>> 感染症予防のための啓発・情報提供

- ●結核やエイズなど感染症に対する正しい知識の普及を図り、検査体制や相談体制の充実に努めます。
- ●感染症情報の収集と提供を行い、発生予防や拡大防止の啓発と予防接種の接種率の向上に努めます。



※関連計画

『第2期いきいき健康大分市民21』『第2期大分市食育推進計画』

目標設定

食生活改善推進員養成講座 修了者数(累積) 現状値 (2015年度末現在)

447人

目標値 (2019年度見込)

550_人

大分市健康推進員配置 自治区数 現状値 (2015年度末現在)

652自治区

目標値(2019年度見込)

全自治区

3歳児健診でのむし歯保有率

現状値(2015年度末現在)

20.5%

目標値(2019年度見込)

15.0%

MR(麻しん・風しん混合) ワクチンの1期(生後12~ 24月)・2期(小学校就学前 1年間)の各接種率 現状値(2015年度末現在)

1期 90.2%

2期 92.6%

目標値(2019年度見込)

1期、2期の接種率

95.0%以上

の達成・維持

第 1 部

第5



※生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群(糖尿病・脳卒中・心臓病・高血圧・高 脂血症・肥満など)。

※一次予防

適切な生活習慣を定着させることにより、健康を増進し発病を予防することに重点を置いたもの。従来の疾病対策は早期発見・早期治療に重点を置いた「二次予防」であった。

※健康寿命(お達者年齢)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が 都道府県単位で算出し、お達者年齢は、県が独自に市町村単位で算出する。

※食育

生きる上での基本であって、教育の3本柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。(2005 (平成17) 年7月「食育基本法」施行)

※健康推進員

自治会の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。自治会長、民生委員・児童委員等地域の関係者や地区担当保健師、管理栄養士と連携を図りながら、保健所・保健センターと市民のパイプ役として、保健サービスに関する情報提供を行うとともに、地域に根ざした独自活動を行うなど、市民の健康づくりを推進する。1自治区に1人(任期2年間)。

※食生活改善推進員

保健所で開催する養成講座を修了した後、地域での普及啓発活動を行い食生活の改善を支援するとともに、保健所が行う各種事業に参画し、地域での食を通じた健康づくりを行うボランティア(愛称 ヘルスメイト)。



第2節 | 地域医療体制の充実

動向と課題

本市の医療機関の状況について、全国中核市の平均と比較すると、病院数では上回り、一般診療所と歯科診療所の数では多少下回るものの、一定レベルの医療体制が確保されているといえます。

しかしながら、今日では、こころの病を持つ人やがんや高血圧症など生活習慣病の罹患者が増加傾向にあるとともに、2025(平成37)年には、団塊の世代が75歳に達する後期高齢者となり、その数が2015(平成27)年の1.5倍になることが予想され、医療と介護を必要とする人の増加が見込まれています。

このようなことから、市民の"こころ"と"からだ"の健康を支えるため、病院と診療所の連携を強化するとともに、在宅における医療と介護の連携が取れるよう、さらにきめ細かな医療体制を構築し、*プライマリ・ケアを一層充実させることで、いつでも、どこでも安心して医療サービスが受けられる地域医療体制を築いていく必要があります。

また、高齢化・核家族化・独居者の増加等を背景に、急病や事故による救急車の出場回数や、休日・ 夜間の救急医療利用者数が増加するなど、救急医療体制への市民ニーズはますます高くなることから、 医療従事者の負担は増加しています。

さらに、近年では地震や台風などの自然災害時における健康危機とともに、*新型インフルエンザに加え、*エボラ出血熱や*デング熱、*MERSなどの新たな感染症、ノロウィルスによる食中毒など、市民の健康を脅かすさまざまな健康危機が発生しており、健康危機管理体制の強化と迅速な対応が求められています。

基

本方針

市民一人ひとりが適した医療を受け、その生命や健康を守ることができるよう安心で安定した地域医療体制の確立を目指します。

第6

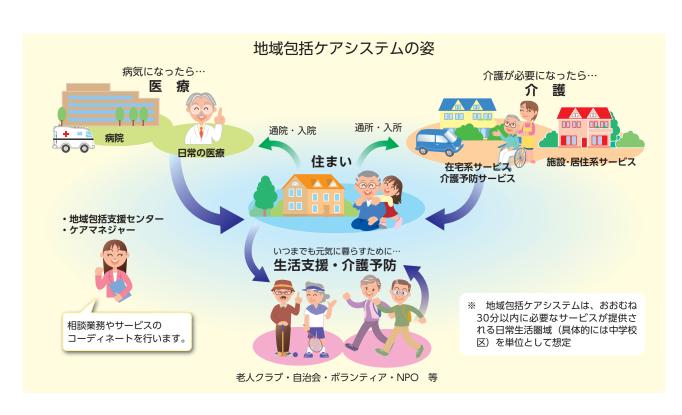
主な取組

>>> 地域医療体制の整備

- ●関係機関の連携のもと、地域医療体制の整備を総合的に検討します。
- ●市民一人ひとりに適した医療を提供できるよう、*かかりつけ医を持つことを市民に周知啓発します。

>>> 在宅医療体制の整備

●できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられるよう*地域包括ケアシステムを構築するために関係機関と連携を図り、入退院支援や看護職員の連携強化など在宅医療の体制整備を推進します。





>>> 救急医療体制の充実

- ●*初期救急医療体制の一環として実施している休日・夜間当番医制を関係機関の協力のもと、充実を図ります。
- ●市内の医療機関による*第二次救急医療体制及び*第三次救急医療体制の充実を図ります。
- ●*小児救急医療体制について、関係機関の協力のもと、充実を図ります。
- 教急時、市民が適切な医療を受けられるよう、関係機関・団体と連携しながら救急医療情報を整備 します。

>>> 災害時医療救護体制の拡充

●災害時医療救護体制について、県・近隣市町村・関係機関との相互連携を強化し、必要な人員や医薬品などの確保に努め、迅速に対応できる体制へと拡充します。

>>> 健康危機管理体制の強化

●市民の健康を脅かすさまざまな健康危機に対し、平常時から県や警察、消防、医師会などの関係機関と緊密な連携・協力体制を確立することにより、迅速かつ適切な対応が取れる健康危機管理体制の強化を図ります。

>>> 感染症のまん延防止対策の充実

●感染症の発生時に迅速かつ的確に対応し、関係機関との連携を密にした感染症のまん延防止対策の 充実に努めます。

※関連計画

『大分市新型インフルエンザ等対策行動計画』

目標設定

「かかりつけ医」のいる 60歳以上の市民の割合 現状値 (2014年度調査)

61.1%

目標値(2019年度見込)

70.0%

基本計画

第



※プライマリ・ケア

かかりつけ医や家庭医が、必要に応じて専門医や他の医療機関への紹介を行うなど、総合的な健康管理や保健福祉サービスの調整を実施することで、初診時より回復期まで継続してその患者に対して責任を負うこと。プライマリ・メディカルケアともいう。

※新型インフルエンザ

動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが遺伝子の変異により人から人へ感染するようになって起こる病気のこと。

※エボラ出血熱

西アフリカを中心に感染が拡大しているエボラウイルスによる感染症で、突然の発熱・頭痛や嘔吐・下痢などの消化器症状が主な症状。感染症法における1類感染症(感染力や重篤性など、危険性が極めて高い感染症)。

※デング熱

蚊が媒介するデングウイルスが感染して起こる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。感染症法における4類感染症(人から人への感染はほとんどないが、動物などを介して人に感染する感染症)。

****MERS**

2012 (平成24) 年に初めて確認されたウイルス性の感染症。主として中東地域で患者が報告されているMERSコロナウイルスによる感染症で、主な症状は、発熱、せき、息切れなどで、下痢などの消化器症状を伴う場合もある。感染症法における 2 類感染症(感染力や重篤性など、危険性が高い感染症)。

※かかりつけ医

身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師のこと。

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

※初期救急医療体制

休日及び夜間における比較的軽症な外来患者に対応する医療体制のこと。

※第二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症救急患者に対応する、高度もしくは専門的な治療を行う医療体制のこと。

※第三次救急医療体制

特に高度な処置を必要とする重篤な救急患者に対応する医療体制のこと。

※小児救急医療体制

小児患者を対象にした、初期・第二次・第三次の救急医療体制のこと。



第3章)人権尊重社会の形成

第1節 | 人権教育・啓発及び同和対策の推進

動向と課題

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人 ひとりの人権尊重の精神のかん養を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発の果たす役割が大変重要 となっています。

本市は、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」及び「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、その他さまざまな人権問題の解決を目指し、各種施策に取り組んでいます。

しかしながら、依然として人権問題は存在し、近年、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチなど、人権問題が複雑、多様化しています。

これらの解決を図るには、市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場での人 権教育・啓発を推進し、人権意識の普及、高揚に努めていく必要があります。

特に同和問題は、現代社会においてもなお基本的人権を侵害され、近代社会の原理として何人にも保障されている自由と平等が完全に享受されていないという重大な社会問題であることから、その解決に向け積極的に取り組むことが必要です。

基

本方針

人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを 実感できる地域社会の実現を目指し、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、 HIV感染者・ハンセン病患者、その他さまざまな人権問題の解決に向けた計画的かつ効果的な施 策の推進を図ります。

主な取組

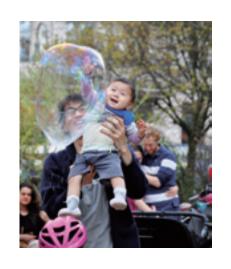
>>> あらゆる場での人権教育と啓発の推進

- ●自然体験や社会体験等豊かな体験活動を通じて幼児・児童・生徒の人権尊重意識の醸成に努めます。
- ●地域課題や学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習方法の工夫改善に 努めます。
- ●PTA活動など保護者のさまざまな活動の中に人権学習を位置付けるとともに、自治会単位の啓発活動にも積極的に取り組みます。
- ●各種企業団体等に、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の研修機会の確保を働き掛けます。
- ●*人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

基本計画

>>> 効果的な人権教育と啓発の推進

- ●市民の人権意識、学習ニーズの把握や、講師・指導者の人材育成と活用、教材等の開発・整備に努めます。
- ●障がいのある人や外国籍を有する人等に配慮するなど、受け手の立場に立った情報提供に留意するとともに、市民の関心を高めるように努めます。
- ■国・県・地域・民間との連携を図り、市民協働による人権施策の促進に努めます。
- ●関係機関との情報の共有化を図るとともに、相談員の資質の向上に努め、人権の救済に向けた相談・支援体制の充実を図ります。



>>> 分野別課題への対応

- ●同和問題を人権問題の重要な柱と位置付け、解決に向けての就労対策、産業の振興、教育及び啓発 に関する諸施策の推進に努めます。
- ●女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、その他さまざまな人権 問題の解決に向けた取組の充実を図ります。

※関連計画

『大分市人権教育・啓発基本計画』

目標設定

人権啓発センター (ヒューレ おおいた) 利用者数 現状値(2015年度実績)

50,933^A



1 目標値 (2019年度見込) **1 56,000**人

人権啓発研修等への講師派遣 回数(参加者数) 現状値 (2015年度実績)

155回 (6,787人)



目標値 (2019年度見込) **160**回 (7,500人)



※人権に関わりの深い特定の職業

市職員、教職員、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者等のこと。



第2節 | 男女共同参画社会の実現

動向と課題

国は、*男女共同参画社会の実現を、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題の一つと位置付けており、これまでも男女平等の理念に基づきさまざまな法律や制度の整備を進めてきましたが、いまなお社会における制度及び慣行の中には女性に対する差別や、性別による固定的な役割分担意識が存在しています。

このようななか、人権尊重・男女平等の観点から、すべての人がその個性と能力を十分発揮し、お互いに認め合い、責任を担い合っていける豊かな社会づくりを進めていくため、本市では、「大分市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、実効性のある取組を推進しています。

今後は、男女共同参画社会の実現に向け、その活動拠点となる、大分市男女共同参画センターを核に、登録団体、企業、関係機関等と連携し、家庭、地域、学校及び職場へのさらなる啓発に努めるとともに、男女共同参画社会の実現を阻むさまざまな問題に対応できる相談体制の充実を図りながら、本市の実情に応じた事業展開を進めていく必要があります。



本方針

男女共同参画社会の実現を目指し、男女が互いに一人の人間として認め合う社会づくりを基本に、男女平等や女性の自立と社会参画を推進する総合的な施策の展開を図ります。

主な取組

>>> 男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ●性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発に取り組みます。
- ●男女共同参画を推進し、だれもが多様な選択ができるよう、あらゆる場面での教育・学習機会の充実に努めます。

>>> だれもが暮らしやすい環境づくり

- ●男女を問わず、仕事と家庭生活の両立ができるよう、啓発や支援を行います。
- ●働く場や地域社会における男女共同参画を推進します。
- ●さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。
- ●男性の家庭生活や地域活動への積極的な参画を推進します。
- ●性犯罪、*ドメスティック・バイオレンス等暴力の根絶に向けた取組を推進します。

>>> 推進事業の充実

●男女共同参画を進める市民の活動拠点である大分市男女共同参画センターを核に、登録団体や国・県・関係機関等と連携し、事業の充実を図ります。





大分市男女共同参画センター

※関連計画

『大分市第2次おおいた男女共同参画推進プラン』

目標設定

固定的な性別役割分担に 反対する人の割合 現状値 (2014年度調査)

69.6%

目標値(2019年度見込)

75.0%

男女共同参画社会という 意味を知っている人の割合

現状値 (2014年度調査)

30.3%

目標値 (2019年度見込) **50.0**%



※男女共同参画社会

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。

※ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力。



第4章) 地域コミュニティの活性化

動向と課題

地域社会は、住民同士が強い絆で結ばれ、お互いに支え合い、地域の秩序を保つ一方で、子どもを温かく見守り育て、世代を超えた交流が行われるなど、市民一人ひとりが豊かな生活を送ることに大きな役割を担っています。

しかしながら、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴い、地域での子育てや高齢者のお世話など人々が自然な形で支え合い、助け合うという地域社会の機能が次第に低下しており、また、人間関係の希薄化や地域に対する無関心から、地域の防災力の低下など地域における安全・安心の確保が危ぶまれています。

このような地域の課題を解決していくためには、市民と行政がそれぞれ対等・平等の立場で情報を共有するとともに、地域の課題について考え、共通認識と責任を持って対応していくことが重要です。

本市においては、市民との協働により、地域コミュニティの再生に積極的に取り組むなかで、地域 リーダーが育ってきており、地域の清掃活動や防犯パトロールなどの活動が活発化するとともに、祭り などの地域行事も市民主導で実施されるなど、着実に地域力も向上していますが、人材不足を課題とし ている地域もいまだ多くあります。

今後は、これまで以上に地域で活躍する人材の育成に取り組むとともに、地域が自らの創意・工夫で 地域づくりを進めていく取組を支援するなかで、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニ ティをさらに活性化させていくことが重要です。

基本方針

市民総参加と協働のもと、市民と行政との信頼関係をより高めながら、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図り、市民一人ひとりが健康で安心して誇りを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。

主な取組

>>> 地域コミュニティ活動の促進

- ●市民・事業者・行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めます。
- ●市全域から地区・校区・自治区などさまざまな単位での地域コミュニティ活動を支援するとともに、生涯学習や地域文化の継承など、市民の主体的な地域づくり活動を促進します。
- ●地域の課題を自主・自立的に解決する組織として、おおむね小学校区におけるまちづくり推進組織の設立を促進し、その活動の支援に努めます。
- ●地域コミュニティ活動に役立つ情報を充実し、正確で分かりやすい情報提供に努めます。
- ●地域が活性化するよう地域リーダーの育成と連携強化を支援します。
- ●地域のさまざまな団体やボランティア団体、NPO法人等の活動を支援するとともに、団体間の連携を促進します。

>>> 地域コミュニティ活動の場の整備

- ●支所・出張所、地区公民館等が地域コミュニティ活動の場として活用されるよう機能充実を図ります。
- ●地域コミュニティ活動の場として学校 施設をはじめとする公共施設の有効活 用を図るとともに、空き家等を活用で きるよう必要な支援を行います。
- ●市民にとって最も身近なコミュニティ 施設である校区公民館・自治公民館な どにおける機能充実を支援します。



>>> 地域愛護意識の高揚

- ●公園愛護運動や河川道路集団清掃など地域に密着した取組を展開するなかで、地域連帯意識、自治 意識を高めます。
- ●地域の伝統文化などの特性を生かして、新たな文化を創造するなかで、地域の活性化や地域に対する自信と誇りを高めます。
- ●地域愛護意識の高揚を図り、訪れる人がやすらぎと心の豊かさを感じられるよう、市民の温かいもてなしの心をはぐくみます。

目標設定

おおむね小学校区単位で 取り組むまちづくり 推進組織の数 現状値 (2015年度末現在)

8 校区

目標値(2019年度見込)

20校区

市民と行政が協働で まちづくりを行っていると 考える市民の割合 現状値 (2014年度調査)

37.1%

50.0%



第**5**章

健全な消費生活の実現

動向と課題

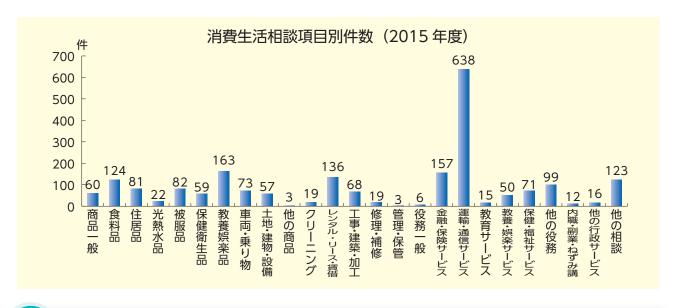
わたしたち消費者を取り巻く環境は、近年の情報通信技術・サービスの発展などにより、利便性が向上する一方でこれまでになかった消費者トラブルが多発するなど、消費生活相談の内容も複雑、多様化しています。

特に、スマートフォンの普及などにより若年層がインターネット関連のトラブルに巻き込まれるなど、消費者トラブルが多世代に及ぶようになり、また、高齢者を中心とした訪問販売や電話勧誘等によるトラブルも依然として増加傾向にあります。健全な消費生活を営むためには、消費者がこうしたトラブルを未然に防止する適切な判断力を養うとともに、行政が相談窓口の周知や相談体制の充実を図ることが重要です。

こうしたことから、国は、消費者基本法に基づき2015 (平成27) 年3月に第3期「消費者基本計画」を策定し、消費者トラブルの未然防止のため消費者政策の推進に努めるなど、消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行っています。

このようななか、本市では、大分市市民活動・消費生活センター(愛称ライフパル)において、「大分市消費生活推進プラン」を改定するなか、国、県及び関係団体と緊密に連携を取りながら、消費生活教室の開催や消費生活相談へのきめ細かな対応など、消費者の利益の擁護と自立支援の取組、事業者の適正な事業活動の確保等、消費生活の安定と向上に向けた取組を進めています。

今後も、こうした取組を強化し、市民一人ひとりが健全な消費生活を送ることができる地域社会を築いていくことが求められています。



基

本方針

消費生活の安定と向上を図るため、消費者の権利の尊重と自立支援を基本に、事業者の適正な 事業活動の確保を図るなか、消費者問題に対する市民への啓発と相談体制の充実等に努めるとと もに、消費者団体の自主的活動を促進します。

主な取組

>>> 消費者教育・啓発の推進

- ●消費生活教室などの消費者教育を充実します。
- ●刊行物及び市報やホームページによる消費生活に関する適切な情報提供により、賢い消費者として
 - の意識の啓発を行います。
- ●消費者団体と協力し、消費者問題に関する 市民の意識の高揚を図ります。
- ●消費生活セミナー等の啓発講座、消費者団 体の行うアンケート調査等を通じて、消費 者ニーズを的確に把握し、消費者教育に反 映させていきます。
- ●高齢者をはじめ消費者の幅広い相談・苦情 に適切かつ迅速に対応するため、関係機関 と連携するなか、相談体制の充実を図ります。



消費生活セミナー

>>> 適正な事業活動の確保

- ●消費者が商品の選択を誤ることがないよう、商品の表示・広告・計量等の適正化を促進します。
- ●安全の確保や被害の救済など消費者の権利を尊重した事業者の適正な事業活動の確保に努めます。

>>> 消費者団体活動の促進

●消費生活上の諸問題への自主的な取組が活発に展開されるよう、消費者団体の活動を支援します。

※関連計画 『大分市消費生活推進プラン』

目標設定

消費者啓発講座の受講者数

現状値(2015年度実績)

3,603_A



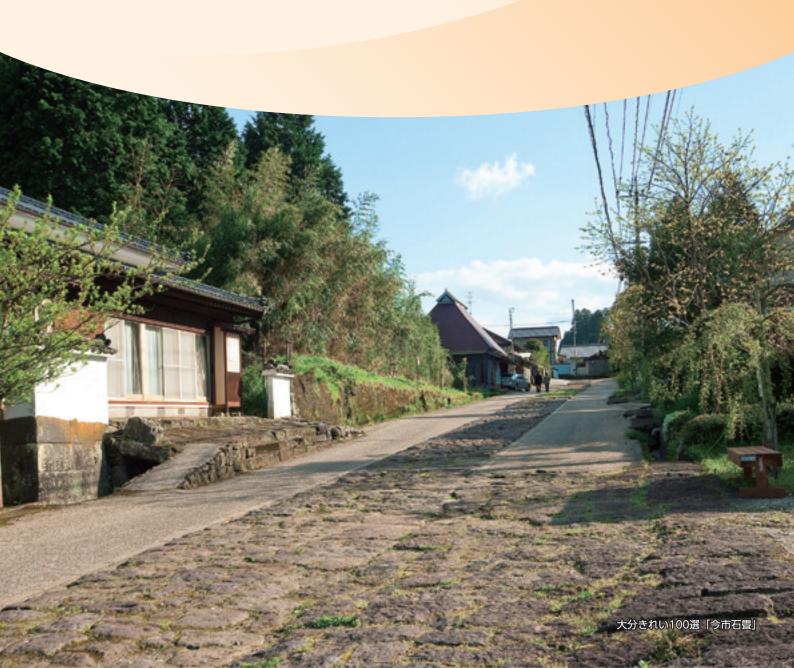
目標値(2019年度見込) **4,000**人



第2部

豊かな心とたくましく生きる力を はぐくむまちづくり

(教育・文化の振興)



豊かな人間性の創造

第1節 | 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

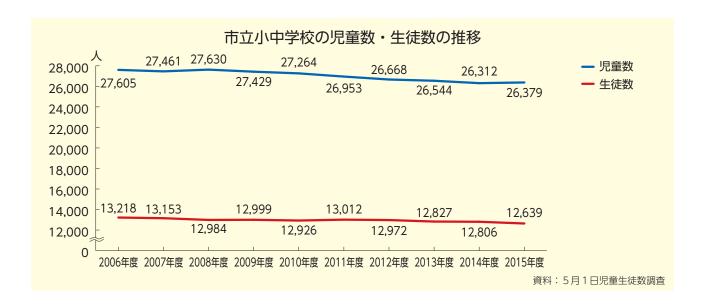
動向と課題

教育は人格の完成を目指して行われるものであり、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって幸福でより良い人生を送ることができるようにすることが大切です。

このため、人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。また、小中学校においては、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが重要な課題となっています。

そこで、各学校の子どもや地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進する とともに、学校、家庭、地域などの子どもを取り巻くすべての大人が緊密に連携し、総力を挙げて子ど もたちの教育にかかわっていくことが必要です。

さらに、人権尊重を基盤に一人ひとりの能力、適性に応じた教育活動を展開するとともに、幼稚園等と小学校の連携の推進や小中学校9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育の推進が求められています。



基本方針

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、 生きる力をはぐくむ教育を創造します。

主な取組

>>> 生きる力をはぐくむ教育活動の展開

- (1) 確かな学力の向上
 - ●基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上のため、課題解決に向けた主体的・協働的な学びができるよう、指導方法の工夫・改善に努めます。
- (2) 豊かな心の育成と社会の変化への対応
 - ●道徳教育の充実に努めます。
 - ●*グローバル化に対応した国際理解教育の充実に努めます。
 - ●環境教育の充実に努めます。
 - ●福祉の心をはぐくむ教育の充実に努めます。
 - ●郷土の歴史・文化・伝統を大切にする教育の充実に努めます。
- (3) 健やかな体の育成と健康・安全教育の推進
 - ●体力の向上と健康の保持増進を図ります。
 - ●喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実に努めます。
 - ●性に関する指導の充実に努めます。
 - ●食に関する指導の充実に努めます。
 - ●防災教育の推進に努めます。
 - ●防犯や交通安全教育の推進に努めます。
- (4) 人権・同和教育の推進
 - ●同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進 と充実に努めます。





>>> 学校の創意工夫による教育の充実

- ●各学校の実情に応じ、特色ある教育課程を編成、実施するとともに、改善に生かす評価に努めます。
- ●家庭や地域との連携・協力を密にしながら、地域の人材活用を図ります。
- ●地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努めます。

>>> 個に応じた教育活動の充実

- ●一人ひとりを尊重し、それぞれのよさを生かす教育を重視した多様な教育方法の創造に努めます。
- ●一人ひとりの教育的ニーズに応じた*特別支援教育の充実に努めます。
- ●子ども理解に努め、教育相談を充実し、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- ●一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、**キャリア教育の推進に努めます。
- ●*ICTの効果的な活用を促し、情報教育の推進に努めます。

>>> 幼児教育の充実

- ●幼児の自発的な活動としての遊びを通して、主体的な学びを促し、生きる力の基礎をはぐくみます。
- ●小学校教育への円滑な接続を図るため、幼保小の連携を推進します。
- ●預かり保育や子育て相談など、地域における子育て支援の充実に努めます。



※関連計画 「大分市教育ビジョン」「大分市幼児教育振興計画」

第

目標設定

国・県・市主催の学力調査で 全国平均以上の教科の割合 現状値 (2015年度調査)

78.9%

目標値(2019年度見込)

100%

*1新体力テストにおける 総合評価がC以上の 児童生徒の割合 現状値(2015年度調査)

小学校 76.9% 中学校 81.8%

目標値(2019年度見込)

小学校 81.0%

中学校 84.0%

**²毎日朝食を食べる 児童生徒の割合 現状値 (2015年度調査)

小学校 84.8%

中学校 85.3%



 目標値 (2019年度見込)

 小学校 100%

 中学校 100%

- ※ 1 総合評価がC以上の児童生徒の割合とは、記録と年齢に応じて点数化した児童生徒個々の体力合計点を、A~Eの5段階で評価したもののうち、上位3段階以上の児童生徒の割合。
- ※2 小学校については4年生以上を調査対象。



※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて 行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※キャリア教育

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

%ICT

ICTとは "Information and Communication Technology" の略。情報通信技術 (情報・通信に関連する技術一般の総称) のこと。 学校教育におけるICTとは、電子機器やデジタル教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などのこと。



第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

動向と課題

*グローバル化や情報化、少子高齢化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、現在及び将来の子どもたちにとって、より豊かな教育環境を創造することが求められています。

そのため、多様な変化に対応した教育環境を、中・長期的な展望に立ち、計画的に整備を進めるとともに、子どもたちの将来が家庭の経済状況などによって左右されることがないよう、支援の充実を図ることが必要となっています。

また、いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題への対応や*特別支援教育の充実など、複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、教師の指導力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した指導体制や相談体制の整備・充実が必要です。

基本方針

子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域及び関係機関との連携強化を図りながら、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備・充実に努めます。



大分市立碩田学園イメージ図

主な取組

>>> すべての子どもの学びの保障

- ●経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高等学校・高等専門学校生や大学生 に対する奨学制度の充実に努めます。
- ●就学相談等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談支援体制の充実に努めます。
- ●いじめ・不登校等、生徒指導上の課題に対してスクールソーシャルワーカーを活用するなど、相談 支援体制の充実を図り、質の高い学習環境の実現に努めます。



>>> 時代の変化に対応した教育環境の整備

- ●老朽化した学校施設の現状や課題を調査・分析し、計画的・効果的な整備に取り組みます。
- ●学校施設環境の整備・充実に努めます。
- ●余裕教室の活用を図ります。
- ●通学区域制度の弾力的な運用に努めます。
- ●地域の実情に応じた小中学校の適正配置に取り組みます。
- ●教職員の業務の効率化を図るため、校務の情報化を推進します。
- ●学校図書館の整備・充実を図り、子どもの読書活動を推進します。

>>> 教職員の指導力の向上

- ●各種調査・研究、教職員研修及び教育諸情報の収集・発信 等の広範な機能の整備・充実に努めます。
- ●教職員の職務遂行に必要な知識・技能の習得及び実践的指導力の向上を図る研修の充実に努めます。
- ●教職員一人ひとりの自発的・主体的な研修意欲に基づいた 研修環境を充実させ、学び続ける教職員の支援に努めます。



>>> 地域と連携した取組の推進

- ●地域人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な教育活動を推進します。
- ●*学校評議員制度や*学校運営協議会制度を活用し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ●学校や地域における児童生徒のボランティア活動への積極的な参加を進めます。
- ●子どもたちの生命に関わる犯罪や児童虐待等の未然防止、発生時の適切な対応等、危機管理体制の 構築に努めます。
- ●関係機関等と連携し、通学路の安全対策に努めます。
- ●個別の課題を抱える児童生徒の立ち直りや社会的自立に向けて、関係機関等と連携・協力し、児童 生徒とその家庭を支援します。
- ●教職員研修や学校の教育活動における学習支援など、大学との連携を推進します。



地域の指導者による縄ない体験

※関連計画 『大分市教育ビジョン』「大分市公共施設等総合管理計画」「大分市教育施設整備保全計画」

目標設定

小中学校の普通教室への 空調機設置率 現状値(2015年度末現在)

0 %

目標値(2019年度見込)

64.0%

地域人材の活用人数

現状値 (2015年度末現在)

1,382_{\(\)}

目標値(2019年度見込)

1,900_人

*教職員を対象とした 放課後講座の受講者数

現状値(2015年度実績)

384_A

目標値 (2019年度見込)

※ 勤務終了後における教職員の研修ニーズに応えるため、大分市教育センターにおいて行われる希望研修講座。

第

基本計画

6



※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※学校評議員制度

保護者や地域住民等が学校運営に参画することを可能とするものであり、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べることができる。

※学校運営協議会制度

学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とするものであり、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる。



第3節 | 社会教育の推進と生涯学習の振興

動向と課題

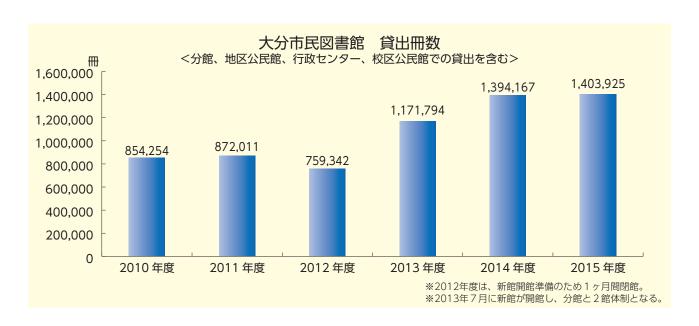
近年、人々の学習に対する需要が高まるとともに、新たな現代的・社会的課題や地域におけるさまざまな課題に対応するため、社会教育が果たす役割はますます大きくなっています。

このようななか、多種多様な地域住民の学習活動のニーズに応えるとともに、地域の子どもたちを健全に育成していくことが重要です。

このため、生涯学習社会の構築に向けて、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が地域に生かされるよう、生涯学習の支援体制の充実を図る必要があります。

また、子どもの体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、地域ぐるみで子どもたちを支援することが求められています。

さらに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむことが強く求められています。



基本方針

生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実に努めるとともに、地域力の 向上を図ります。

また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくり を推進します。

主な取組

>>> 生涯学習支援体制の充実

- ●関係機関等と連携し、生涯学習推進組織のさらなる充実を図ります。
- ●地区公民館等の社会教育施設のソフト・ハード面の充実を図り、利用者の利便性向上に努めます。
- ●生涯学習に関する情報を一元化し、効率的・効果的な生涯学習情報の提供に努めます。
- ●読書活動を支援するため、環境整備の充実に努めます。



河原内陶芸楽習館

>>> 学習機会や内容の充実

- ●家庭教育の推進や、**男女共同参画社会の推進など現代的課題の解決に向けた学習機会の充実を図ります。
- ●学習したことが地域で生かせるよう、学習内容の充実を図るとともに、学習成果が活用できる機会の提供に努めます。
- ●大学等との連携により、*サテライトキャンパスおおいた等を活用した学習機会の充実に努めます。

>>> 地域活動の充実

- ●学校、家庭、地域の連携を促進し、地域力の向上を図ります。
- ■関係機関等と連携し、地域課題の解決に向けた事業の展開に 努めます。
- ●地域活動を支える人材の育成や活用に努めます。



>>> 地域における子どもの健全育成

- ●子どもの社会体験や自然体験を通した自主・自立活動を支援します。
- ●関係機関等と連携し、市民と一体になって見守り活動や環境浄化活動、啓発活動等を進めます。



>>> 人権・同和教育の推進

- ●同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、各地区人権教育(尊重)推進協議会など、 関係団体との連携を強化し、市民の主体的な取組を促す多様な学習機会の提供に努めます。
- ●地域課題や市民ニーズに応じて学習プログラム等を工夫改善し、市民の人権意識の高揚を図ります。

『大分市教育ビジョン』「大分市人権教育・啓発基本計画」「大分市生涯学習推進計画」

※関連計画

『大分市子どもの読書活動推進計画』『大分市公共施設等総合管理計画』

『大分市教育施設整備保全計画』

基本計画

第6部

目標設定

市民1人当たりの 図書貸出冊数 現状値(2015年度実績)

目標値(2019年度見込)

4.8_m

地区公民館等で地域活動を 支える人材育成講座の 参加者数 現状値(2015年度実績)

600_人



目標値(2019年度見込)

700人

地区人権教育(尊重)推進 協議会の地区懇談会等への 参加者数 現状値(2015年度実績)

7,182_人



目標値 (2019年度見込) 10,000人



※男女共同参画社会

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。

※サテライトキャンパスおおいた

県内の大学、短期大学及び高等専門学校などを構成機関とする大学連携の統合組織「大分高等教育協議会」と、県民と留学生との交流などを促進している「NPO法人大学コンソーシアムおおいた」が運営するホルトホール大分内の施設。一般市民や社会人向けの公開講座、学生向けの教育講座などを実施している。



個性豊かな文化・芸術の創造と発信

動向と課題

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。

近年、文化・芸術を中心にまちづくりを進める都市が増えるなか、都市のにぎわいづくりや地域経済 の活性化など、新たな役割への期待が高まっています。

そのため、文化・芸術の持つ社会への波及効果を視野に入れ、優れた文化・芸術に触れる機会の拡大 や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的な活動の場の創出に努めるとともに、魅力ある資源 を幅広い分野へ活用することが求められています。

また、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化の保存・活用に努め、着実に次世代へ継承していくことが重要となっています。



基本方針

優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

主な取組

>>> 独自の文化・芸術の創造と発信

- ●身近な場所で文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりに努めます。
- ●市民の主体的・創造的な文化・芸術活動を促進します。
- ●国内外の多彩な文化・芸術交流を推進するとともに、さまざまな機会を通して本市独自の文化・芸術の創造と発信を進めます。
- ●大友氏遺跡や府内城址などの歴史的文化遺産を生かした効果的な情報発信に努めます。

>>> 文化・芸術の振興と活用

- ●第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会をはじめ、多くの市民が文化・芸術を鑑賞し、参加できるイベント等の充実を図ります。
- ●県や他都市、民間施設、活動団体との連携を強化します。
- ●文化・芸術に触れる機会の提供を通して、次代の文化・芸術の担い手や鑑賞者をはぐくむととも に、活動団体やアーティストの活用に努めます。
- ●本市の魅力ある文化・芸術資源を教育や観光・産業などの幅広い分野へ活用し、**創造都市の実現を目指します。



宝のまち・豊後FUNAI芸術祭にぎわい事業~南蛮絵巻~仮装パレード



>>> 文化施設の整備・充実

- ●施設機能の整備・充実を図り、自主的な文化・芸術活動を促進します。
- ●資料の収集・保管、調査研究、教育普及、情報活動などの機能の充実を図ります。
- ●文化・芸術活動を行う多くの市民が交流できる場を提供します。
- ●文化・芸術活動情報の提供に努めます。



ホルトホール大分

>>> 文化財の保護・保存・活用

- ●文化財の適正な保護・調査・収蔵・公開・活用を図ります。
- ●文化財に関する情報提供機能の充実を図ります。
- ●市民の学習・交流の場の提供に努めます。

>>> 伝統的な芸能、行事の保存・継承

- ●伝統的に地域で受け継がれてきた民俗文化財の保存・継承に努めます。
- ●伝統芸能や地域固有の行事などを通じ、市民相互の連携を深めて地域の活性化を図ります。

※関連計画 『大分市教育ビジョン』『大分市文化・芸術振興計画』『史跡大友氏遺跡整備基本計画(第1期)』

第6部

目標設定

大分市美術館利用者数

現状値(2007~2015年度平均値) 412,004人

500,000人

アートプラザ利用者数

現状値(2007~2015年度平均値) 172,251人

180,000人

*文化ホール利用者数

現状値 (2015年度実績) 391,041人



目標値 (2019年度見込) 417,000人

歴史資料館利用者数

現状値 (2015年度実績) 45,859人



47,000人

※ 文化ホールとは、コンパルホール、ホルトホール大分の市民ホール並びに能楽堂。



※創造都市

市民の創造力が産業・文化・芸術・福祉などあらゆる分野に生かされ、将来にわたり持続的に発展を続ける都市。



第3章)スポーツの振興

動向と課題

スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさをはぐくむ文化です。

近年、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えるとともに、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決まるなど、スポーツに対する関心が一層高まってきています。

こうしたなか、スポーツを「する」だけではなく、「みる」「支える」といった多様なニーズに応えるとともに、年齢や性別、障がい等を問わず、市民のだれもが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。





第6部



本方針

市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

主な取組

>>> 生涯スポーツの推進

- ●広く市民が参加できる各種スポーツ事業の充実を図ります。
- ●校区・地区体育協会の各種活動を支援し、地域における多様なスポーツ活動を推進します。
- ●総合型地域スポーツクラブの地域の実情に応じた創設や活動区域の拡大を支援するとともに、自主 的運営の定着を図ります。
- ●生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うため、幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めます。
- ●さまざまな広報媒体を活用し、スポーツイベントや教室などの情報提供に努めます。
- ●利用者の利便性向上のため、施設情報の提供や予約機能の充実に努めます。

>>> 競技スポーツの振興

- ●各種競技団体の活動を支援します。
- ●全国大会や国際大会に向けて選手の競技力向上に努めます。
- ●県や大学・企業等との連携を強化し、競技スポーツの振興に努めます。





>>> スポーツを指導・支援する人材の育成

- ●スポーツ指導者の養成や確保に向けて競技団体との連携を図ります。
- ●各種講演会や研修会などを開催するなかで、指導者の指導力向上を図ります。
- ●スポーツイベントにおけるボランティアの活用を促進します。

>>> スポーツ施設の整備

- ●施設の計画的な維持管理と有効活用に努めます。
- ●更新時期を迎える施設については、長期的な視点に立ち、計画的な整備・充実に努めます。
- ●地域スポーツの交流拠点として、学校施設の効率的な利用を促進します。

>>> スポーツによるまちづくり

- ●本市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運を高めるとともに、選手と市民の交流を図ります。
- ●ラグビーワールドカップ2019の大会の成功及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技 大会の事前キャンプ地誘致に向けた取組を通じて地域の活性化を図ります。
- ●各種スポーツ大会の誘致、スポーツ交流の促進を図ります。



※関連計画

『大分市教育ビジョン』『大分市スポーツ振興基本計画』 『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市教育施設整備保全計画』

目標設定

大分市スポーツフェスタの 参加者数 現状値(2015年度実績)

5,048人



目標値(2019年度見込)

6,000_人

県民体育大会の優勝種目数 (郡市対抗競技36種目中) 現状値(2015年度実績)

25種目



目標値(2019年度見込)

27種目

スポーツ指導者研修会の 参加者数 現状値(2015年度実績)

895_人



目標値(2019年度見込)

1,200_人



第4章) 国際化の推進

動向と課題

情報技術や交通ネットワークの飛躍的な発展により、地球規模での交流が活発になるなか、世界の出来事がわたしたちの日々の生活にも大きな影響を与えています。

わが国では、超高齢社会、人口減少社会を迎え、経済を支える生産年齢人口の減少、市場の縮小が懸念されており、新たな市場を求めて、ますます海外展開に活路を見出そうとする動きが目立ってきています。

本市においても、このような*グローバル化の進展に対応するため、国際感覚を持ち、広い視野に立って考え活躍できるグローバル人材の育成や、あらゆる国籍の人々がそれぞれの持てる力を最大限に発揮できる人権尊重を基調とした*多文化共生によるまちづくりなど、より積極的な国際化の推進が必要とされています。

あわせて、国際協力や都市間連携など、本市が国際社会の一員としての役割を果たすことも求められており、広範な分野で体系的な国際化施策を戦略的に推進していく必要があります。



基本方針

広く市民がグローバル化のメリットを享受できるよう、多様な文化とあらゆる国籍の人々との 共生や国際交流、国際協力を通じて、グローバル人材の育成に努めます。また、市民との連携に より、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進します。

主な取組

>>> 多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの元気の創出

- ●講座やイベント等を通じて、多くの市民が国際化を感じることができる環境づくりに努めます。
- ●姉妹・友好都市をはじめとした海外都市と連携し、子どもたちの育成や、文化・芸術、スポーツなどの振興に努めます。
- ●留学生をはじめとする外国人と地域住民との国際交流の促進に努め、まちの活性化を図ります。
- ●市内企業の国際化への対応支援と、友好交流で培った本市の知名度と信用力を生かし、幅広い分野での新たなビジネスチャンスの創出に取り組みます。
- ●県や周辺自治体、国際関係団体等と連携し、海外への観光PR事業の促進と交流人口の創出に努めます。
- ●国際関係団体や市民との連携により、国際協力、国際支援の促進に努めます。



リトル・オースチン村



>>> 外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

- ●人権教育・啓発と国際理解教育の推進等により、市民の多文化共生に関する理解を深めます。
- ●表記の多言語化やサポート体制の充実などにより、外国籍を有する市民にも快適な環境づくりに努めます。
- ●市民間の交流機会の拡大を図り、*外国籍を有する市民もふるさとと思えるまちづくりに努めます。



防災訓練へ参加する留学生

※関連計画

『大分市国際化推進計画』

目標設定

外国人と直接触れ合える事業 に参加した子どもの数 現状値 (2015年度実績) 38,473人

目標値 (2019年度見込) **39,700**人

外国籍を有する市民への 生活オリエンテーション等の 実施数 現状値(2015年度実績)

35件

目標値 (2019年度見込) **50**件



※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて 行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに 生きていくこと。

※外国籍を有する市民

大分市内に住所を有する外国人並びに市内で働き、学ぶ外国人のこと。

第3部

安全・安心を身近に 実感できるまちづくり

(防災安全の確保)



第1章)防災力の向上

第1節 | 防災・危機管理体制の確立

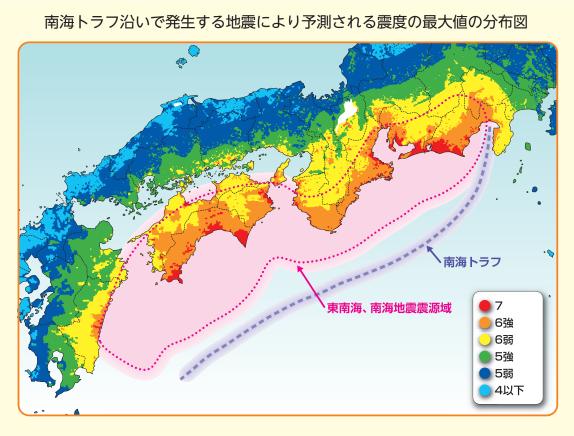
動向と課題

九州は、梅雨前線が停滞しやすく、台風の進路にも当たるため、これまでに数多くの風水害が発生しています。また、南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率が今後30年以内で70%程度とされ、これによる甚大な被害の発生が想定されるとともに、震源が浅く、大きな被害をもたらす「平成28年熊本地震」のような内陸の活断層に伴う地震の発生も懸念されています。

このようななか、東日本大震災などの教訓から、国においては*国土強靭化基本法に基づき持続可能な国家機能、経済社会の構築に向けた施策が推進されており、本市においても災害時の迅速な情報収集・伝達や*要配慮者への対応、女性へのきめ細かな配慮のほか、災害に備えた地域住民による自主防災活動の活性化などが喫緊の課題となっています。

また、テロや武力攻撃事態、原子力災害などの従来では想定し得なかった危機にも対処できるよう、危機管理体制の一層の充実が求められています。

今後は、あらゆる不測の事態にも対応しうる、災害に強いまちづくりを進めるため、計画的な災害予防に取り組み、市民と行政、防災関係機関が一体となった危機管理対策を推進していく必要があります。



基本計画

第



本方針

国土強靭化基本法の理念を踏まえ、強靭な地域づくりを計画的に進めるなかで、市民と行政、 防災関係機関が一体となった総合的な危機管理体制の確立を目指し、危機管理意識の高揚を図る とともに、ハードとソフトの適切な組み合わせによる災害予防対策を推進します。また、災害発 生時に生命や身体の安全を確保するため、情報収集・伝達機能の強化や協力・支援体制の整備、 ライフラインの確保に努めるとともに、これらをより効果的に機能させるために地域の防災力向 上を図ります。

主な取組

>>> 危機管理意識の高揚

●広報誌やメディア等を活用した広報、防災訓練などを通じて、住民・地域・行政それぞれの役割(自助・共助・公助)を徹底することにより、市民一人ひとりの危機管理意識の醸成を図ります。

>>> 災害予防対策の推進

- ●あらかじめ危険が予想される地域を明確にし、災害に応じた適切な避難場所や避難経路を確保します。
- ●災害発生前の自主避難や災害発生直後の対応から避難に至る安全行動の周知に努めます。
- ●あらゆる不測の事態に備え、計画的に道路、河川、公園・緑地などの施設整備を進めるとともに、 道路施設や*特定建築物等の耐震化を促進します。
- ●効果的な防災対策を図るため、防災拠点となる施設の整備や見直しを進めるとともに、防災情報の 一元化を図り、正確な情報の発信機能を充実します。
- ●災害時の救助や平常時の活動支援などの市民への対応を迅速に行うため、地域に密着した各支所・ 出張所における防災体制の充実を図ります。



避難所開設運営訓練



>>> 災害情報の収集伝達の迅速・的確化

- ●地域防災無線として導入した*MCA無線や衛星携帯電話等を活用することにより、災害情報の収集・伝達を迅速に行うとともに、大分県高度情報ネットワークシステムの活用を図ります。
- ●民間放送機関や市内のケーブルテレビ放送会社等との協力体制の充実を図ります。
- ●大分市防災メールやエリアメール、*同報系防災行政無線など多様な情報伝達手段を活用し、災害・避難情報などを迅速に提供します。

>>> 緊急時協力体制の整備

- ●災害や武力攻撃事態などの緊急時及び災害 復旧時の対策が円滑に行えるよう、国、県 をはじめ他の自治体や自衛隊、医療機関な ど関係機関との協力・支援体制の整備・充 実に努めます。
- ●災害発生時の応急対策等について協力を得るため、企業・団体等との応援協定を締結します。
- ●災害時のボランティア受け入れ態勢の整備 や活動拠点の提供など、ボランティアの活 動支援に努めます。



物資搬送訓練

●災害時に地域活動ができる人材を確保するため、企業等における防災力向上を図り、地域との連携 構築に努めます。

>>> ライフライン対策の充実

- ●あらゆる不測の事態に備え、計画的にライフライン施設の耐震化や*ブロック化、電線類の地中化などを促進します。
- ●自助・共助・公助の役割を明確にし、家庭内備蓄等を促進するとともに、非常食等の備蓄や関係機関等との応援体制の確立を進めることで応急食糧や飲料水の確保に努めます。

>>> 地域防災力の強化

※関連計画

- ●自主防災組織の活動の活性化を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯 感に基づく防災意識の高揚に努めます。
- ●*防災士など、地域における防災リーダーの育成強化に努めます。
- ●地域や企業、学校等における防災訓練や研修会などを通じて、災害への備えや発生時における適切 な対応を周知し、災害から得られた教訓の伝承を図ることにより、地域における災害対応力を強化 します。
- ●*小地域福祉ネットワーク活動事業等を活用し、地域との連携のもと、*避難行動要支援者に迅速な対応ができる支援体制づくりや災害発生時における要配慮者へのきめ細かな対応に努めます。

『大分市地域防災計画』『大分市国民保護計画』『大分市耐震改修促進計画』

基本計画

目標設定

防災訓練を実施した 自主防災組織数 現状値(2015年度実績)

376組織

目標値(2016~2019年度の累積)

全自主防災組織

特定建築物の耐震化率

現状値(2015年度末現在)

90.2%



目標値(2019年度見込)

94.1%



※国土強靭化基本法(2013(平成25)年12月公布·施行)

正式名称は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」。いかなる災害等が発生しようとも、「人命の保護が最大限図られる。」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。」「国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。」「迅速な復旧復興を可能とする。」などを基本方針として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「強靭な国づくり」を推進することを定めた法律。

※要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人。

※特定建築物等

災害時の拠点となる公共建築物や、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が利用するもの並びに緊急輸送道路沿道の建築物。

※MCA無線

MCA(Multi-Channel Access)方式で通信する、災害に強いデジタル無線のこと。大分市では、災害時に主として行政機関内の通信手段の1つとしており、移動系防災行政無線に位置付けられる。

※同報系防災行政無線

同報系(同時に複数の相手に通報する無線系統)と呼ばれる、屋外スピーカー等を介して、一斉に防災情報や行政情報を伝える無 線通信システムのこと。

※ブロック化

供給区域をいくつかの独立した小ブロックに分割して、配管網の整備を行うこと。災害等による被害を最小限に抑えることができる。

※防災士

災害に関する総合的な知識と実践のための技能を持ち、自主防災組織などにおいて防災リーダーとしての役割を担う人。

※小地域福祉ネットワーク活動事業

各校(地)区社会福祉協議会が、地域住民と連携を取りながら、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等とその家族、ひとり親家庭、 子育て中の親子等を地域で見守る活動を支援する事業。

※避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件(第1種身体障害者手帳、要介護認定3~5など)に該当する人。



第2節 | 治山・治水対策の充実

動向と課題

森林や農地には、地表に降った雨を貯留し洪水や土砂災害を緩和する働きがありますが、近年では都市化の進展に伴う市街地の拡大に加え、農村部から都市部への人口流出による過疎化や高齢化に伴い、森林・農地の荒廃が進み、保水能力が低下することが懸念されています。

また、本市域内には、大分川、大野川をはじめとして一級河川が42、二級河川が20、市管理河川が317あり、地球温暖化等により台風・豪雨等による被害が増加傾向にあるなか、集中豪雨時には、はんらん等の被害が危惧されます。

市民の貴重な生命や財産を災害から守るため、*水源かん養等の機能を有する森林について上流水源 地域や関係機関との連携を図りながら保全していくとともに、地域ごとの特性を踏まえた河川改修、砂 防事業等を進めていく必要があります。

また、雨水による床上・床下浸水、道路冠水などを防除するための取組や災害のおそれのある区域に おける警戒避難体制の整備等の減災に向けたソフト面での対策が求められています。

基本方針

台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強い安全なまちづくりを目指し、保安林等の保全を図るとともに、河川改修事業や砂防事業等を促進します。

また、公共下水道を計画的に整備するとともに、雨水排水施設を効果的に整備し、浸水対策を 推進します。

さらに、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向け た取組を推進します。

主な取組

>>> 保安林等の保全

●大雨による水害を防ぐため、水源かん養等の機能を有する森林や、遊水機能を持つ農地の保全に努めます。

>>> 河川改修の促進

- ●国、県の管理する河川の築堤や護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進します。
- ●市の管理する河川は、過去の被災状況の調査や住民の要請を受け、優先度に応じた効率的な改修を 図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備を進めます。

>>> 砂防事業等の促進

- ●河川流域の土石による被害を防止するため、砂防事業を促進します。
- ●住宅地や森林における土砂崩落を防ぐため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策を促進します。
- ●土石流対策として危険区域の対策事業を促進します。

>>> 浸水対策の推進

- ●道路や住宅地などに降った雨を河川へ流すため、道路側溝や公共下水道 (雨水管渠) を整備します。
- ●浸水被害の発生状況等を考慮し、必要に応じて雨水排水施設の適切な整備を進めます。

>>> 減災に向けたソフト対策の推進

- ●*土砂災害警戒区域と*洪水浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進します。
- ●**土砂災害特別警戒区域における住宅等立地の抑制や既存住宅の安全な構造への改修、移転支援等 に努めます。

※関連計画

『大分市国土利用計画』

目標設定

土砂災害ハザードマップ作成 箇所数(*土砂災害危険箇所 数1,958箇所(2016年3月 末現在))

現状値 (2015年度末現在)

33 箇所



1,000箇所



※水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

※土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※洪水浸水想定区域

水防法に基づき、最大規模の降雨により河川がはんらんした場合に浸水が想定されるとして国及び県が指定する区域。

※土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住 民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する 区域。

※土砂災害危険箇所

土石流や地すべり、急傾斜地の崩壊等、土砂災害による被害のおそれが考えられる箇所。県が調査を行い、特定の条件を満たした箇所を抽出している。



安全・安心な暮らしの確保

第1節 | 消防・救急体制の充実

動向と課題

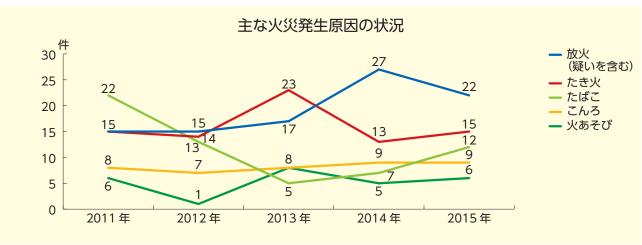
本市の火災件数は年々減少傾向にありますが、火災による犠牲者は後を絶たず、市民の貴重な財産も 失われています。火災の原因は放火、ガスコンロの火の消し忘れ、たばこの火の不始末など人為的なも のが上位を占めており、市民一人ひとりの防火意識の高揚が必要です。

また、地域防災力の重要性が増大する一方で、就労状況の変化や少子高齢化の進展、今後の人口減少の影響などにより担い手の不足が懸念されており、消防団をはじめとした地域の人材育成が重要となっています。

*超高齢社会を迎え、心疾患、脳血管疾患などの疾病の増加が予想されるなか、迅速で高度な救命処置をはじめ、年々増加している救急要請に適切に対応することが求められています。

さらに、近年、全国各地で多発している大雨、台風などの風水害や土砂災害のほか、今後発生が確実 視されている南海トラフ地震など大規模災害への対応が求められており、消防力の強化はもとより、防 災関係機関との緊密な連携を推進する必要があります。









基本方針

市民生活の安全を確保するため、火災予防を推進するとともに、消防力の強化と救急救助体制の充実を図ります。また、今後発生が確実視されている南海トラフ地震等の大規模災害時における体制の充実・強化を図ります。

主な取組

>>> 火災予防の推進

- ●幼少期からの防火意識の醸成を図るため、幼年、少年消防クラブの活性化に努めます。
- ●婦人女性防火クラブや消防団などの地域に根ざした防火関係団体と協働して、地域における防火思想の普及啓発に取り組みます。
- ●住宅用火災警報器の設置促進や適正な維持管理の徹底を図るとともに、住宅用消火器の普及促進、 防災講演会の開催など、広範な住宅防火対策を推進します。
- ●放火に対する市民への防火意識の高揚を図るため、啓発活動を推進します。
- ●高齢者などの*要配慮者及びその施設に対する予防指導を充実します。
- ●防火対象物及び石油コンビナートや危険物施設等の立入検査を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を図ります。
- ●出火原因の調査・究明に努め、より効果的な火災抑止施策を 推進します。

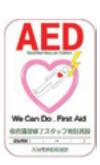


>>> 消防力の強化

- ●さまざまな災害に対応するため、地域の実情を考慮した車両や人員等の適正な配置を行い、常備及 び非常備消防の充実を図ります。
- ●地域に密着した消防団の活性化や人材育成を進めるとともに、地域防災を担う各種団体との連携を 強化し、地域防災力の向上に努めます。
- ●ICTを利用して、迅速な情報収集に努めます。

>>> 救急救助体制の充実

- ●救命効果のさらなる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を 推進するとともに、医療機関、*DMATとの連携強化を図ります。
- ●現場に居合わせた人が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発に積極的に取り組むとともに、AED設置場所の周知及び「**救マーク制度」の広報に努めます。
- ●救急要請の増加に対応するため、救急車の適正な利用の啓発と*民間の患者等 搬送事業者の指導、育成に努めます。
- ●さまざまな救助要請に対応できるよう救助体制の充実を図ります。



救マーク

>>> 大規模災害時の体制の充実・強化

- ●大規模災害時の指揮命令系統の確立を図るとともに、緊急消防援助隊・高度救助隊等の体制の充実 に努めます。
- ●震災時における火災対策として、耐震性を有する防火水槽の整備に努めます。
- ●防災関係機関との合同防災訓練などを通じて連携を深め、大規模災害時の相互応援体制等の充実を図ります。



市民を対象とした救命講習



防災関係機関との合同訓練

第

目標設定

各種団体への防火指導等人数

現状値(2015年度実績)

122,093_人

目標値(2016~2019年度の累積) **500,000**人

一般・普通・上級救命講習 受講者数 現状値(2015年度実績)

11,585_人

目標値(2016~2019年度の累積)

56,000

応急手当普及員講習受講者数

現状値 (2015年度実績)

30_人



目標値(2016~2019年度の累積) **220**人



※超高齢社会

総人口における65歳以上の高齢者人口が占める割合である高齢化率が21%を超えた社会のこと。なお、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」という。

※要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

***DMAT**

災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

※救マーク制度

AEDが設置され、営業時間(公開時間)中に救命講習受講者が常駐している施設で、救急事案が発生した際には119番通報するとともに、救急車の誘導を行うなど、施設利用者に「安心して利用できる施設」であることを表示した制度。

※民間の患者等搬送事業者

転院や入退院、通院などの緊急性がない場合に有料で搬送を行う事業者。通称では民間救急。赤信号での走行はできず、医療行為は行えない点などが救急車とは異なる。



第2節 | 交通安全対策の推進

動向と課題

全国的には、運転免許保有者数が増加し、さらに高速道路網の拡大など、交通アクセスの利便性が高まったことにより交通量が増加していますが、道路交通環境の整備など、交通安全対策の取組により、 交通事故発生件数は減少しています。

本市においても、交通事故発生件数は減少傾向となっていますが、交通事故死亡者の7割以上を高齢者が占めています。

また、交通事故発生原因では、自動車や自転車等の運転者の前方不注意や歩行者に対する安全不確認などが大半を占めています。

このようなことから、子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての市民の安全を守るため、 交通災害の未然防止に努めるとともに、特に高齢者の交通事故防止を重点に、関係機関・団体や地域と の連携を図りながら、市民の理解と協力のもと、広範な交通安全対策を推進していく必要があります。 また、交通事故被災者への対策も必要になっています。





基本方針

人と車の調和のとれた安全で快適な交通社会の実現を目指し、人優先の交通安全思想の普及・ 徹底や交通安全環境の整備など、広範な交通安全対策を推進します。

主な取組

>>> 交通安全思想の普及・徹底

- ●関係機関・団体などと連携を図り、交通マナー・モラルの向上を広く呼び掛けるなど、市民総ぐる みの交通安全運動を推進します。
- ●小学生、中学生、高校生及び大学生に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。
- ●老人会や自治会等を通じ、高齢者体験型交通安全教室などを開催し、高齢者の交通安全に対する意 識の高揚に努めます。
- ●交通安全協会、幼児交通安全クラブ(通称モンキークラブ)、女性ドライバー協議会などの交通安全団体の育成を図り、地域に密着した交通安全活動を推進します。

>>> 交通安全環境の整備

- ●歩行者及び自転車通行者の安全確保を図るため、歩道の改良や自転車走行空間の整備などを進めるとともに、放置自転車対策に取り組みます。
- ●安全な通行空間を確保するため、道路状況等に応じて、必要とされる道路改良やカーブミラーなどの整備を図ります。
- ●通学路や生活道路、事故多発地点などにおいて、重点的に信号機や横断歩道などの設置等を促進します。
- ●安全で円滑な交通の流れを確保するため、効果的な交通規制を促進します。

>>> 交通事故被災者対策の充実

- ●交通事故相談業務など交通事故被災者援助の充実に努めます。
- ●交通遺児への支援制度などについて、広く市民への周知を図ります。

※関連計画

『第10次大分市交通安全計画』「大分市自転車利用基本計画」 『大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画』

目標設定

市道における交通安全施設(歩道)の整備延長(片側)

現状値(2015年度実績)

2.76km



目標値(2016~2019年度の累積)
12.09km



第3節 | 防犯体制の強化

動向と課題

現代社会においては、市民の連帯意識の希薄化と他人に対する無関心化が進み、地域における犯罪抑止力の脆弱化が懸念されています。

本市の犯罪の約74%は窃盗犯で、そのうち約6割は被害者の鍵のかけ忘れによるものです。また、高齢者などを狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害が増加するとともに、インターネットなどを利用したネットワーク利用犯罪や少年犯罪も憂慮すべき状態にあります。

子どもや高齢者、女性をはじめすべての市民を犯罪から守るため、地域における安全対策がますます重要になってきており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と、地域に密着した防犯活動の推進、防犯に配慮した住環境の整備が求められています。

2015年の刑法犯認知件数

	件数	割合
窃盗犯	1,754	74.3%
粗暴犯	115	4.9%
知能犯	113	4.8%
風俗犯	27	1.1%
凶悪犯	9	0.4%
その他	341	14.5%
合計	2,359	100%

→ 窃盗犯のうち被害者の鍵かけ状況

	施錠なし	施錠あり	
乗り物盗難	67.1%	32.9%	
車上狙い	63.3%	36.7%	
住居侵入窃盗	72.7%	27.3%	

資料:大分県警察本部

基

本方針

安全で住みよい地域社会を実現するため、広報活動や地域における防犯活動を通じて、防犯意 識の啓発と高揚に努めます。また、市民防犯団体の育成や防犯灯の設置などの防犯環境の整備を 進め、行政、地域、関係機関が一体となった防犯体制の強化を図ります。

主な取組

>>> 防犯意識の高揚

- ●広報誌の発行や安全大会の開催などによる広報を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の啓発を図ります。
- ●自主防犯パトロールなどの各種防犯活動により地域の連帯意識の強化を図ります。
- ●関係機関と連携して暴力絶滅運動を推進し、市民の暴力犯罪絶滅及び暴力団排除の気運を高めます。
- ●振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪徳商法などの被害を未然に防止するため、啓発活動を推進します。
- ●インターネットなどのネットワークの適切な利用を呼び掛けるとともに、市民への情報提供活動の 充実を図ります。

第6部

>>> 防犯体制の強化

- ●こどもの安全見守りボランティアなどの活動を促進し、地域の防犯機能の向上を図ります。
- ●防犯灯や街路灯の設置等により犯罪を誘発するおそれのある場所の解消に努めるなど、防犯環境の 整備を行います。
- ●特殊詐欺等の犯罪被害者からの相談に応じるとともに、関係機関と連携して問題解決に努めます。
- ●未成年に有害と思われるチラシの排除など環境浄化を推進します。





防犯パトロール (特殊詐欺啓発)

こどもの安全見守りボランティア

目標設定

自主防犯パトロール活動 自治区数 現状値(2015年度末現在)

581 自治区



全自治区



第4部

にぎわいと活力あふれる 豊かなまちづくり

(産業の振興)



第章

特性を生かした生産業の展開

第1節| 工業の振興

動向と課題

本市は、鉄鋼、化学、半導体、電子・電気機器など最先端の技術を持つ多種多様な企業が立地し、活発な産業経済活動を展開しています。これらの企業は裾野が広く、関連する産業が展開し、国内でも有数の工業都市として発展してきました。

近年の本市における製造業は、リーマンショック後の景気低迷により事業所数や従業員数に減少傾向が見られるものの、製造品出荷額は微増の状況にあります。

今後も生産活動を活発化し、新たな雇用や工業全体の活力を生み出していくには、既存企業に対する 支援はもとより、企業誘致やベンチャー企業を含めた新しい産業の創業、市場の拡大が見込まれるエネ ルギー産業など高度技術に立脚した産業の集積、人材の育成や技術力の向上による地域産業の競争力の 強化が求められています。





基本計画





基本方針

既存産業の振興を機軸としながら、企業誘致の推進やさまざまな創業支援機関と連携した新たな産業の創業支援により、産業集積を推進します。また、中小企業における技術の高度化、経営の効率化の促進や企業活動を支える人材の確保と育成の支援を実施し、企業の競争力の強化を図ります。

主な取組

>>> 高度技術に立脚した産業集積の推進

- (1) 企業立地の推進
 - ●地域経済の活性化や雇用の場の創出につながる企業の立地を促進します。
 - ●市内企業の事業継続・拡大につながる設備投資等を支援します。
 - ●副生成物の利用等による省エネ・低炭素化社会に貢献する技術を有する企業の立地を促進します。
 - ●市場の拡大が見込まれる医療やICTなど、新製品・新技術の開発につながる先端技術産業や研究 開発型産業の誘導に向けた取組を推進します。
- (2) *インキュベーション機能の充実
 - ●産業振興の拠点となる施設機能の充実を図るなかで、今後、成長が期待される産業や*都市型産業への支援、人材育成と人的ネットワークの形成など、起業や新事業の展開をサポートするシステムの構築に努めます。
 - ●大学等教育機関や金融機関などのさまざまな創業支援機関と連携して支援体制を強化し、創業しやすい環境の整備に努めます。



>>> 中小企業の競争力の強化

- (1) 高度化・効率化の促進
 - ●企業と大学等による新事業・新技術の共同研究等を円滑にする大学等教育機関や金融機関等との 連携体制の整備のほか、事業の共同化や新技術の共同開発などにつながる異業種間・企業間にお ける交流を促進し、中小企業の技術力の向上を図ります。
 - ●生産力の向上や販路拡大等につながる取組への支援に努めます。
 - ●融資制度の充実などにより資金調達の円滑化を図るとともに、経営診断、経営・技術相談などを 行うことにより中小企業の経営基盤の強化を促進します。
- (2) 人材の育成・確保
 - ●大学や関係機関等と連携し、講演会や研修会などの内容・実施体制の充実を図り、企業活動の活性化を担う人材の育成・確保に努めます。
 - ●自主研修の開催に対する支援など企業が人材育成に取り組みやすい環境の整備を行います。
- (3) グローバルな事業展開への支援
 - ●*ジェトロ等の支援機関と連携し、グローバルな事業展開を目指す企業を支援します。

※関連計画 『大分市商工業振興計画』

目標設定



第



※インキュベーション機能

自力では難しい起業に関して、事業化のスケジュールや資金等の相談、安価な賃貸スペースの提供等、幅広く支援すること。

※都市型産業

都市の機能集積を活用することにより都市に立地することが比較的優位となるソフトウェア業や情報処理業などの産業。

※ジェトロ

独立行政法人日本貿易振興機構(Japan External Trade Organization)の略称。諸外国との貿易拡大及び対日投資の支援などによる経済協力の促進と、開発途上国の調査・研究を通じて、日本の経済・社会のさらなる発展に貢献することを目指す。



第2節 |農業の振興

動向と課題

本市においては、平野部、中山間部の広い範囲にわたり水稲・野菜・果樹・畜産などの多彩な農業が営まれ、中でも施設園芸や酪農などは法人化による大規模な企業的経営が行われています。

一方で農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の増加、さらには鳥獣による農作物被害の増大などにより、経営耕地面積は減少しています。

また、社会構造やライフスタイルの変化による農産物に対する消費者ニーズの多様化や高度化のさらなる進展、人口減少社会の到来による食に関する市場規模の縮小が懸念されています。

このため、優良農地の調査・集積を行い、競争力のある産地の担い手へ集積を図ることや集落単位で 農地などの地域資源を守り、継承していく取組が必要となっています。

さらに、多様化する流通や消費者ニーズに的確に対応するため、生鮮食品としての販売だけでなく、 *6次産業化や農商工連携による個性ある産品づくりを促進していく必要があります。

このように、今後は地域の特性を最大限に生かした競争力、持続力、魅力を有する本市農業の一層の 振興が求められています。





基

本方針

優良農地の担い手への集積をはじめとする効率的な経営基盤の整備と安全・安心で魅力あふれる 農畜産物の生産により、農業者の所得向上と競争力のある産地の育成を図ります。

また、観光や教育など多様な分野とも連携を深め、都市農村交流や**食農教育の推進に努めるなど、農業・農村の多面的機能を生かし、市民一体となった持続可能な農業振興を図ります。

主な取組

>>> 多彩な都市型農業を支える人づくり

- ●研修制度の拡充や生産基盤の整備への支援等を通じて、*認定農業者、集落営農組織、新規就農者、 農業に参入する企業、高齢農業者、女性農業者や福祉事業者など、多様な担い手の確保・育成を図 ります。
- ●融資・価格安定制度の充実、関係機関・団体との連携などにより、担い手の経営の改善及び安定を 支援します。
- ●市民が日常の食生活と地元農産物との結び付きについて理解を深められるよう、消費者と生産者・ 食品関連事業者などとの交流促進や食育活動の推進を図ります。



牛の搾乳体験



>>> 信頼され魅力あふれるものづくり

- ●地域の特性を生かし、多様化する消費者ニーズに即した付加価値の高い農畜産物の生産振興と供給 体制の整備を図ります。
- ●低コスト・省力化技術の導入などにより、生産性が高く、競争力のある産地づくりを推進します。
- ●農畜産物の生産履歴の開示、家畜伝染病に係る衛生対策などにより、安全・安心な農畜産物の生産・供給を図ります。
- ●減化学肥料の利用促進や減化学合成農薬栽培の推進、農業廃棄物の適正処理と有効活用など、環境 に配慮した農業の推進を図ります。
- ●消費者や食品関連事業者等への地元農産物に関する情報の発信や各種イベントの開催などにより地 産地消を促進します。
- ●6次産業化や農商工連携を促進し、地域資源を生かした魅力ある加工品開発を図ります。



施設園芸

>>> 特性を生かした活力ある地域づくり

※関連計画

- ●農道、用排水路の生産基盤・生活基盤の整備を促進し、農業者の持続的な生産体制と快適な農村環境の整備を図ります。
- ●担い手への農地集積や地域の特性に応じた適正な土地利用を促進し、遊休農地の発生防止と有効活用に努めるとともに、優良農地の保全を図ります。
- ●都市と農村の交流活動を支援することにより農村の活性化を図ります。
- ●農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図るため、地域の共同活動を支援し、農地や水路など地域資源の適切な管理を推進します。
- ●鳥獣被害防止に対する取組を強化し、良好な営農環境の保全を図ります。

『大分市農業振興基本計画』「大分市地産地消促進計画」「大分市国土利用計画」

目標設定

認定新規就農者数(累積)

現状値 (2015年度末現在)

7人

目標値(2019年度見込)

27人

**主要品目の産出額

現状値(2014年度末現在)

42億2,900万円

目標値(2019年度見込)

43億3,700万円

集落での*共同活動取組 集落数 現状値(2015年度末現在)

80

目標値(2019年度見込)

100

直販所・直売コーナーの 販売額 現状値 (2014年度末現在)

25億円



目標値(2019年度見込)

26億5,000万円



※6次産業化

農林水産業者による生産・加工・販売の一体化や、農林水産業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産資源と、食品産業、観光産業等の産業とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促すこと。

※食農教育

食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深めるために、家庭における食事や学校給食、社会教育活動等を通して行う全般的な活動。

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」(5年後の目標)を 市長に提出して認定を受けた農業者のこと。

※認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「青年等就農計画」(5年後の目標)を市長に提出して認定を受けた農業者のこと。

※主要品目

ニラ・オオバ・ミツバ・水耕セリ・イチゴ・ピーマン・パセリ・酪農・肉用牛(繁殖)

※共同活動取組集落数

農地を守るため、共同活動を行っている集落数。*人・農地プラン作成集落(累積)+*中山間地域等直接支払制度取組集落数+ *多面的機能支払制度取組集落数

※人・農地プラン

高齢化が進む集落・地域において、話し合いにより、今後の農地利用の在り方やその農地を利用する担い手の位置付けなどを検討し、おおむね5年後の地域農業の方向性を定めたもの。

※中山間地域等直接支払制度

傾斜地が多く農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動などに対して助成することで平坦地との条件不利の補正を行う制度。

※多面的機能支払制度

多面的機能とは、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの機能の こと。これらの機能を維持・発揮するための地域共同活動に対して一定の助成を行う制度。

第3節 | 林業の振興

動向と課題

森林は木材などの森林資源の供給のほかに、水源のかん養や二酸化炭素の吸収などの多面的機能を有しています。今後、これらの森林資源の維持や多面的機能を発揮していくためには、自然環境に配慮した適正な*間伐等による森林の整備・保全が必要となってきます。

近年、戦後に植林したスギやヒノキなどの人工林が利用時期を迎え、木材として供給が可能な状態となっているにもかかわらず、外国からの木材等の輸入増加による価格の低迷や森林所有者の高齢化などにより、十分な利用に至っていない状況です。

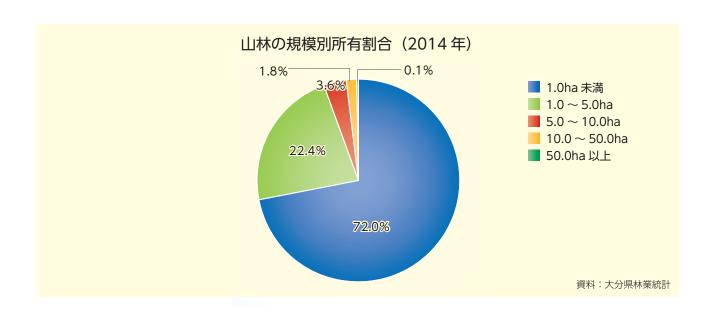
このようなことから、消費者のニーズに即した供給体制の整備や担い手の確保・育成、木材の需要拡大等が課題となっています。

また、林業を営む上で、重要な生産基盤である林道については、開設は進んでいますが未舗装の箇所も多く、今後、一層の整備が必要とされています。

保有形態別森林面積(2014年)

保有形態		総面積		立木地		人工林率
		面積(ha) (A)	比率 (%)	人工林(ha) (B)	天然林(ha)	(B/A) (%)
私有林		21,009	86.0	7,793	10,830	37.1
	県有林	2,029	8.3	1,568	325	77.3
公有林	市有林	791	3.2	382	372	48.3
	計	2,820	11.5	1,950	697	69.1
国有林		618	2.5	472	108	76.4
合 計		24,447	100.0	10,215	11,635	41.8

資料:大分県林業統計



第6部



本方針

森林が有する資源や多面的機能が維持、発揮できるよう、森林の利用と保全とのバランスを取りながら、森林の整備や保全を計画的に行います。

また、林業経営の安定化に向け、生産基盤と供給体制の整備や**木質バイオマスの利用など木材の需要拡大を図ります。

主な取組

>>> 健やかな森林をはぐくむ人づくり

- ●森林組合等の*林業事業体の強化を図るとともに、*林業作業士の確保・育成や*森林施業プランナーの技術向上に努めます。
- ●持続的な森林経営の確立を図るため、地域ごとに森林所有者の連携・共同による*森林経営計画の 策定を促進します。
- ●森林整備や加工流通体制の強化を推進するため、林業や木材産業の関係団体によるネットワークを 構築します。

>>> 森からの恵みがあふれるものづくり

- ●民有林において森林経営計画に基づいた適正な造林・育林事業を推進します。
- ●森林整備の団地化や低コスト化を促進し、消費者ニーズに即した地域材の安定供給体制を構築します。
- ●学校等の公共建築物において木造化や内装の木質化を図るとともに、公共工事等における木材利用 を促進することで木材需要の拡大を図ります。
- ●森林整備の際に発生する未利用材等の有効活用を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。
- ●しいたけなどの特用林産物については、気候に左右されない生産施設や機械設備等の導入を支援 し、安定した供給体制の整備に努めます。



>>> 次世代につなぐ地域づくり

- ●NPOやボランティア団体との連携により、都市と山村との交流を促進することで、里山の保全を図ります。
- ●市有林については、市民共有の財産として、周辺地域の模範となるよう、計画的な間伐、枝打ち等を推進し、災害に強い優良林の造成に努めます。
- ●安全かつ災害に強い林道、作業道の整備を推進します。
- ●森林レクリエーションなど市民の健康やいやしを促進する場として、多様な森林の整備を図ります。



森林セラピー

※関連計画

『大分市森林整備計画』『大分市国土利用計画』

目標設定

年間間伐面積

現状値(2014年度実績)

122_{ha}

目標値(2019年度見込)

195ha

年間素材生産量

現状値(2014年度実績)

9,113_m

 $\left\langle \cdot \right\rangle$

目標値(2019年度見込)

24,300m

主要林道舗装延長(累積)

現状値 (2015年度末現在)

1,875_m



目標値(2019年度見込)

2,800_m

基本計画



※間伐

良質な木材の生産と森林を健全な状態に維持していくため、木を伐採し適正な密度にすること。長期的かつ計画的な実施が必要。

※木質バイオマス

家畜排せつ物や下水汚泥など生物由来の再生可能な資源(バイオマス)のひとつで、チップや製材端材、樹皮、間伐材、木質ペレットなどのこと。発電用燃料としての利用が期待されている。

※林業事業体

間伐や枝打ち、主伐などの森林の整備を行う林業の経営体。森林整備のほかに、森林の調査や施業提案、森林計画制度管理・実行なども行い、森林所有者に代わって地域の森林管理を担う。

※林業作業士

主に林業事業体に属しており、間伐や枝打ちなどの森林整備を担う作業員のこと。

※森林施業プランナー

森林所有者に対して森林の整備方針や経費などについて提案する技術者のこと。また、効率的な整備を行うために個々の森林の集 約化についても提案する。

※森林経営計画

森林所有者などが、経営を行う森林における施業や保護について作成する計画。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多面的機能を発揮させることを目的としている。



第4節 水産業の振興

動向と課題

本市の水産業は、別府湾・豊後水道域における海面漁業と、県内の2大河川である大分川・大野川での内水面漁業に大別され、海面漁業では、5 t 未満の動力船・船外機船など小規模な漁船による一本釣りや各種*刺し網漁業等を中心とした沿岸漁業、内水面漁業では、アユ、ウナギなどを対象とした漁業が営まれています。

近年においては、海岸線の埋立てなどによる漁場環境の変化、担い手不足、漁業者の高齢化などにより、漁獲量の減少が続くとともに、養殖漁業の普及や輸入水産物の増加などによる魚価の低迷が続いており、今後は、水産資源の保全と漁獲量の維持とのバランスを保つことによる生産性の高い漁業が必要となってきます。また、消費者ニーズの多様化と時代の流れに対応した流通体制の整備と消費の拡大が求められています。





第



本方針

豊かな水産資源を守り育てるための良好な漁業環境の確保や漁港・漁場などの基盤整備と後継者の確保・育成により、生産性が高く持続可能な漁業の振興に努めます。

また、多様化する消費者ニーズに即した供給体制の充実など、市民が安心して消費できる水産物の安定供給を目指します。

主な取組

>>> 明日の漁業を開く人づくり

- ●研修制度をはじめとする新規就業者支援により、担い手の確保・育成に努めます。
- ●市民が日常の食生活と地場水産物との結び付きについて理解を深められるよう、各種イベントの開催や食育活動の推進等により、地場水産物のPRや魚食の普及に努めます。

>>> 信頼され魅力あふれるものづくり

- ●海面漁業ではイサキ、カレイ、アワビなど、内水面漁業ではアユ、ウナギなどの*種苗放流を促進します。
- ●「関あじ」「関さば」などのブランドの維持や消費者ニーズに即した流通体制の整備を促進します。
- ●漁業者やその団体が主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進し、新たな商品開発と販路の拡大を図ります。
- ●違反操業の監視強化などを促進し、水産資源の保全を図ります。

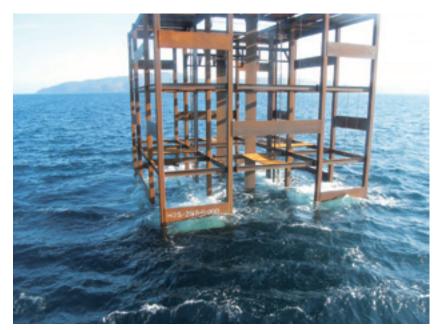


種苗放流



>>> 豊かな海をはぐくむ地域づくり

- ●水産資源を維持・増大するために、*魚礁の設置や*増殖場の造成を推進します。
- ●漁業の拠点となる漁港施設や漁港海岸保全施設の計画的な整備や長寿命化・災害対策の強化を推進 します。
- ●荷捌き施設、*蓄養施設など、流通関連施設の整備や更新を促進します。
- ●関係機関と協力して漁場環境の保全や豊かな海をはぐくむ森づくり活動などを促進します。
- ●市民の海洋レジャー・レクリエーション需要や遊漁者等の増大に対応した秩序ある海面の利用を促進します。



魚礁の設置

※関連計画 『大分市水産基本計画』『大分市国土利用計画』

目標設定

増殖場の造成面積

現状値 (2015年度末現在)

25,620m

目標値 (2019年度見込)

63,637_m

魚礁設置量

現状値(2014年度末現在)

58,659 空m

目標値(2019年度見込)

64,833_{2m}

*Iターン就業者数(累積)

現状値(2015年度末現在)

7人



目標値(2019年度見込)

ブランド魚種の漁獲量

現状値 (2015年度実績)

263.76 t



目標値(2019年度見込)

※ 空㎡ (くうりゅうべい)

魚礁の体積を表す単位。魚が隠れる目的などで設けた魚礁の内部空間を含めた体積数。



※刺し網漁業

魚の回遊を遮るように網を張り、網目に刺さった魚やからまった魚を漁獲する漁業。

種苗生産(人工的に卵をふ化させて稚魚や稚貝をつくること)、中間育成(天然種苗や人工種苗を放流できる大きさまで育てるこ と)、放流 (適正サイズまで中間育成した種苗を、生息に適した海域に放すこと) の一連の作業。

魚を集めて効率的に漁獲することを目的にコンクリート製や鋼製の人工の構造物を海底に設置したもの。稚魚の保護や育成の効果

※増殖場

産卵場所や稚魚の隠れ家となる藻場を造成するために海底に自然石やコンクリートブロックを設置した場所。

漁獲された魚介類の出荷調整を行ったり、漁獲によるダメージを回復させたり するための水槽や生けすなどの施設。

※ | ターン

都市で生まれ育った者が、地方に移り住むこと。



活気ある流通・サービス業の展開

第1節 | 商業・サービス業の振興

動向と課題

本市の商業・サービス業は、新産業都市建設の進展によりもたらされた人口の増大や市民生活の質の 向上を受け、大きく発展してきました。

一方、近年、大型商業施設の進出やコンビニエンスストアなどの新業態店舗の展開、高速交通体系の整備や情報通信端末の普及、拡大などにより、商業・サービス業における市場競争は激化しています。

これにより、地域の商店街では空き店舗の増加や高齢化による後継者不足も顕著になってきており、 市民生活を支える「地域商業の振興」や「雇用機会の創出」「地域コミュニティの担い手」などの商店 街に求められる機能の低下が危惧されています。

今後は、人口減少社会の到来による市場縮小が予想されるなかで、経営基盤の強化をはじめとした、 産業集積の推進、創業支援、人材育成など、商業・サービス業の振興を図るための多様な施策の展開が 求められています。

基

本方針

商業・サービス業の活性化に向けて、人材育成などの支援を通じ経営基盤の強化を図ります。 また、創業支援などにより、店舗の集積を促進し、商店街の機能が最大限発揮できるように、商 店街組織の機能強化を図ります。

さらに、刻々と変化する商業・サービス業の動向や課題を的確に把握するため、個々の事業者 との意見交換の場を積極的に設けるとともに、商工会議所などの中小企業支援団体との連携を強 化します。

主な取組

>>> 特色ある個店づくり

●商店の独自性、専門性など個性化を支援するとともに、ICTの活用など、多様化、高度化する消費者ニーズに対応した個店づくりを促進します。

>>> 魅力ある商店街づくり

●消費者の利便性の向上、快適な買物空間の創出のための施設等の設置・運営や、にぎわい・憩いの場の創出のためのイベントなどに対し支援を行うことにより、地域性に配慮した商店街の活性化や地域コミュニティの拠点としての機能の充実を図ります。

>>> 経営基盤の強化

- ●高度な専門的知識、技能を有する人材の育成・確保に努めるとともに、経営相談や経営診断体制の充実を図ります。
- ●業務の高度化・効率化のための融資制度等の充実に努めるとともに、新分野・新業態への事業展開のための支援を行います。
- ●同業種間の連携、異業種間交流などによるネットワーク づくりを促進します。



>>> 創業支援

●*インキュベーション機能や融資制度等の充実を図り、さまざまな価値観に対応した新たな商業・ サービス業の創業を支援します。

>>> 意見交換の場の充実

- ●企業訪問や各種団体の会合等への参加を通し、課題やニーズの把握に努めます。
- ●中小企業支援団体と積極的な情報交換を行い、効果的な施策の展開に努めます。

※関連計画

『大分市商工業振興計画』『大分市中心市街地活性化基本計画』

目標設定

小売商業の年間商品販売額

現状値(2014年度実績)

4,863億円



目標値(2019年度見込)

5,000億円

卸売商業の年間商品販売額

現状値(2014年度実績)

7,822億円



目標値(2019年度見込)

8,300億円



※インキュベーション

インキュベーションとは、創業を目指す人ないし創業間もない企業や新分野へ展開しようとする企業に対して不足する資源(ソフト支援サービス、低賃料スペース等)を提供し、その成長を促進させることを目的とする、新たな事業を創出するための一連の支援システムと連携活動のこと。



第2節 流通拠点の充実

動向と課題

近年、少子高齢化に伴う人口減少の進行、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、流通構造の変化など、卸売市場を取り巻く環境が大きく変化するなかで、市場の取扱量が減少しており、卸売業者や仲卸業者の経営環境は厳しさを増しています。

本市の卸売市場は、2006 (平成18) 年4月、地方卸売市場に転換し、市場の活性化等を図ってきましたが、転換後も取扱高の減少傾向に歯止めがかからない状況です。

今後、市民の「食」の安全・安心に対する意識が高まるなか、安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給していくため、経営展望に基づき、管理運営体制のさらなる見直しを進めていくことが必要となります。

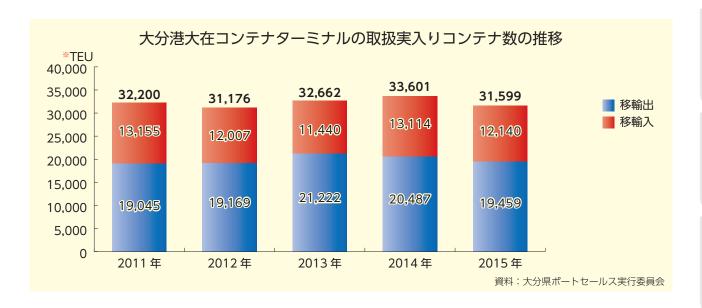
また、本市では、大分港大在公共埠頭を中心とする地域が、輸入促進地域として指定されたことに伴い、流通港湾としての機能の強化や港湾施設の整備が進められました。

他の流通港湾との取扱貨物量の競争が激化しているなか、東九州の玄関口であるという立地特性を生かし、ポートセールスによる大分港の利用貨物の増加や新規航路の開拓などに、関係機関と連携して取り組むことが求められています。

また、高速交通体系などの整備により、交通の利便性が高まったことに伴い、大分港の競争力強化を 図るため、大分港大在コンテナターミナルの港湾機能の充実に取り組むとともに、大分流通業務団地の 利用促進を図り、広域流通拠点の整備に取り組む必要があります。



基本計画



本方針

公設地方卸売市場は、市民へ生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給する流通拠点であることから、市場機能の充実を図ります。

また、本市が、東九州における広域流通拠点となるため、さらには、環太平洋地域やアジアにおけるモノや情報の国際交流拠点となるためには、大分港大在コンテナターミナル及び大分流通業務団地を本市における流通拠点と位置付け、これらの機能の向上や活用の促進、連携強化を図ります。



大分港大在コンテナターミナル



主な取組

>>> 公設地方卸売市場の機能向上

- ●市民の「食」の安全・安心に対する意識の高まりのなか、関係機関と連携して品質管理を徹底し、 市場の信頼性の向上に努めます。
- ●市場の市民への一般開放やホームページを利用した情報発信等を通じて、地元産食材をはじめとした生鮮食料品等の消費拡大を推進します。

>>> 大分港大在コンテナターミナルの活用促進

●大分港大在コンテナターミナルを拠点とした良好な流通環境を活用し、新規航路の開設や貿易港としての体制の整備を促進するとともに、国内外への広報活動、ポートセールスなどを関係機関と連携して展開します。

>>> 大分流通業務団地の活用促進

●融資・助成制度の活用促進や関係機関との連携による企業誘致活動などにより、大分流通業務団地への企業の移転、誘致を促進し、物流の集団化・共同化等による効率的な流通システムの構築に努めます。



大分流通業務団地



公設地方卸売市場

※関連計画

『大分市商工業振興計画』

目標設定

公設地方卸売市場における 取扱金額(青果部) 現状値(2015年度実績)

149億円



目標値(2019年度見込)

149億円

公設地方卸売市場における 取扱金額(水産部) 現状値(2015年度実績)

85億円



目標値(2019年度見込)

85億円

大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数 (外貿及び内貿) 現状値(2015年度実績)

31,599TEU



目標値 (2019年度見込) **38,000**TEU



***TEU**

「Twenty-foot Equivalent Unit」の略で、20フィート(長さ約6m)コンテナに換算したコンテナ個数の単位。



第**3**章

安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

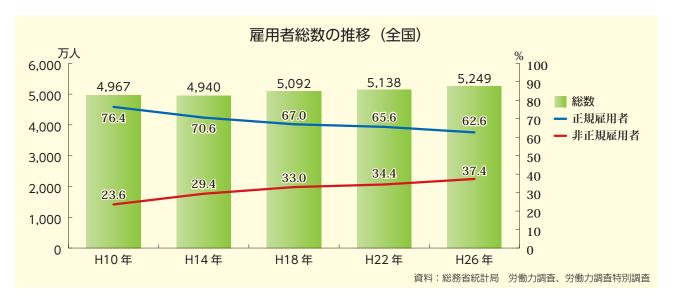
動向と課題

近年、本市の有効求人倍率は改善傾向にありますが、職種・産業ごとに見ると、大きな偏りがあり、 「雇用のミスマッチ」が顕著になっています。

また、雇用者総数が増加するなかで、雇用形態としては、正規雇用者数は減少し、非正規雇用者数は増加傾向にあります。

今後、人口の減少が想定されるなか、地域経済をより活力あるものへと発展させていくためには、働く意欲のある人が、希望する働き方と適性に応じて就労できるよう機会の拡大を図ること、企業の人材確保・育成の支援に努めていくこと、若者の職業意識の醸成や女性・高齢者・障がい者のさらなる社会進出を促進することなどが求められています。

さらに、すべての勤労者が、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、処遇の改善や雇用 環境の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。





基本計画

第



本方針

*UIJターンの促進や「雇用のミスマッチ」の解消などに向けて就労機会の拡大を図るとともに、企業の人材確保・育成を支援することで、安定した雇用環境の構築に努めます。

また、中小企業勤労者に重点を置いた福利厚生の向上を促進し、すべての勤労者が「働きがい」を実感し、安心して働ける良質な労働環境の整備を推進します。

主な取組

>>> 就労支援

- (1) 就労機会の拡大
 - ●企業誘致、新規・成長産業の育成・支援、既存企業の振興などを促進し、多様な就労の場と安定 した雇用の確保に努めます。
 - ●関係機関と連携し、若者・女性・高齢者・障がい者など働く意欲のあるすべての人々を対象とした就労支援セミナーを開催します。
 - ●市外で働く人や求職者が、本市で就職する機会を拡げることでUIIターンを促進します。
 - ●企業の人材確保・育成への支援を積極的に推進することにより、若者・女性・障がい者などの就 労機会の拡大や早期離退職防止に取り組みます。
 - (公社) 大分市シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労機会の拡大に努めます。
- (2) 技能奨励と若年者の職業意識の早期醸成
 - ●技能尊重の気運の醸成に努めるとともに、異業種の技能者間の交流を促進します。
 - ●中学生を中心とした若年者を対象として、「仕事・働くこと」について考える機会を提供します。
- (3) 相談体制の充実
 - ●関係機関と連携し、若年者などへ就労に関する情報の提供やキャリアカウンセリング等を行い、 相談体制の充実に努めます。





>>> 勤労者福祉の充実

- (1) 福利厚生の充実
 - ●中小企業等における勤労者向けの融資制度の充実や退職金制度の普及促進など、企業規模による 福利厚生面での格差の解消に向けた取組を推進します。
 - (一財) おおいた勤労者サービスセンター等の関係機関と連携し、中小企業で働く勤労者、パート・アルバイト、派遣労働者などの勤労者福祉の充実に努めます。
- (2) 労働環境の整備促進
 - ●関係機関と連携し、労働災害や職業病の未然防止を図るなど、勤労者が安心して働ける環境の整備を促進します。
 - ●関係機関と連携し、年間総労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの実現と、労働環境の改善に向けた啓発に努めます。
- (3) 融資制度の活用の推進
 - ●勤労者の住宅取得などに関する融資制度の適切な活用を推進します。
- (4) 余暇などへの支援
 - ●勤労者の地域活動や文化・スポーツ活動などを行う各種協議会への支援や情報提供に努めます。
 - ●レクリエーションや異業種・異文化体験などを通じた勤労者の相互交流を推進します。

※関連計画 『大分市商工業振興計画』

目標設定

(公社) 大分市シルバー人材 センターの事業実績金額 現状値 (2015年度実績) **5**億**6**,**170**万円

目標値(2019年度見込)

7億円

中小企業勤労者向けの福利厚 生機関((一財) おおいた勤 労者サービスセンター) の会

現状値(2015年度末現在)

19,436_A

目標値(2019年度見込)

24,600_人

UIJターン就職者数(*おおいた産業人財センターの登録者のうち、大分市へ就職した人数)

現状値 (2015年度実績)

72_人

目標値(2016~2019年度の累積)

300_人



※UIJターン

UIJターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

※おおいた産業人財センター

県が開設した、地域経済や雇用を支える県内中小企業の自立・挑戦を応援するために、企業における人材確保・定着を支援する拠点。



第4章) 魅力ある観光の振興

動向と課題

近年の人口減少に伴い、国内消費の低下が懸念されるなか、国内外からの交流人口の増加や、地域経済への大きな波及効果が見込まれる観光産業に対する期待はますます高まっています。

東九州の拠点都市として発展してきた本市は、高崎山自然動物園や水族館などの観光施設や、「関あじ」「関さば」や「とり天」をはじめとする豊かな食などの観光資源を有しています。さらに2015(平成27)年に、東九州自動車道が延伸するなか、大分駅ビル・大分県立美術館をはじめとする新施設がオープンするなど、新たな魅力と都市の風格が備わってきました。

これらを踏まえ、国内はもとより、ビザ要件が緩和された東南アジアをはじめとするアジア圏からさらなる観光誘客を推進していく必要があります。

また、2019 (平成31) 年のラグビーワールドカップ、2020 (平成32) 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催により増加が期待される外国人旅行者を受け入れる体制づくりも求められています。

こうしたことから、本市の個性や魅力を高めPRするとともに、歴史や文化でつながる都市などと連携して広い圏域で誘客を図る仕組みづくりに取り組んでいくことがさらに重要となっています。



基本方針

本市が有する観光資源の魅力再発見に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。

また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関と協力し新たな魅力の創出に努めます。

こうした取組の中で醸成された本市の魅力を戦略的に発信し、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。

主な取組

>>> 観光資源の魅力向上

- ●美しい自然や点在する観光スポットをはじめとして、まつり、イベント等本市が備える多彩な観光 資源の魅力向上に努めます。
- ●「関あじ」「関さば」「とり天」「大分ふぐ」などを生かした食観光の推進を図ります。
- ●本市の歴史や文化を学ぶ観光や参加体験型の観光、さらには本市の産業を活用した産業観光など、 既存観光資源の磨き上げや新たな観光資源の掘り起こしに取り組みます。
- ●ビジネスやコンベンションを目的とした来訪など多様な観光ニーズに対応する体制づくりに努めます。
- ●訪れた人が快適に過ごすことができるよう、外国人旅行者も視野に入れた受け入れ体制の整備・充実に努めます。



高崎山自然動物園 (母ザルに抱かれるシャーロット)



「関あじ」「関さば」



>>> 豊の都市おおいたの魅力発信

- ●大分市の知名度を高めるため、観光パンフレットやポスター、ホームページや*SNS等各種情報発信ツールの充実を図るとともに、民間の観光情報サイトの活用などを行います。また、映像を活用した観光PRの展開を図るなど、さらなる誘客に努めます。
- ●観光大使など本市にゆかりのある人材との連携・協力による情報発信を行い、話題性のあるプロ モーション展開を図ります。
- ●韓国・中国などの東アジアやビザ要件が緩和された*東南アジア5カ国をはじめ、世界の多くの国々に向けた観光誘致活動などを展開し、海外からの誘客に努めます。

>>> 観光振興に向けた連携

- ●個人や団体、事業者、関係機関とのスムーズな連携が取れる体制の整備を図ります。
- ●県下の市町村や九州各都市、歴史的・文化的なつながりを持つ都市などとの交流・連携を強化し、 外国人旅行者も視野に入れた広域的な観光ルートの確立に努めます。
- ●ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等多くの集客が望めるイベントの開催を好機ととらえ、関係機関と連携し、さらなる観光客誘致に向けた戦略的な取組に努めます。

※関連計画 「大

『大分市観光振興計画』

目標設定

観光入込客数

現状値 (2014年実績) 3,437,002人

目標値 (2019年見込)

4,600,000_人

観光宿泊客数

現状値 (2014年実績) 776,947人

目標値 (2019年見込) 880,000人

外国人観光宿泊客数

現状値(2014年実績)

13,991



目標値(2019年見込)

35,000_A



※SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

会員制のウェブサイト上で職業・趣味・写真・文章などを公開し、会員同士で交流できる機能を提供するサービス。

※東南アジア5カ国

タイ・マレーシア・ベトナム・フィリピン・インドネシア。

第5部

将来にわたって持続可能な 魅力あふれるまちづくり

(都市基盤の形成)



第章

快適な都市構造の形成と機能の充実

第1節 | 計画的な市街地の形成

動向と課題

本市では、これまでに新産業都市の建設を機軸に後背地等の整備をはじめ、良好な市街地の形成を進めてきました。しかし、人口増加に伴う郊外の大規模開発などによる急激な市街地の拡大は、中心市街地の空洞化を加速させるなどの問題を生じさせてきました。

現在は、東九州自動車道などの整備に伴い、都市・地域間の経済・産業活動及び市民活動の活発化・ 広域化が進むなか、都市の国際化や情報化、超高齢社会を踏まえた都市基盤の形成に加え、自然と調和 した景観の形成並びに中心市街地の再生・活性化に向けたまちづくりを進めています。特に大分駅周辺 の中心市街地においては、南北市街地の一体化の実現や新たに生活サービス機能の整備が行われるなど、県都・中核市としてふさわしいまちづくりが進んでいます。

これからは、「潤い、美しさ、豊かさ」で満たされるバランスのとれた都市の創造を目指して、各地域の特性を生かした均衡ある発展と秩序ある市街地の形成が重要となります。そのためには、人口推計や年齢構成及び産業構造の変化や市街化の動向など、都市を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、地区の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと交通ネットワークとの連携による長期的なビジョンに立った持続可能なまちづくりが必要となります。

また、高度経済成長期において集中的に整備された橋梁、トンネルなどの都市基盤施設の老朽化が進んでおり、適切な時期に維持管理を行っていく必要があります。

基

本方針

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、[※]コンパクトプラスネットワークによる都市 構造の構築に向け、多様な生活サービス機能が集積した県都にふさわしい風格ある広域都心と、 自然・歴史など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図ります。

あわせて、これら地区拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進します。また、人にやさしく美しい都市空間の創造を推進します。

老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの都市基盤施設は、定期的な点検や診断結果に基づく 計画的な保全を行い、長寿命化を推進します。

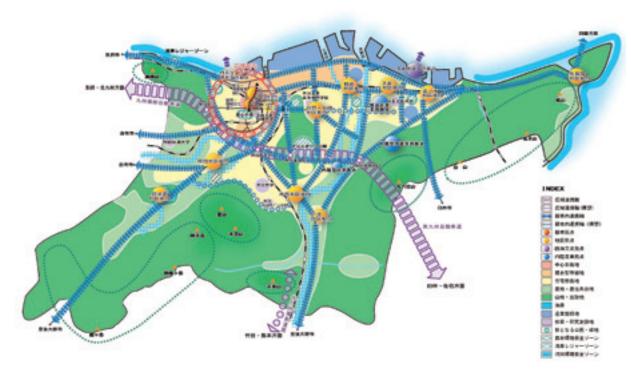
基本計画

第

主な取組

>>> 風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成

- ●県都・中核市として、また、東九州の政治・経済、文化、交通などの拠点として、広域都心の総合的な整備を推進します。
- ●多様な生活サービス機能を集積した、便利で暮らしやすい環境の整備を進めるなど、大分駅周辺に おける中心市街地の活性化を図り、風格とにぎわいのある都市拠点の形成を目指します。
- ●地域の自然・歴史・文化などの特性を生かした個性的で魅力のある暮らしやすい地区拠点の形成を目指します。
- ●既存ストックを有効に活用した環境負荷の小さいまちづくりを推進します。



将来都市構造図

資料:大分市都市計画マスタープラン

>>> 計画的な土地利用の推進

- ●自然・歴史・文化に配慮し、商業・工業、住居・田園などのバランスを保った、将来にわたり持続 可能な魅力ある都市の形成を目指すため、社会情勢の変化や
 - 地域特性を考慮した土地利用の規制や誘導策を検討します。
- ●良好な市街地の形成を目指し、区画整理や住環境の整備、市 街地再開発など、地域の特性に応じた事業の推進を図ります。
- ●市街地の整備に当たっては、緑の保全や創造、防災、景観などに配慮し、周囲の環境と調和するよう努めます。また、大規模災害時の復旧復興に備える地籍整備や、大規模盛土造成宅地の調査を推進します。



>>> 産業や生活を支える道路体系の確立

●県及び東九州における産業や生活などの拠点都市として、広域的な連携に資する道路体系の整備を促進するとともに、地域の都市活動を円滑にするため、地区拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ道路網を構築します。

高規格道路	本市と九州圏内各地の拠点都市間を連絡し、本市の拠点性を高める道路として位置付け、整備 を促進します。				
広域幹線道路	本市と周辺市との連絡を果たし、本市の都市構造の主要な骨格を形成する道路として位置付け、整備を促進します。				
都市幹線道路	広域幹線道路の機能を補完して地区間の道路網を形成し、本市の都市構造の骨格をなす道路と して位置付け、整備を促進します。				
幹線市道	主要施設や集落間の連絡、また、幹線道路網との連携など、日常生活の根幹的な役割を担う市 道として位置付け、整備を推進します。				
一般市道	市民生活と密着した道路として位置付け、地域の生活環境改善のための道路や幅員が狭く緊急 車両の通行困難な道路などの改良等を推進します。				

●市域の均衡ある発展と産業経済活動の活性化、交通渋滞の緩和などのため、道路、橋梁の拡幅や新規橋梁の整備を促進します。

>>> 人にやさしく美しい都市空間の創造と整備

- ●高齢者や障がいのある人をはじめとするだれもが円滑に移動ができ、安全・安心に都市施設の利用ができるよう、段差の解消や点字ブロックの適正配置、*無電柱化の推進などユニバーサルデザインに配慮した都市空間の整備に取り組みます。
- ●災害時の延焼遮断帯や避難・輸送路、避難場所など災害に強い都市空間の整備を進めます。
- ■風格のある質の高い都市景観づくりや地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、歴史・文化・芸術を生かした観光拠点の整備を推進し、魅力的で歩いて楽しい都市を創造します。
- ●緑地や河川は、都市に残された貴重な自然であり、市民の憩いの空間として環境に配慮した整備に 取り組みます。

>>> 既存都市施設の計画的な維持管理

●道路、橋梁、トンネル、河川管理施設などの機能を維持するため、重要度に応じた維持管理レベルの設定や新技術の効果的な活用等を検討し、安全性の確保や*ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

『大分市都市計画マスタープラン』「大分市国土利用計画」「大分市景観計画」

『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市バリアフリー基本構想』

※関連計画 「大分市地籍調査実施基本計画」「大分都市圏総合都市交通計画」

『大分市耐震改修促進計画』「大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画」

『大分市中心市街地活性化基本計画』



大分いこいの道

第

第

目標設定

土地区画整理事業施行済面積

現状値(2015年度末現在)

2,170ha

目標値(2019年度見込)

2,301 ha

*幹線道路整備延長(累積)

現状値 (2015年度末現在)

263.5km



目標値 (2019年度見込)
265.3km

無電柱化延長(累積)

現状値(2015年度末現在)

40.2km



目標値 (2019年度見込) **43.0**km

市道橋における修繕済の橋数

現状値 (2015年度末現在)

32橋



目標値 (2019年度見込) 132橋



※コンパクトプラスネットワーク

教育、医療、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置した暮らしやすい便利なまちの形成と、それにあわせた公共交通網の再編を行う考え方。それにより、将来にわたってまちの活力の維持・向上を図り高齢者や子どもなど、だれもが便利で快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。

※ライフサイクルコスト

構造物などの建設費・維持管理費・改築費をトータルして考えたもの。

※幹線道路整備延長

高規格道路、広域幹線道路、都市幹線道路、幹線市道の合計。



第2節 | 交通体系の確立

動向と課題

少子高齢化の進展や車を運転できない人の増加、地球温暖化等の環境問題の深刻化などから、人や環境にやさしい乗り物として、公共交通の役割が見直されています。

しかしながら、本市では、車社会の進展と市街地の拡大により、日頃の交通手段として車利用が広く 定着する一方、公共交通の利用者は年々減少しており、交通事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増 し、路線廃止や便数の減少といったサービスの縮小が行われ、車を使える人と使えない人との間に移動 の自由の格差が生じています。

今後は、人口減少社会を迎えるに当たり、公共施設や商業施設など、まちの機能をコンパクトに集約した利便性の高いまちづくりが必要とされており、こうしたまちづくりを支える道路整備とあわせ、だれもが快適に移動できる公共交通ネットワークの構築が求められています。

また、交通渋滞の緩和や公共交通ネットワークを補完する役割も担う自転車に関しては、安全で利用 しやすい環境づくりが求められています。

さらに、国際化の進展や広域交流の拡大に対応するため、広域的な移動を支える交通ネットワークの 強化が求められています。





基本計画

基

本方針

市民、交通事業者、行政の連携のもとで、だれもが利用できる公共交通と自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組合せを再構築し、持続可能な交通体系の確立を図ります。

主な取組

>>> 公共交通ネットワークの構築

- ●交通事業者等と連携し、バスの運行の効率化と利用者により分かりやすく利用しやすいバス路線網の再構築を目指します。
- ●交通事業者等と連携し、各鉄道駅における駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備をはじめ、新駅の 設置、高速化、日豊本線の複線化などを促進するとともに、バスやタクシーをはじめとする交通機 関との乗り換えなど、交通結節機能の強化を目指します。
- ●地域の関係者との協働により、公共交通の不便地域等における日常生活に必要な生活交通路線の確保を図ります。
- ●*コンパクトプラスネットワークによる都市構造の構築に向け、まちづくりと連携した持続可能な 公共交通の在り方を検討します。
- ●新たな交通システム導入の必要性等について検討します。



大分駅府内中央口広場



>>> 公共交通の利便性の向上と利用促進

- ●高齢者や障がいのある人等の移動制約者をはじめ、来訪者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、市民、交通事業者、行政が一体となり、ICT技術の活用も視野に入れた利用環境のバリアフリー化を促進します。
- ●公共交通の利用促進を図るため、過度に自動車に頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心と した多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促す取組を推進します。

>>> 自転車等利用環境の充実

- ●国、県等の関係機関と連携し、連続性のある自転車走行空間の整備を進めるなど、自転車を安全・ 快適に利用できる環境づくりに努めます。
- ●自転車等の利用環境の向上を図るため、駐輪場などの整備の推進やレンタサイクルシステムの導入 に向けた検討など、自転車への乗り換えや他の交通機関との連携を促進する仕組みづくりを進めま す。

>>> 広域交通ネットワークの強化

- ●地域間の連携や交流の促進、物流の機能向上等を図るため、港湾、空港の機能充実や、道路の整備を促進し、有機的な広域交通体系の確立を関係機関等と連携して進めます。
- ●東九州新幹線の整備実現に向けて、国や九州各県、関係機関などと連携して事業の推進を図ります。
- ●豊予海峡ルートの整備など本市と四国・関西方面を結ぶ太平洋新国土軸構想の実現に向けて、国や 九州各県、関係機関などと連携して事業の推進を図ります。



第6

>>> 交通渋滞の解消・緩和

●国、県等の関係機関と連携し、公共交通への利用転換並びにノーマイカーデーや時差出勤、*パークアンドライドなど、交通の円滑化を図る取組を促進し、渋滞等の交通問題の解消・緩和に努めます。

※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』『大分都市圏総合都市交通計画』

『大分市バリアフリー基本構想』『大分市自転車利用基本計画』

『大分市自転車等駐車場整備計画』

目標設定

人口1人当たりの年間公共交 通(鉄道・バス)利用回数 現状値(2014年度実績)

44.4_□

目標値(2019年度見込)

48.0 □

市が設置する中心市街地における駐輪場の収容台数

現状値 (2015年度末現在)

3,871[±]

目標値(2019年度見込)

4,650[⊕]



※コンパクトプラスネットワーク

教育、医療、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置した暮らしやすい便利なまちの形成と、それにあわせた 公共交通網の再編を行う考え方。それにより、将来にわたってまちの活力の維持・向上を図り高齢者や子どもなど、だれもが便利 で快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※パークアンドライド

都心部への自動車交通の削減と公共交通利用促進のため、自宅から車で最寄りの駅またはバス停周辺に駐車し、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう移動形態。



第3節 | 地域情報化の推進

動向と課題

近年、わが国の情報通信技術(以下「ICT」という。)の急速な進歩はさまざまな分野において大きな影響を与えており、社会生活に必要不可欠なものとなっています。また、スマートフォンやタブレット端末の普及により、いつでも・どこでも・だれでも情報発信が可能となったことから、情報を適正に管理することがこれまで以上に重要視されるとともに、行政や企業だけでなく市民一人ひとりが情報セキュリティやモラルに対し高い意識を持つことが重要となっています。

そうしたなか、価値ある情報をいかに地域経済の活性化や産業の振興、市民サービスの向上につなげていくかが問われています。

本市では、これまでホームページやSNS、電子申請などのインターネット技術を通じて、市民との 双方向性の確保に努めるとともに、ICTによって行政内部の事務の効率化を進めながら、質の高い行政 サービスの提供を行ってきました。

今後も、一段と少子高齢化が進展するなか、福祉、教育、防災、観光、文化など、さまざまな分野において、ICTの利活用を促進し、地方創生へとつなげていく必要があります。

また、市内部のシステムを最適化し、一層の業務の効率化を進めるとともに、行政が保有する各種 データを*オープンデータ化することで、地域経済の活性化を促進しながら、新たな行政サービスにつ いて検討していきます。

一方で、プライバシー侵害や、個人情報等の不当な利用、改ざん、情報漏えいなどの問題が懸念されるなか、マイナンバー制度が導入されることから、スムーズな制度運用ができるよう万全のセキュリティ対策を施す必要があります。また、マイナンバー制度を活用した新たな市民サービスの提供について検討していくことが求められます。

基

本方針

ICTを活用し、国、県や他の自治体との連携も考慮しながら、安全で快適な市民生活の実現と、活力ある地域経済・産業の育成を図ります。

また、**デジタルデバイドの是正に向けた取組を行うとともに、重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティのより一層の充実を図ります。

主な取組

>>> 安心して健やかに暮らせる市民生活の実現

- ●安心して健やかに暮らせる地域社会づくりのため、防災メールの利用促進や、大気・騒音等の環境情報の提供に取り組みます。
- ●健康増進の支援を行うため、保健・福祉・医療分野に関するシステム化やデータの電子化を進めます。

>>> にぎわいと活力あふれる豊かな地域社会の実現

- ●地域経済の活性化のために各種情報化の支援に取り組みます。
- ●地域経済の活性化を促すため、行政が保有するデータをオープンデータ化し事業者が活用できるようにします。

>>> ICTを快適に利用できる情報活用能力の向上と環境整備

- ●市民や事業者が均しく安全・安心にICTを活用できるよう、ICT講習や情報モラルに重点を置いた 情報教育を実施します。
- ●観光客や市民がいつでも、どこでもICTを利活用できる環境づくりのため、公衆無線LAN環境の整備・充実に取り組みます。
- ●市民が情報通信サービスを享受できるよう、地域ニーズに基づいた情報通信基盤の整備に努めます。



パソコン講習



大分県市町村無料公衆無線LAN



>>> 行政サービスの向上

- ●市民が利用しやすくなるよう、多様な情報提供ツールを活用するとともに、ホームページのデザインや*ウェブアクセシビリティに配慮しながら、提供する情報の充実を図ります。
- ●市民の視点に立った利便性の高い行政サービスを実現するために、窓口サービスの向上や行政手続のオンライン化など、ICTを活用した取組を進めていきます。



証明書自動交付機

>>> 行政事務の効率化

- ●行政事務のさらなる効率化や経費削減のため、システムの最適化に取り組みます。
- ●市民が安心して行政サービスを受けることができるよう、個人情報の保護や情報セキュリティのより一層の強化を図ります。

※関連計画

『大分市地域情報化計画』

第

目標設定

ICT講習会受講者数(累積)

現状値 (2015年度末現在)

45,594∧



目標値(2019年度見込)

公衆無線LANアクセスポイン ト数(累積)

現状値 (2014年度末現在)

3,028アクセス



目標値(2019年度見込)



※オープンデータ

コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工、編集等)するのに適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルール で公開されたデータのこと。

※デジタルデバイド

情報格差。ICTを利用する能力や機会を持つ人と持たない人の間で、ICT活用により受けられるさまざまな利益に格差が生じるこ

※ウェブアクセシビリティ

高齢者や身体障がい者など心身の機能に制約のある人を含め、だれでもインターネット上で提供されている情報を支障なく利用で きること。



第2章

2章) 安定した生活基盤の形成

第1節 水道の整備

動向と課題

水道は、市民生活や産業基盤を支える重要なライフラインであり、本市ではこれまで計画的な水道施設の整備や拡張事業を推進し、その普及率は98%を超えるまでになりました。また、ダム建設による水資源の確保に努めるとともに、水質管理を強化して、安心して飲める水を提供し、利用者との信頼関係を築いてきました。

今後は、老朽化が進む水道施設の計画的な更新や給水不良地区、未整備地区の解消に取り組むとともに、水は限りある貴重な資源であるという認識のもと、漏水防止対策もさらに推進する必要があります。

また、水質については、安全なことはもとより「おいしい水」に対して大きな期待が寄せられており、 水道水源である河川の水質保全とともに、浄水施設能力や水質管理体制の充実・強化が取り組むべき課 題となっています。

さらに、地震や津波、台風などの自然災害や渇水などさまざまなリスクを想定し、危機管理体制を強化していく必要があります。

基

本方針

快適で安定した生活を支えるライフラインとして、安全で良質な水の安定供給を図るための諸 施策を着実に展開するとともに危機管理体制のより一層の強化を推進します。

主な取組

>>> 水道サービスの持続性の確保

- ●今後の水需要に安定的に対応するための新規水源として、国が建設する大分川ダムの早期完成を促進します。
- ●計画的に給水不良地区や未整備地区の解消に努めるとともに、整備が困難な地区に関しては地域の 特性に応じた整備手法の検討を進めます。
- ●老朽化が進む水道施設の適正な維持管理と計画的な長寿命化や更新に努めます。
- ●水道施設の総合的な配水管理システム及び浄水場監視制御システムを活用し、施設の効率的運用と 監視機能の向上を図り、水の有効利用を推進します。
- ●計画的な漏水調査の実施や老朽管の取り替えなど、漏水防止対策を強化します。
- ●将来にわたって安定的な経営基盤を確立するため、中長期的な視点に立って効率的・効果的な事業 運営に努めます。

>>> 水質の保全の確保

- ●大分川、大野川などの水道水源の水質の保全に関しては、河川流域の住民や国・県・関係自治体と連携を図るとともに、上流域を含む広範な地域での汚濁防止や水質保全に向けた啓発に努めます。
- ●安全で安心して飲める、よりおいしい水を提供するため、浄水処理技術や施設機能の向上に努めます。
- ●原水からじゃ口に至るまで一貫した水質監視体制の強化及び水質検査体制の充実を図ります。

>>> 危機管理への対応の徹底

- ■緊急時における市民のライフラインを確保するため、管路の耐震化や施設のバックアップ機能の強化など災害に強い施設づくりを進めます。
- ●災害や緊急時に迅速な応急給水、応急復旧活動が行えるよう危機管理体制の強化を図ります。また、ほかの水道事業体や関係機関等との連携・協力体制の充実を図ります。



給水訓練

※関連計画

『大分市水道事業基本計画』『大分市公共施設等総合管理計画』

目標設定

^{※1}有効率

現状値 (2014年度末現在)

91.9%

目標値(2019年度見込)

95.0%

※2管路の耐震化率

現状値 (2014年度末現在)

11.8%

目標値 (2019年度見込)

- ※1 有効率(%) =年間有効水量÷年間配水量×100 有効水量とは、一般世帯などで有効に使用された水量で、漏水量などは含まないもの。
- ※2 管路とは、導水管路、送水管路及び配水管路の総称。

第2節 下水道の整備

動向と課題

下水道は、市民の健康で快適な生活環境の確保及び河川、海域など公共用水域の水質保全を図る汚水処理機能と、降雨時における市街地の雨水排除機能を備えており、安全で豊かな市民生活の実現を図るためには欠くことのできない基幹的施設の一つです。

近年の都市化の進展や生活様式の多様化などに伴い、より快適で衛生的な生活環境が求められています。さらに、集中豪雨などによる浸水被害が全国的に発生していることから、本市においても、いつ甚大な被害が発生してもおかしくない状況にあり、その対策を講じる必要があるとともに災害発生時における危機管理体制の強化も求められており、公共下水道の果たす役割はますます重要となっています。

このようななか、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、老朽化が進む施設の改築等を計画的に進めるとともに、公共下水道の整備区域においては、普及啓発に努め接続率の向上に取り組む必要があります。また、整備計画区域外においては、生活排水処理対策として浄化槽の普及促進を図る必要があります。



本方針

汚水処理及び雨水排除の基幹的施設としての公共下水道の計画的、効率的な整備とその普及・ 啓発に努めます。

また、公共下水道等の整備計画区域外においては、浄化槽の普及を促進します。

主な取組

>>> 公共下水道の整備

- ●汚水管渠施設については、各処理区における将来の市街化の状況や地勢を考慮し、費用対効果を踏まえた計画的、効率的な整備を進めます。
- ●雨水排除施設については、浸水被害の発生状況等を考慮し、計画的に管渠の整備や雨水排水ポンプ 場等の適切な施設整備を進めます。
- ●水資源再生センターについては、流入する汚水量に応じて計画的、効率的な整備を行います。

>>> 公共下水道の維持管理

- ●今後老朽化が進む下水道施設について、施設の状況を中長期的に予測しながら、計画的な保守点 検・改築、修繕及び適正な維持管理に努めます。
- ●汚水管渠の維持管理や水資源再生センターの安定した運転を行うため、市民等に対して、下水道を 利用する上での廃油類や生ごみ等の適正な処理について啓発します。

>>> 公共下水道の普及・啓発

●戸別訪問による公共下水道への接続依頼や説明会・見学会・各種キャンペーンなどあらゆる機会を 通じて積極的な普及啓発活動に努め、公共下水道の利用促進を図ります。

>>> 浄化槽の普及促進と適正な維持管理の指導

- ●公共下水道等の整備計画区域外において、浄化槽の普及促進について啓発活動を行います。
- ●浄化槽の適正な維持管理のため、保守点検、清掃及び法定検査受検の指導を行います。

>>> 危機管理対策

- ●災害等緊急時における下水道機能を確保するため、施設の重要度や保持すべき機能等を踏まえた計画的な耐震化に努めます。
- ●災害等緊急時に備えて、*下水道部業務継続計画(下水道BCP)に基づく訓練を定期的に行うとともに関係機関との連携を充実させるなど、危機管理体制の強化に努めます。

※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』 『大分市公共下水道事業基本計画』 『大分市公共施設等総合管理計画』

目標設定

**汚水処理人口普及率

現状値 (2015年度末現在)

79.6%

目標値(2019年度見込)

83.5%

下水処理人口普及率

現状値 (2015年度末現在)

61.9%

目標値(2019年度見込)

66.2%

※汚水処理人口普及率(%)= (公共下水道処理人口+農業集落排水施設処理人口+浄化槽処理人口) / 行政人口 (大分市の総人口に対して、公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽の汚水処理施設を利用することができる人口の割合)



※下水道部業務継続計画(下水道BCP)

大規模な災害、事故等で職員、庁舎や下水道部が管理する設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断せず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧するための計画。



第3節 安全で快適な住宅の整備

動向と課題

住宅は、人々が健康で快適な生活を送る上で最も基本的な条件の一つです。

近年は、安全・安心に対する市民意識の高まりや生活様式の多様化を反映し、住宅に関するニーズも、より質的な充実を求める傾向にあります。

本市における住宅をめぐる具体的な問題としては、火災等の際に延焼が危惧される密集住宅市街地の存在や、耐震性に問題がある老朽住宅の存在、また、今後の人口減少社会の到来、少子高齢化の進展による空き家の増加に伴う居住環境の悪化などが挙げられます。

このため、良好で災害に強い住宅市街地の形成を促すほか、**住宅ストックを活用した居住環境の質を向上させる整備・誘導を進め、活気のある健全な地域社会の形成を目指す必要があります。

また、高齢者人口の増加や住宅に関するニーズに対応するため、高齢化対応住宅の普及や公営住宅等の改善を進め、高齢者や障がいのある人、低所得者等が安心して生活できる環境を整えていく必要があります。

基

本方針

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

主な取組

>>> 暮らしを支える良好な居住環境づくり

- ●土地利用計画に整合した住宅地開発等の規制・誘導を行い、良好な居住環境の創出に努めます。
- ●中心市街地や郊外住宅地における居住環境の変化に対応するため、多様な市民ニーズを把握し、それぞれの地域の特性に応じた暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- ●地域の歴史や特性を生かした地区計画や建築協定による誘導を図るなど、良好な居住環境の形成に 努めます。
- ●密集住宅市街地における居住環境の整備・改善を行い、安全で快適な環境づくりに努めます。
- ●生垣設置や壁面・屋上緑化等を推進し、緑豊かな居住環境づくりに努めます。
- ●市街地の住居表示整備事業を推進し、あわせて国際化事業の一環として街区表示板にローマ字を併記するなど、外国人にも分かりやすく、暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- ●住宅ストックの活用方法などを検討し、良好な居住環境づくりに努めます。
- ●空き家等については、移住者などの住み替え支援として活用するほか、地域コミュニティの維持及び活性化のため、公民館など地域の財産として利活用を図ります。

●良好な居住環境を阻害する老朽危険空き家の除却を促進します。

>>> 安全・安心で快適な住宅の確保

- ●地震発生時の建物などの倒壊等による人的、物的被害を未然に防止するため、既存の住宅の耐震化 や危険なブロック塀等の除却を促進します。
- ●建材等から発散する化学物質の抑制やアスベストの飛散防止対策を進め、快適で安全な居住空間の確保に努めます。
- ●高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化を進めるなど、良好な住宅の確保に努めます。

>>> 公営住宅等の計画的な整備

- ●人□動向や民間を含めた住宅ストック総量を踏まえ、公営住宅等の適正な配置に努めます。
- ●公営住宅等の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』『大分市住宅マスタープラン』

『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市公営住宅等長寿命化計画』

『大分市耐震改修促進計画』『大分市バリアフリー基本構想』

目標設定

住宅の耐震化率

現状値(2015年度末現在)

82.3%



目標値(2019年度見込)

92.5%

*大分市住み替え情報バンクの登録数 (累積)

現状値 (2015年度末現在)

76件



目標値 (2019年度見込)



※住宅ストック

既に建っている既存の住宅のこと。

※大分市住み替え情報バンク

空き家等の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて、当該空き 家等に係る情報を公開する制度のこと。



第4節 | 公園・緑地の保全と活用

動向と課題

本市では、都市化の進展や、心のゆとりや豊かさを求める市民のニーズを背景にして、公園・緑地の量、質ともに充実を図ってきました。現在、市民1人当たりの都市公園の面積は14.65㎡で全国平均の10.1㎡を上回っています。

また、市街地においても環境保全、景観形成、防災、レクリエーションなど、緑の持つさまざまな役割と機能に十分配慮し、都市緑化の取組を推進するなど、人と自然が共生する地域づくりを進めてきました。 地域の特性や市民の生活様式等も変化してきており、今後は、新たなニーズに対応した公園の活用を検討し、公園・緑地の整備や保全、適正な維持管理を進めていくことが求められています。

都市公園状況

種	類	種別	箇所数	面積(㎡)	備考
市営営	公住 区基 園幹	街区公園	540	1,043,909	若草公園 外539箇所
		近隣公園	23	422,655	向原公園 外22箇所
		地区公園	4	205,619	大分城址公園 外3箇所
	幹都市園基	総合公園	7	674,808	平和市民公園 外6箇所
		運動公園	2	126,358	駄原総合運動公園 外1箇所
	緩衝緑地等	特殊公園	8	266,472	佐野植物公園 外7箇所
		緩衝緑地	3	962,054	松原緑地 外2箇所
		都市緑地	136	1,143,584	明野緑地 外135箇所
		緑道	14	177,288	三佐緑地 外13箇所
その他の都市公園			4	1,981,500	大分スポーツ公園 外3箇所
計			741	7,004,247	

(2016年3月31日現在)

基

本方針

市民の健康維持やコミュニティ活動、文化創造活動、スポーツ・レクリエーション等に活用できる良好な都市空間を確保するため、幅広いニーズに対応した利用しやすい公園・緑地の整備や維持管理に努めます。

主な取組

>>> 公園・緑地の整備と保全

- ●利用者に配慮し、地域の特性や市民ニーズに対応した魅力的で活気のある公園を適正な規模で配置するなど、計画的な整備に努めます。
- ●環境、防災対策や、都市の景観の向上を図るため緑地の整備と保全を図ります。
- ●大友氏遺跡歴史文化公園や大分城址公園など、歴史的文化遺産を生かした公園の整備促進に努めます。

>>> 公園施設の維持管理と美化活動の促進

- ●遊具等の公園施設については、予防保全の観点を取り入れた長寿命化を図り、計画的な保守点検、 修繕に取り組み、適切な維持管理に努めます。
- ●多目的トイレの設置や出入口の段差解消など、公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ●*街区公園愛護会やボランティア団体、NPO団体等と市の連携を密にするなかで、市民協働のもと、トイレ等を含めた公園内の美化活動などに取り組みます。



※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』『大分市緑の基本計画』

『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市公園施設長寿命化計画』

『大分市バリアフリー基本構想』

目標設定

市民1人当たりの 都市公園面積 現状値(2015年度末現在)

14.65m

 $\rangle\rangle$

目標値(2019年度見込)

15.00m

多目的トイレの設置数(累積)

現状値(2015年度末現在)

120 箇所



目標値(2019年度見込)

150箇所

公園愛護会の結成数

現状値(2015年度末現在)

399団体



目標値 (2019年度見込) 410 団体



※街区公園愛護会

公園が楽しく憩いの場となるよう清掃・除草活動等を行う、自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織。

第6部

自然と共生する潤い豊かな まちづくり

(環境の保全)



第一章

豊かな自然の保全と緑の創造

動向と課題

豊かな自然は、すべての生物の生存基盤であり、かけがえのない財産です。

本市では、都市化の進展などにより、豊かで多様な自然が減少してきたため、市民やNPO、事業者と連携しながら、河川の浄化や緑の創出などさまざまな取組を行い、自然環境の改善を図ってきました。さらに、近年では、人為的に持ち込まれた外来生物による地域の生態系への影響や市街地における*ヒートアイランド現象の発生等による生活環境への影響が懸念されることから、*生物多様性の確保の重要性について理解を深めるとともに、さらなる緑地の保全や緑の再生を行い、緑との共生を図る必要があります。

このため、自然が有する役割や機能を再認識するとともに、市民やNPO、事業者との連携をより深め、緑の創造や生態系の保全、自然保護意識の啓発を行うなど、官民一体となった取組の推進が求められています。

基

本方針

生命と暮らしを支える豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、自然は貴重な財産であるとの認識の普及に努め、保全を進めます。

また、市街地の緑化を進めることにより、身近に自然を感じられる環境を整えるなど、緑を活用した多様な空間づくりを推進します。

主な取組

>>> 自然の保全

- ●多様な性質を持つ自然は、すべての生物の生存基盤となっていることから、生物多様性の確保の重要性を認識し、自然の保全に努めます。
- ●アライグマやセアカゴケグモ等の特定外来生物については、適切かつ効果的な防除を行います。
- ●豊かな自然を次の世代に継承するため、自然環境の保全を目的とした地区指定や自浄作用を持つ自 然護岸の保全を行います。
- ●地域を守ることなどを目的とし整備された河畔林を市民と協働で保全します。
- ●豊かな河川環境を利用した学びの場や市民の憩いの場、コミュニティの場等の形成を促進するとともに、川を守り育てる活動を支援します。

>>> 緑の創出

- ●道路、河川、学校などの公共公益施設や民有地内の緑地空間の拡充及び適切な管理などにより、市 街地内の緑地空間の確保を図ります。
- ●緑地、道路等の整備に当たっては、地域の特性を考慮した植栽を実施します。

●山や丘陵地などの緑豊かな自然を、河川や街路樹など市街地に広がる緑とつなぐことで*緑のネッ トワークを形成し、市民と協働で市域全体の緑化を推進します。

>>> 自然保護意識の醸成

- ●自然体験キャンプ・自然観察会などのレクリエーション等自然と触れ合う機会や場の確保に努めま
- ●市民ボランティアや環境保全活動団体等による自然保護活動を推進します。
- ●環境教育副読本やまちづくり出張教室等を活用し、環境教育・環境学習の充実を図ります。





屋上緑化(ホルトホール大分)



自然観察会(柞原八幡宮の森)



みんなの森づくり市民植樹祭

※関連計画

『大分市環境基本計画』『大分市緑の基本計画』『大分市景観計画』 『大分市街路樹景観整備計画』『大分市国土利用計画』

目標設定

* 「郷土の緑保全地区」 区域指定面積

現状値 (2015年度末現在)

76.4_{ha}



目標値(2019年度見込)

85.0_{ha}



※ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。

※生物多様性

生物に関する多様性を示す概念である。生態系・生物群系または地球全体に、多 様な生物が存在していることを指す。

※緑のネットワーク

主要幹線道路における街路樹や河川における河畔林などの整備を行い、核となる 公園や緑地等を結ぶことで、環境保全や防災機能、やすらぎや快適性を高める、 緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組のこと。

※郷土の緑保全地区

「大分市緑の保全及び創造に関する条例」に基づき、環境保全、レクリエーショ ン、防災、景観保全のために必要な緑地を市民とともに保全する地区。



第**2**章

快適な生活環境の確立

第1節 廃棄物の適正処理

動向と課題

これまでの社会経済活動において、わたしたちは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を繰り返して きました。その結果、ごみの処理が地球規模の課題となっています。

近年は、環境への負荷のない循環型社会の形成に向けた取組が、社会全体で行われており、本市においては、分別収集を中心にごみの減量に取り組んできました。

しかしながら、家庭から排出されるごみの量は横ばいの状態が続いており、また「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の中には、リサイクル可能な資源物が多く含まれていることから、家庭ごみの減量とリサイクルの推進を目的に、家庭ごみ有料化を実施しました。

豊かな自然や快適な生活環境を保全し、将来にわたって、清潔で美しいまちを維持していくためには、これまで以上に、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でお互いに協力し、ごみの量の削減とごみを可能な限り資源として再生・再利用していく取組が必要です。

また、ごみの適正な処理を図るため、総合的かつ計画的なごみ処理行政を推進するなど、循環型社会の形成に向けたより一層の取組が求められています。







基。

本方針

ごみの発生抑制、減量化、再使用、再資源化を基本とした循環型社会の形成を図ります。また、 豊かな自然や快適な生活環境を保つため、廃棄物の適正処理に努めるとともに、市民・事業者等 との協働による地域に密着した美化運動を展開します。



主な取組

>>> 循環型社会の形成

- (1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進
 - ●家庭ごみ有料化の効果を検証するなか、有料化の目的である家庭ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、費用負担の公平性を確保します。
 - ●ごみの発生抑制、排出量削減、再生・再利用を促進するための*4R運動の必要性について、大 分エコライフプラザの活用や地域での説明会等を通じ、周知・啓発に努め、市民意識の高揚を図 ります。
 - ●マイバッグ運動をはじめ、過剰包装抑制等を促すなど、ごみの発生を回避するための施策を推進 します。(リフューズ)
 - ●生ごみ処理容器等の利用促進などにより、減量化を推進します。(リデュース)
 - ●フリーマーケットなどさまざまな機会を通じて、再使用を促進します。(リユース)
 - ●適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発などにより分別排出の徹底を図り、再 資源化を推進します。(リサイクル)
- (2) 事業系ごみの減量とリサイクルの推進
 - ●4Rを基本としたごみの減量とリサイクルの推進を図るよう市内事業所へ働き掛けます。
- (3) 処理施設の整備
 - ●計画的に廃棄物処理施設の整備を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めます。
 - ●耐用年数を迎える廃棄物処理施設の建替えについて検討を進めます。
 - ●最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。
- (4) 収集体制の検討
 - ●家庭ごみの効率的な収集体制の在り方について検討を進めます。
- (5) 関係自治体との連携
 - ●ごみの広域処理を行うため、関係自治体との連携を図ります。
- (6) 産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進
 - ●排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、排出段階での減量化·再資源化を促進します。
 - ●産業廃棄物処理施設の監視、指導を行い、適正処理を推進します。
 - ●不法投棄等の不適正処理に対する監視、指導を徹底し、清潔な生活環境の保全を推進します。
 - ●*おおいた優良産廃処理業者評価制度等により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進します。
 - ●産業廃棄物処理施設設置者と周辺地域住民による環境保全等についての協議や説明会の開催により、相互理解を促進します。

>>> まちの美化対策の推進

- ●「日本一きれいなまちづくり」を推進し、まちの美化に関する意識の向上を図ります。
- ●ボランティア清掃団体を支援するなど、地域に密着した美化運動を推進します。

※関連計画

『大分市環境基本計画』『大分市一般廃棄物処理基本計画』

『大分市産業廃棄物適正処理指導計画』『大分市公共施設等総合管理計画』

第

基本計画

目標設定

ごみ排出量

現状値(2015年度実績)

158,298 t



目標値(2019年度見込)

145,000 t

ボランティア清掃団体 登録件数 現状値(2015年度末現在)

209団体



目標値(2019年度見込)

225団体

おおいた優良産廃処理業者認定数

現状値 (2015年度末現在)

10事業者



目標値(2019年度見込)

30事業者



※4R運動

- ・リフューズ(Refuse)ごみになるものは断る
- ・リデュース(Reduce)ごみの発生を減らす
- ・リユース(Reuse)再使用する
- ・リサイクル(Recycle)再資源化する

※おおいた優良産廃処理業者評価制度

産業廃棄物処理業者が、市独自の評価基準に適合する場合に、おおいた優良産廃処理業者に認定する制度であり、産業廃棄物処理業者のレベルアップを図り、さらに、廃棄物処理法に基づく優れた能力及び実績を有する者の基準に適合した「優良産廃処理業者認定」へのステップアップを促進することを目的とする。



第2節 |清潔で安全な生活環境の確立

動向と課題

市民の日常生活の安全を大きく左右する問題として、近年では、食品への異物混入や食品の偽装表示、輸入野菜等の残留農薬といった食の安全に関する問題に注目が集まっています。

また、ペットによるいやしが注目されるなか、一部の飼い主のモラルの欠如による鳴き声やフンの苦情、動物由来感染症の問題などが発生しており、衛生的で安全な生活環境の保持に対する市民の関心が高まっています。

清潔で安全な生活環境を創出するためには、食品の安全の確保や公衆浴場・ホテルなどの*生活衛生施設での適正な衛生水準の維持・向上はもとより、ペットの適正な飼養と管理など日常生活における衛生意識の高揚を図ることが重要です。

基

本方針

食品関連施設や生活衛生施設等の衛生を確保し、食の安全や衛生意識の高揚を図るとともに、動物愛護思想、ペットの適正な管理や飼育マナーについて啓発を行い、市民が清潔で安全に暮らせる生活環境の創出に努めます。

主な取組

>>> 衛生的な生活環境の確保

- (1) 食品の安全の確保
 - ●食品関連施設の監視、指導を計画的に行い、流通食品の安全の確保と不良食品の排除に努めます。
 - ●事業者等に対する衛生教育と*リスクコミュニケーションの活用を推進します。
 - ●食中毒の原因究明や食品の安全を確保するため、検査体制を充実します。
 - ●食の安全に対する正しい知識の普及を促進するため、情報の的確な把握と提供を行います。
- (2)動物の愛護と管理
 - ●関係団体等と連携を強化し、動物愛護思想の普及啓発やペットの適正飼養、マナーの向上を図ります。
 - ●人と動物が共生するまちづくりを推進するため、動物愛護拠点施設の整備に関する検討を進めます。
 - ●動物由来感染症についての正しい理解を促進します。
- (3) 生活衛生施設・水道等施設の衛生管理
 - ●公衆浴場やホテルなどの生活衛生施設や、水道等施設における衛生状況の監視、指導を行い、住環境の保持に努めます。
 - ●施設管理者等に対して、施設の衛生管理に必要な情報を提供し、衛生意識の向上と快適な環境保持のための啓発を行います。

>>> 清潔な地域環境づくり

- ●感染症の媒体となる衛生害虫(蚊、ハエなど)等の駆除に努めます。
- ●雑草等が繁茂するなど、不良状態にある空き地の所有者または管理者に対して、適正な管理を指導 します。

>>> 墓地の適正配置

- ●多様化する墓地等へのニーズに応えるため、周辺環境への配慮等を行いながら、民営墓地の適正配置を図ります。
- ●社会情勢の変化や市民ニーズに対応した市営墓地等の再整備を図ります。

※関連計画

『大分市食品衛生監視指導計画』

目標設定

狂犬病予防注射率

現状値 (2015年度実績)

63.3%



目標値(2019年度見込)

75.0%

食中毒発生件数

現状値 (2015年実績)

1 件



目標値(2019年度見込)

0 件



※生活衛生施設

生活衛生関係営業六法(クリーニング業法、理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法)による理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業関係施設、公衆浴場の施設をいう。

※リスクコミュニケーション

「食の安全・安心」を確保するため、生産者、流通・販売営業者、消費者、研究者及び行政等が情報を共有して、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考え、そのなかで信頼関係を醸成して、リスクを低減する社会的な合意形成を図ること。



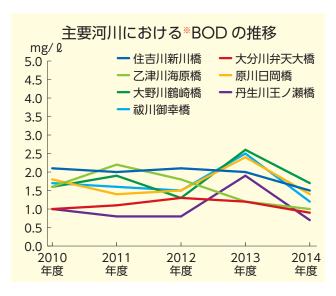
第3節 / 公害の未然防止と環境保全

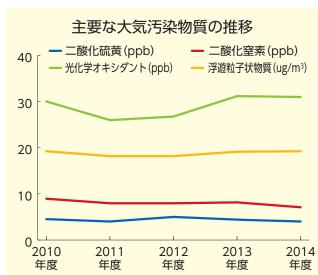
動向と課題

本市は、新産業都市として重化学工業型の産業が立地し、近年では精密機器、電気機器等の組立産業が進出するなど、さまざまな産業が集積し発展を遂げてきました。

企業の立地に際しては、地域の実情に即した公害防止対策を確立するため、主要企業と公害防止協定を締結するとともに、環境関連法令に基づく各種の施策を推進しています。一方、近年では、都市化の進展や生活様式の変化に起因する都市内河川汚濁、生活騒音などの都市・生活型公害が問題となっています。

このようななか、大気、水質、騒音については、いずれもおおむね環境基準を達成していますが、微小粒子状物質(PM2.5)など国外を含む広域的な環境保全対策が今後の課題となっています。





基

本方針

環境の汚染防止と保全に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者、 行政が一体となり、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

主な取組

>>> 環境保全対策の推進

- ●大気や水、騒音、土壌等の一般環境調査を行い、汚染状況等の正確な把握に努めます。
- ●工場・事業場等の立入検査等による実態把握に努め、規制の徹底と適切な管理の指導を行います。
- ●必要に応じて、公害防止協定の締結や見直しを行います。
- ●国境を越えるなどの広域的な原因が考えられる微小粒子状物質 (PM2.5) や酸性雨等を監視するとともに、測定値等について市民への情報提供の充実を図ります。
- ●生活に伴う騒音や悪臭等の防止について、市民意識を向上するため、普及啓発に努めます。

>>> 大気環境の保全

- ●工場・事業場等の有害大気汚染物質や悪臭の発生源に対する調査体制を充実します。
- ●工場・事業場等に対して、規制の徹底と排出の抑制、必要に応じた施設の改善等を指導します。
- ●自動車排出ガス測定結果や規制の動向を踏まえ、自動車排出ガス対策を関係機関と協力して行います。また、市民にはアイドリングストップ等の啓発を行います。
- ●光化学オキシダント注意報発令時等の広報体制の充実を図ります。

>>> 水環境の保全

- ●公共用水域等の水環境の保全対策を関係機関と協力して推進します。
- ●家庭における生活排水対策の普及啓発に努めます。
- ●工場・事業場等に対して、適正な排水処理を指導します。

>>> 騒音·振動対策

- ●工場や事業場、建設作業等における防音、防振対策を促進します。
- ●自動車交通騒音、道路交通振動の測定結果を踏まえ、必要に応じて、道路環境の整備改善などを関係機関へ働き掛けます。

>>> 土壌汚染対策

●工場・事業場等に対して、土壌の調査及び有害物質の地下浸透防止などについての適切な指導を行います。

※関連計画 「大

『大分市環境基本計画』

目標設定

大気汚染物質に係る 環境基準達成項目数 (全11項目) 現状値(2014年度実績)

9 項目



目標値(2019年度見込)

11項目

公共用水域の環境基準 (BOD、*COD)達成率 現状値(2014年度実績)

100%



目標値 (2019年度見込) **100**%



※BOD(生物化学的酸素要求量:Biochemical Oxygen Demand)

微生物が有機物を酸化・分解するのに使われる酸素量のことで、河川の代表的な有機汚濁指標です。

※COD (化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)

有機物を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量のことで、海域や湖沼の代表的な有機汚濁指標です。

第4節 | 地球環境問題への取組

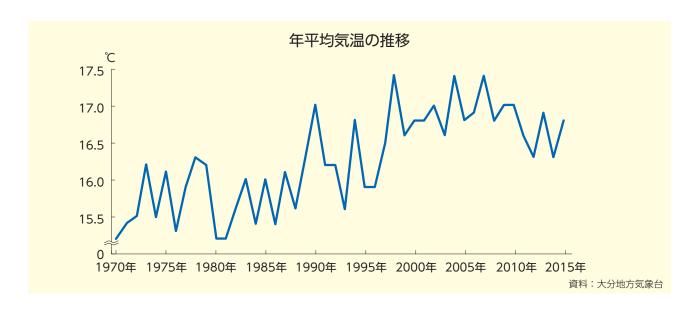
動向と課題

わたしたちは、豊かな生活を実現するため、石油や石炭といった化石燃料を大量に使用してきましたが、そのことは同時に温室効果ガスの増加を招き、いまや世界共通の課題である地球温暖化の原因となっています。

地球温暖化は異常気象や自然災害を引き起こし、食料生産や生態系への影響、熱中症の多発など人の健康への影響も懸念されています。

こうしたなか、2020 (平成32) 年以降の温室効果ガス排出削減の新たな目標に向けて、現在国際間の合意に基づく取組が進められており、国内では、東日本大震災以降、従来のエネルギー政策からの転換が課題となっています。

本市においても、省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動の見直しを促進すること、温室効果ガス排出量の少ない再生可能エネルギーなどの導入を促す環境づくりを推進することなどが必要であり、市民、事業者、NPO等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な取組が求められています。



基本方針

かけがえのない地球環境を次世代に継承するため、市民、事業者等と連携しながら、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動など、温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進します。また、国際社会の新しい温暖化対策の枠組みの合意を踏まえ、広域的・国際的な連携のもと、

長期的・戦略的な取組により*低炭素社会の構築を目指します。

主な取組

>>> 地球環境への配慮と市民意識の高揚

- ●市民、事業者が地球環境に配慮した具体的な行動を展開していけるよう、省資源・省エネルギーを 意識したライフスタイル、事業活動の見直しを促進します。
- ●地球環境への負荷の少ない省エネ機器・省エネ住宅等への転換を促すための啓発を行います。

>>> 地球温暖化対策

- ●家庭や事業場等において、節電など自主的な省エネルギーの取組を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。また、本市も、一事業者として、事業に伴い排出される温室効果ガス削減に向けた率先的な取組を行います。
- ●市民、事業者、NPO等と連携して、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーをはじめ、再生可能 エネルギー由来水素等の新たなエネルギーの導入を促進します。
- ●移動や輸送によって排出される温室効果ガスを削減するため、公共交通機関の利用やエコドライブ の促進に努めます。
- ●地球温暖化問題への理解を深め、自ら進んで行動することができるよう、環境教育の充実を図ります。
- ●温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林を保全するとともに、市民参加の森林づくり等の取組を促進します。



地球温暖化対策出前講座



>>> オゾン層保護対策

●家電リサイクル法や自動車リサイクル法等の関係法令に基づき、工場・事業場に対してオゾン層破壊の原因物質とされるフロン類の適正な再資源化や処理を行うよう指導します。

>>> 連携体制の整備

●地球環境問題に関する施策をより効果的に推進するため、市民、事業者、NPO等との連携を強化します。

※関連計画

『大分市環境基本計画』『大分市地球温暖化対策実行計画』

目標設定

大分市全域の温室効果ガス 排出量 現状値 (2013年度実績) **25,232千**t-CO₂



目標値 (2019年度見込) **1_8**%減 (24,783千t-CO₂)



※低炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。



資料編

1. 関連計画一覧表

部	施策名	関連計画	計画の概要	
	第1章 第1節 地域福祉の推進	第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(みんなが主役のささえあいプラン)	地域福祉を推進していくための基本的な方向性を示す計画です。 「支えあって 共に生きる みんなが主役のまちづくり」を基本理念とし、その基本理念に沿ったまちづくりを目指すため、「地域のつながりをつくる」、「地域福祉の担い手をつくる」、「課題を深刻化させない」、「安心・安全をつくる」の4つの基本目標に沿って様々な取組を進めることとしています。	
	第1章 第2節 子ども・子育て支 援の充実	すくすく大分っ子プラン	「大分市子ども条例」に基づく、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画であると同時に、「子ども・子育て支援法」に基づく、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその推進を図るための計画です。 社会全体で子育てや子どもの育ちを支援することで、「すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市」の実現を目指しています。	
	第1章 第3節 高齢者福祉の充実	大分市高齢者福祉計画及び第6期 大分市介護保険事業計画(長寿い きいき安心プラン)	高齢者の保健福祉に係る総合的な計画です。 高齢者が住み慣れた地域社会で、心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいのある 生活を送れる社会の実現を目指しています。	
		第三期大分市障害者計画	・第4 地域福祉を推進していくための基本的な方向性を示す計画です。	
	第1章 第4節 障がい者(児)福 祉の充実	第4期大分市障害福祉計画	障がい者の自立と社会参加を基本とし、市町村を基本とする仕組みへの統一と三障がいの制度の一元化の基本理念を踏まえ、サービスの充実、地域移行、就労支援などに配慮	
第		大分市バリアフリー基本構想	市内全域における地域特性や社会情勢の変化などを考慮し、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全に回遊できる人にやさしいまちづくりを目指し、基本理念、基本方	
部 市	第1章 第5節 社会保障制度の充 実	大分市国民健康保険事業財政健全 化計画	国保財政の累積赤字解消を図るため、具体的な数値目標を掲げるなかで医療費の適正化	
民福祉の向		大分市保健事業実施計画(データ ヘルス計画)	具体的な数値目標を掲げる中で、健康寿命(お達者年齢)の延伸を目指し、生活習慣病	
上	大分市国民健康保険事業財政健全 です 医 第1章 第5節 社会保障制度の充 実 大分市保健事業実施計画 (データ へルス計画) 第2章 第1節 健康づくりの推進 第2期 大分市食育推進計画 第2章 第2節 地域医療体制の充 実 大分市新型インフルエンザ等対策 行動計画 大分市計画 大分市人権教育・啓発基本計画 対応にお 人員 常3章 第1節 人権教育・啓発及 び同和対策の推進 第3章 第2節 月女共同参画社会 画推進プラン 開き は かんだ 男女共同参画社会 の ま です ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま	第2期いきいき健康大分市民21	この計画は全ての市民が心豊かで満足できる人生を全うすることができるように、市民一人ひとりの力と社会全体の力を合わせて、健康で生きがいあふれる健康都市大分の実現を目指すことを基本理念に、平成34年度を目標年次とし、これまでの取組からの課題を	
		市民一人ひとりが健康で幸せに生きるための「食べる力」を育てていくことを目指し、		
	第2節 地域医療体制の充	I	対応することを目的として、新型インフルエンザ等特別措置法第8条の規定に基づき本市	
	第1節 人権教育・啓発及 大分市人権教育・啓発基本計画		市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、様々な人権問題の課題解決に向けた計画的かつ効果的な	
	第2節		5つの重点項目や計画達成のための指標を設定するとともに、市の取り組むべき施策と併せて、市民、事業者の取組を掲げ、市民と行政が協働して男女共同参画社会の実現を推	
	第5章 健全な消費生活の 実現	大分市消費生活推進プラン	消費者の権利の尊重と自立支援を基本理念とした「大分市消費生活条例」の制定を受け、 今後の取り組むべき消費生活に関する施策の概要を定め、総合的かつ計画的な消費生活の 推進を図ることを目的としており、今後の消費者施策の方向性や取組を明らかにするもの です。	

部	施策名	関連計画	計画の概要			
	第1章 第1節	大分市教育ビジョン	本市教育の一層の振興を図るため、教育委員会が所管する施策や事業等を総合的・体系的に示した計画です。 「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けるものです。			
	生きる力をはぐく む学校教育の充実	大分市幼児教育振興計画	幼児教育の指針となる計画です。 「幼児の豊かな心と夢を共にはぐくむ教育の推進」の実現を目指し、明日の大分市を担う「幼児期にふさわしい豊かで楽しい毎日を自らつくりだそうとする大分っ子」をはぐくむ事業を展開するとともに、進捗状況やその成果を検証しながら、より良い幼児教育を推進することとしています。			
		大分市教育ビジョン	※第1章第1節に記載			
	第 1 章 第 2 節 子どもたちの学び を支える教育環境	大分市公共施設等総合管理計画	本市の保有する公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行っていくための計画です。 今後、公共施設等の維持管理や修繕・更新に多額の経費が必要になることが見込まれるとともに、人口減少などによる社会情勢の変化に対応するため、4つの基本方針及び分野別方針に基づき、公共施設のマネジメントに取り組むこととしています。			
	を支える教育環境 の充実	大分市教育施設整備保全計画	「大分市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、教育施設を対象に、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保することを目的としています。			
		大分市教育ビジョン	※第1章第1節に記載			
第		大分市人権教育・啓発基本計画	能を確保することを目的としています。 ※第1章第1節に記載 ※第1部に記載 市民一人ひとりが、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を通切に生かすことのできる社会を実現するための基本的な考え方や方向性を示した計画です。			
第2部 教育・	第1章 第3節	市民一人ひとりが、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することがでいます。 大分市生涯学習推進計画 す。 本計画は「大分市教育ビジョン」の基本構想との整合を図りなが	市民一人ひとりが、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現するための基本的な考え方や方向性を示した計画です。 本計画は「大分市教育ビジョン」の基本構想との整合を図りながら、社会教育の推進と生涯学習の振興を目指すこととしています。			
文化の振興	社会教育の推進と 生涯学習の振興	大分市子どもの読書活動推進計画	「子どもの読書習慣の形成」と「子どもの読書活動を支援する環境の整備」を目標に、子どもの読書活動の推進を図る計画です。 家庭、地域、保育施設・幼稚園、学校、市民図書館における子どもの読書活動の推進に向けたこれからの取組を示しており、目標値や施策の方向性などを定めています。			
興		大分市公共施設等総合管理計画	※第1章第2節に記載			
		大分市教育施設整備保全計画	※第1章第2節に記載			
İ		大分市教育ビジョン	※第1章第1節に記載			
	第2章 個性豊かな文化・ 芸術の創造と発信	大分市文化・芸術振興計画	「世」 家庭、地域、保育施設・幼稚園、学校、市民図書館における子どもの読書活動の向けたこれからの取組を示しており、目標値や施策の方向性などを定めています。 ※第1章第2節に記載 ※第1章第1節に記載 本市の文化・芸術振興の指針となる計画です。 市民と行政が一体となって、本市の多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図した、様々な生活シーンに、文化・芸術の有するパワーを最大限に生かすことで、ちに住むことを誇りに思えるまちづくりを目指すこととしています。 国指定史跡である大友氏遺跡の適切な整備手法の設定、学習交流施設の設置、隣			
		史跡大友氏遺跡整備基本計画 (第1期)	国指定史跡である大友氏遺跡の適切な整備手法の設定、学習交流施設の設置、隣接地と 連携した整備などの基本的な考え方をまとめ、事業を円滑に推進するための計画です。			
		大分市教育ビジョン	※第1章第1節に記載			
	第3章 スポーツの振興	大分市スポーツ振興基本計画	市民一人ひとりが生涯にわたって良好なスポーツとの関わり合いが可能となるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けて、多様なスポーツ環境の整備を推進するために策定した計画です。			
		大分市公共施設等総合管理計画	基本計画」として位置付けるものです。 幼児教育の指針となる計画です。 「幼児の豊かな心と夢を共にはぐくむ教育の推進」の実現を目指し、明日の大分市をう「幼児別にかさわしい豊かで楽しい毎日を自らつくりだそうとする大分っ子」をはむ事業を展開するとともに、進捗状況やその成果を検証しながら、より良い幼児教育を進することとしています。 ※第1章第1節に記載 本市の保有する公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行っていくがの計画です。 今後、公共施設等の維持管理や修繕・更新に多額の経費が必要になることが見込まをともに、人口減少などによる社会情勢の変化に対応するため、4つの基本方針及び分別方針に基づき、公共施設のマネジメントに取り組むこととしています。 「大分市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、教育施設を対象に、中長期の維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能能を確保することを目的としています。 ※第1章第1節に記載 ※第1部に記載 ※第1部に記載 ※第1部に記載 ※第1部に記載 ※第1部に記載 ※第1部に記載 ※第1部に記載 ※第1部に記載 ※第1章第2節に記載 ※第1章第2節に記載 ※第1章第2節に記載 ※第1章第2節に記載 ※第1章第1節に記載 ※第1章第1節に記載 ※第1章第1節に記載 ※第1章第1節に記載 ※第1章第1節に記載 本市の文化・芸術振興の指針となる計画です。 ホーラン化・芸術振興の指針となる計画です。 本計章第1節に記載 本市の文化・芸術振興の指針となる計画です。 市民と行政が一体となって、本市の多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとして、様々な生活シーンに、文化・芸術の有するパワーを最大限に生かすことで、この方に住むことを誇りに思えるまちづくりを目指すこととしています。 国指定史跡である大友氏遺跡の適切な整備手法の設定、学習交流施設の設置、隣接地連携した整備などの基本的な考え方をまとめ、事業を円滑に推進するための計画です。 ※第1章第1節に記載 市民一人ひとりが生涯にわたって良好なスポーツとの関わり合いが可能となるよう、遅スポーツ社会の実現に向けて、多様なスポーツ環境の整備を推進するための計画です。 ※第1章第2節に記載 市民人の連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するための計画です。 ※第1章第2節に記載 市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するための計画です。 ※第1章第2節に記載 市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するための計画です。			
		大分市教育施設整備保全計画	※第1章第2節に記載			
	第4章 国際化の推進	大分市国際化推進計画	市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するための計画です。 広く市民がグローバル化のメリットを享受できるよう、多様な文化とあらゆる国籍の 人々との共生や国際交流、国際協力を通じて国際化を担う人づくりに努めることとしてい ます。			



部	施策名	関連計画	計画の概要
		大分市地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害から守り、日常生活の安全性を確保するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における災害対策を定める計画です。 防災関係各機関の協力のもと総合的な計画を定め、災害対策諸活動の一元化と円滑化を 図り、もって防災の万全を期することを目的としています。
	第1章 第1節 防災・危機管理体 制の確立	大分市国民保護計画	武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、また、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にするため、国民保護法第35条の規定に基づき、市の責務を明確にし、関係機関との連絡体制の統一を図り、国民保護措置を的確かつ迅速に行うことを目的とした計画です。
第3		大分市耐震改修促進計画	阪神・淡路大震災をはじめ、全国各地で大型の地震が頻発しており、昭和56年6月1日に施行された「新耐震基準」に適合していない建物の被害が懸念されることから、安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的としています。
部防災安全の	第1章 第2節 治山・治水対策の 充実	大分市国土利用計画	市域における土地利用の長期的構想として、土地利用行政の指針となる計画です。 都市づくりの基本理念及び将来像、都市づくりの方針、目標年次、目標人口を明らかに して、土地利用や都市施設の整備、市街地整備、自然環境の保全、環境・景観形成、防災 など都市づくりに関する基本的な方針を定めています。
全の確保		第10次大分市交通安全計画	道路交通並びに鉄道交通の安全を確保するため、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき交通安全対策に関する施策を定める計画です。 関係機関との連携を図りながら各種の施策を実施するとともに、市民との協働のもと、その効果を高めることとしています。
	進 -	大分市自転車利用基本計画	「バイシクルフレンドリータウン〜自転車が似合うまち」の創造に向けて、自転車を生かした特色あるまちづくりを総合的、計画的に推進するための計画です。 環境問題や健康問題、渋滞対策などの交通問題の解消を目指すとともに、ルール・マナーの啓発や自転車利用環境の整備、放置自転車対策、観光・地域振興なども視野に入れた施策を推進することとしています。
		大分市自転車走行空間ネットワー ク整備計画	「大分市自転車利用基本計画」に基づき、安心・安全・快適に走行できる環境づくりと 意識づくりをハード、ソフト両面から進めることを目的に策定した計画です。 また、道路管理者や教育委員会など関係者で組織する大分自転車走行空間ネットワーク 整備推進協議会にて、当計画の実施状況などについて進行管理するよう規定しています。

部	施策名	関連計画	計画の概要
	第1章 第1節 工業の振興	大分市商工業振興計画	「大分市総合計画」に基づき「にぎわいと活力あふれる豊かなまち」をめざすまちの姿とし、本市の商工業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた計画です。
	第1章	大分市農業振興基本計画	「大分市総合計画」に基づき、「市民とともに歩み、育む都市型農業の創造」を目標像として、なりわい・いきがい・ふれあい農業の振興を目指しています。
	第2節 農業の振興	大分市地産地消促進計画	「大分市農業振興基本計画」の個別計画として、地産地消をこれまで以上に促進してい くための行動指針を定めた計画です。
		大分市国土利用計画	※第3部に記載
	第1章 第3節	大分市森林整備計画	森林法に基づき、森林の整備に関する基本的事項、森林施業の共同化の促進に関する事項等について掲載した計画です。
	林業の振興	大分市国土利用計画	※第3部に記載
第 4 部	第1章 第4節	大分市水産基本計画	本市の水産に関する基本的な方針を定める計画です。 つくり育てる漁業の促進や、漁業生産基盤・水産物供給体制の整備の方向性を定め、本 市の水産業の持続的発展を目指しています。
雇	水産業の振興	大分市国土利用計画	※第3部に記載
産業	第2章	大分市商工業振興計画	※第1章第1節に記載
の振興	第1節 商業・サービス業 の振興	大分市中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する基本的な方針を定め、実施する計画です。 中心市街地の商業の活性化、来街者の増加、滞在時間の増加を目標とし、大きく変化す るまちに対応した取組を総合的かつ一体的に推進します。
	第2章 第2節 流通拠点の充実	大分市商工業振興計画	※第1章第1節に記載
	第3章 安定した雇用の確 保と勤労者福祉の 充実	大分市商工業振興計画	※第1章第1節に記載
	第4章 魅力ある観光の振 関		「大分市総合計画」に基づき、「魅力ある観光の振興」を具体化するための基本的な計画です。 市民・企業・NPO法人等の団体・行政が一体となって魅力ある都市をつくるための共通目標・指針としています。

部	施策名		計画の概要			
			本市の将来像を描き出し、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めた計画です。 都市づくりの基本理念及び将来像、都市づくりの方針、日標年次、日標人口を明らかに			
		大分市都市計画マスタープラン	して、土地利用や都市施設の整備、市街地整備、自然環境の保全、都市環境・景観形成、 都市防災など都市づくりに関する基本的な方針を定めています。			
			 ※第3部に記載			
		大分市景観計画	景観に関する基本的な方針を定める計画です。 本市の良好な景観の保全、これと調和した美しく風格のあるまちづくりの推進及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に			
			寄与することを目的としています。			
		大分市公共施設等総合管理計画	※第2部に記載 Turk 1 が 1 = 3 + 1			
	第1章	大分市バリアフリー基本構想	※第1部に記載			
	第1節 計画的な市街地の	大分市地籍調査実施基本計画	災害時における円滑な復日・復興のため、計画的な地籍調査の実施方針を定めた計画です。 国土調査法に基づく地籍調査事業の再開に伴い、地震による津波災害が想定される地域 から優先的に実施するなど、効率的な事業の推進を図ることとしています。			
	形成	大分都市圏総合都市交通計画	現在の交通状況や課題を踏まえ、解決に向けた長期的な将来像と、その実現に向けた基本的な方針を定めた計画です。 計画全体の将来像や実現に向けた基本方針、施策展開、目標年次、指標などを明らかにして、幹線道路網の整備や公共交通サービスの向上など、これからの都市交通に関する基本的な方針を定めています。			
		大分市耐震改修促進計画	※第3部に記載			
		大分市橋梁・トンネル等長寿命化 修繕計画	本市が管理する道路インフラ(橋梁・横断歩道橋・トンネル・大型ボックスカルバート・道路附属物)の長寿命化に向けて、対策優先順位や対策方法を明確にする計画です。 「対症療法型」から「予防保全型」の維持管理へ転換することにより、利用者の安全・安心を確保するとともに、将来にわたるインフラ機能の確保、維持管理トータルコストの縮減・平準化を図ることを目的としています。			
		大分市中心市街地活性化基本計画	※第4部に記載			
		大分市都市計画マスタープラン	※第1章第1節に記載			
		大分都市圏総合都市交通計画	縮減・平準化を図ることを目的としています。 画 ※第4部に記載 ※第1章第1節に記載 ※第1章第1節に記載 ※第1部に記載 ※第3部に記載 「大分市自転車利用基本計画」に基づき、安心・便利に停められる空間づくりとして、駅周辺等の放置自転車対策や駐輪場需要のある中心市街地等の自転車等駐車場整備を進めるための計画です。 市民生活全般にわたって情報化を進める地域情報化について、本市の方向性を示すとと			
	第1章	大分市バリアフリー基本構想	 ※第1章第1節に記載 ※第1部に記載 ※第3部に記載 「大分市自転車利用基本計画」に基づき、安心・便利に停められる空間づくりとして駅周辺等の放置自転車対策や駐輪場需要のある中心市街地等の自転車等駐車場整備を進 			
	第2節	大分市自転車利用基本計画				
第 5 部	交通体系の確立	大分市自転車等駐車場整備計画	「大分市自転車利用基本計画」に基づき、安心・便利に停められる空間づくりとして、 駅周辺等の放置自転車対策や駐輪場需要のある中心市街地等の自転車等駐車場整備を進め るための計画です。			
都市基盤の	第1章 第3節 地域情報化の推進	大分市地域情報化計画	市民生活全般にわたって情報化を進める地域情報化について、本市の方向性を示すとともに、その実現に向けた各種施策を掲載した計画です。 基本理念である「ICTで実現! 快適都市おおいた」の実現を目指し、5つの目標を設定し、具体的な施策を展開していくこととしています。			
の形成	第2章 第1節 水道の整備	大分市水道事業基本計画	将来にわたって安全・安心、信頼の水道を維持し持続可能な事業運営を確立するために、水道事業のあるべき姿と進むべき方向性を示した計画です。 基本理念である「未来へ!安心を引き継ぐしなやかな大分の水道」の実現を目指し、「安心」、「強靭」、「持続」の3つの視点から具体的な取組を示しています。			
		大分市公共施設等総合管理計画	※第2部に記載			
		大分市都市計画マスタープラン	※第1章第1節に記載			
	第2章 第2節 下水道の整備	大分市公共下水道事業基本計画	個々の地域に関する自然的条件や社会的条件を考慮し、将来の地域の状況に対応した長期的な下水道の骨格を定めた計画です。 具体的には、施設計画(管渠の口径、ポンプ場・処理場の大きさ等)を決定する際に必要となる、計画諸元(計画人口、計画区域、計画汚水量、計画汚濁負荷量、降雨強度式及び流出係数など)等を定めています。			
		 大分市公共施設等総合管理計画	※第2部に記載			
		大分市都市計画マスタープラン	※第1章第1節に記載			
	W 0 ==	大分市住宅マスタープラン	住宅政策に関する基本的な方向を定めた計画です。 「希望と元気がわいてくる、笑顔ひろがる快適な住まいへ」を基本理念とし、その実現に向け、住宅政策上の課題を踏まえながら3つの基本目標を掲げるとともに、具体的施策の指針を示しています。			
	第2章 第3節	 大分市公共施設等総合管理計画	※第2部に記載			
	第3郎 安全で快適な住宅 の整備	大分市公営住宅等長寿命化計画	公営住宅等の需要に的確に対応できるよう、老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行うための計画です。 公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するとともに、安全で快適な住まいを長期にわたって確保することを目的としています。			
		大分市耐震改修促進計画 大分市バリアフリー基本構想	※第3部に記載 ※第1部に記載			
			※			
		大分市都市計画マスタープラン大分市緑の基本計画	緑地の保全、緑化の推進、市民参加を3つの柱としてそれぞれの方針、施策を定めた、			
	第2章		緑に関する総合的な計画です。			
	第4節 公園・緑地の保全 と活用	大分市公共施設等総合管理計画 大分市公園施設長寿命化計画	※第2部に記載本市における公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的とした計画で			
		+ハ キ パロマコロ - サナ##	す。			
		大分市バリアフリー基本構想	※第1部に記載			

部	施策名	関連計画	計画の概要
		大分市環境基本計画	環境の保全と創造に向けた施策の総合的・計画的な推進、役割分担に基づいた市民、事業者、行政の取組を推進するための基本指針を定めた計画です。
	佐 1 辛	大分市緑の基本計画	※第5部に記載
	第1章 豊かな自然の保全	大分市景観計画	※第5部に記載
	と緑の創造	大分市街路樹景観整備計画	街路樹の整備方針を定める計画です。 緑の保全や良好な都市景観の形成を図る観点から、街路樹の計画的な植樹など、街路樹 のきれいなまちづくりを推進するための方針を定めています。
		大分市国土利用計画	※第3部に記載
		大分市環境基本計画	※第1章に記載
第6部	第2章 第1節	大分市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物の処理に関する計画です。 ごみの発生抑制、減量化、再資源化を行うことにより、市民・事業者・行政が一体となった総合的かつ計画的な事業展開の指針となるごみ処理行政の方針と手順を定めています。
環境の保全	廃棄物の適正処理	大分市産業廃棄物適正処理指導計 画	産業廃棄物の適正処理を推進するための指導に関する計画です。 排出事業者、処理業者、市民並びに行政が相互に連携を図り、産業廃棄物の減量化・資 源化及び適正処理を一層推進するための指針を定めたものです。
保		大分市公共施設等総合管理計画	※第2部に記載
全	第2章 第2節 清潔で安全な生活 環境の確立	大分市食品衛生監視指導計画	食品衛生に関する監視指導の実施に関する計画です。 食品衛生の向上や食品の安全性を確保するために行う食品衛生監視指導は、重点的かつ 効果的な監視指導の実施を通じて、食品衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品の安全 性を確保することにより、市民等の健康の保護を図ることを目的としています。
	第2章 第3節 公害の未然防止と 環境保全	大分市環境基本計画	※第1章に記載
	第2章	大分市環境基本計画	※第1章に記載
	第4節 地球環境問題への 取組	大分市地球温暖化対策実行計画	市域の温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、市民・事業者・行政の取組を示すとともに、その取組を後押しするために本市が進める施策を明らかにした計画です。

第

6 部

2. 大分市総合計画見直し方針

1. 総合計画見直しの趣旨

本市は、平成17年1月1日の旧佐賀関町、旧野津原町との合併により、新たに加わった魅力をいかし、新時代のまちづくりの方向性を明らかにする指針として、平成19年(2007年)に平成28年(2016年)を目標年次とする大分市総合計画を策定しました。

この計画は、大きく変化する社会経済情勢の中にあって、本市がめざすまちの姿(都市像)の実現に向けた施策の大綱を明らかにしたものであり、掲げられた諸施策を着実に推進させることにより、自主・自立のまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、急速に進む少子高齢化の波はとどまることを知らず、本市においても総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が4分の1に達しようとしています。人口構成の変化に伴う生産年齢人口の減少は、地域の存立基盤に深刻な影響を及ぼしており、農林水産業をはじめとする産業の担い手不足による地域経済の停滞や災害時における市民相互の支援体制の弱体化など、本市の活力低下を招く看過できない問題を生じさせることが懸念されています。また、本市の財政状況は、社会保障関係費の増嵩などにより、今後さらに厳しさを増していくことも予想されています。

一方、地方における人口減少に歯止めをかけるべく平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて国が推進する「地方創生」への取組みに対応するため、雇用、産業、子育て、医療、教育、防災、まちづくりなどの総合的な施策について、本市の魅力を向上させるために積極的な推進を図ることが求められています。

このように社会経済情勢が大きく変化する中で、喫緊の課題に即応するためには、効果的な施策をスピード感を持って新たに展開していく必要がありますことから、次の時代をしっかりと見据え、現行総合計画の目標年次を待たずに改定することとします。

今回の見直しにあたっては、大分市まちづくり自治基本条例の理念に基づき、現行の計画を継承できるものは継承しつつ、急速な少子高齢化の進展に的確に対応するため、将来にわたって活力ある地域社会を維持することを基本とし、自主性・主体性を発揮した施策の推進を図るとともに、近隣自治体との連携にも柔軟に対応した施策を展開していくこととします。

また、政策・施策の概要を把握しやすいよう内容の簡明化を図り、市民にわかりやすい計画となるよう心がけるとともに、各施策の展開によって達成・実現を目指す数値目標を可能な限り示すこととします。

2. 計画見直しに向けての基本的な考え方

- (1) 人口減少社会の到来をはじめとした時代の潮流を的確に踏まえ、これまでの施策のうち継承すべき ものは継承し、新たに必要なものは加えて新しい時代にふさわしい魅力ある計画とします。
- (2) 大分市民意識調査や(仮称)市政懇談会等の意見を反映し、多様化する市民ニーズを的確に把握した市民本位の計画とします。
- (3) 行政評価での検証を十分に踏まえ、政策・施策の見直し、改善等が図られた計画とします。
- (4) 国や県の動向に留意するとともに、さまざまな行政課題等に対応するため、周辺市町村等との連携も視野に入れた計画とします。
- (5) 本市の各個別計画との役割分担を明確にし、各行政分野における事業の進行にも配慮した計画とします。

(6) 厳しい行財政環境の中、財政収支の中期見通しを踏まえた計画とします。

3. 計画見直しのための組織体制

(1) 総合計画検討委員会

この検討委員会は、総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、協議検討しその意見を市長に提言します。

① 部会

検討委員会に総合計画に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、部会を設置します。

② 部会代表者会議

検討委員会の部会間での調整を必要とする場合に開催します。

(2) 庁内体制

職員で構成する「企画委員会」「幹事会」「プロジェクトチーム」を通じて、総合計画の見直しに関する調査研究、資料収集、素案の作成などを行います。また、「総合調整会議」により、議会と執行部の連絡調整を行います。

(3) 市民参加

「総合計画検討委員会」で、各界各層の団体等に所属する市民に加えて、公募による市民を募るほか、若い人からの意見を反映できるよう大学生等へ参画を呼び掛けるとともに、パブリックコメントなどにより、多くの市民に計画づくりに参加してもらうものとします。

4. 計画の対象区域及び範囲

この計画は、原則として大分市区域とし、広域的配慮を必要とするときは、関係自治体を含めます。 範囲は、市が事業主体となる事業にとどまらず、必要に応じて国、県、民間等が事業主体となる事業も 含めます。

5. 計画の目標年度及び計画期間

この計画の目標年度は、基本構想を平成36年度(2024年度)とし、基本計画を平成31年度(2019年度)とします。計画期間は平成28年度から目標年度までとします。

6. 計画の構成

総合計画は、大分市まちづくり自治基本条例第2条第4項の規定に基づき、「基本構想」、「基本計画」で構成することとします。

本市のまちづくりの方向が容易に理解できるよう表現などに配慮しながら、市民に分かりやすく簡明な 構成に取りまとめていきます。

(1) 基本構想

大分市の将来のめざすまちの姿(都市像)を描き、これを実現するための基本的な政策の構想などをまとめます。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的な計画で、大分市の行政全般にわたる政策・施策について、総合的かつ体系的に定めます。

基本計画は、計画全体の体系や方向性等を定める総論と各分野別施策について定める各論から構成します。

基本計画

3. 策定経過

総合計画見直しに係るこれまでの取組

年・月	取組内容
平成27年6月	大分市総合計画企画委員会立上げ
//	大分市総合計画企画プロジェクトチーム立上げ
//	大分市議会(平成27年第2回定例会)
	大分市総合計画の見直しスケジュール等説明
	(会派勉強会及び総務常任委員会)
8月	大分市総合計画策定総合調整会議 第1回会議
//	大分市総合計画検討委員会 設置
	第1回全体会議開催(以降11月まで各部会会議開催)
9月	大分市議会(平成27年第3回定例会)
	大分市総合計画(素案)の概要説明(全員協議会)
11月	大分市総合計画策定総合調整会議 第2回会議
12月	大分市総合計画検討委員会 部会代表者会議
//	大分市総合計画検討委員会から中間提言を受ける
//	大分市議会(平成27年第4回定例会)
	大分市総合計画(素案修正案)の概要説明(全員協議会)
//	大分市総合計画企画委員会にて大分市総合計画(原案)の決定
平成28年1月	パブリックコメントの実施(平成28年1月15日~2月15日)
2月	大分市総合計画検討委員会 第2回全体会議開催
//	大分市総合計画策定総合調整会議 第3回会議
3月	大分市総合計画検討委員会から最終提言を受ける
//	大分市議会(平成28年第1回定例会)
	パブリックコメント及び最終提言の報告(会派勉強会及び総務常任委員会)
5月	大分市総合計画企画委員会にて最終案決定
//	大分市総合計画策定総合調整会議 第4回会議
6月	大分市議会(平成28年第2回定例会)
	議案として提案
//	議決、決定

4. 大分市総合計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画(以下「計画」という。)の見直し並びに大分市人口ビジョン(以下「ビジョン」 という。)及び大分市総合戦略(以下「戦略」という。)の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、 大分市総合計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の見直し並びにビジョン及び戦略の策定に関する事項について協議検討し、その 結果を市長に提言するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員75人以内をもって組織する。
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市議会議員
 - (3) 各種団体の代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、参画依頼の日から計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。
 - 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すると ころによる。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

- 第7条 計画の見直し並びにビジョン及び戦略の策定に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、 委員会に部会を置く。
 - 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。
 - 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
 - 5 部会長は、部会に属する事項を掌理し、部会の会議における協議検討の経過及びその結果を委員会の会議において報告するものとする。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会代表者会議)

第8条 委員長は、部会間の調整その他の目的のため必要があると認めるときは、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する部会代表者会議を開催することができる。

(報償金等)

第9条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、 委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報償金等については、これを 支払わないものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。



5. 検討委員会委員名簿

※敬称略

役 職		氏	名		所 属 等
委員長	北	野	正	剛	国立大学法人 大分大学 学長
副委員長	安	部		茂	弁護士

総務部会

役 職	氏 名	所 属 等
部会長	村 嶋 幸 代	公立大学法人 大分県立看護科学大学 理事長・学長
副部会長	有 松 一 郎	大分経済同友会 会員
	荒 金 一 義	大分市自治委員連絡協議会 会長
	池邉泰治	有限会社 大分合同新聞社 社長室 戦略デザイン部長
	川野恭輔	株式会社 大銀経済経営研究所 調査企画部 次長兼主席研究員
	長谷尾 雅 通	大分県中部振興局長
	藤田敬治	大分市議会 総務常任委員会 委員長

市民福祉部会

役 職	氏 名	所 属 等
部会長	仲 嶺 まり子	学校法人 別府大学短期大学部 初等教育科 教授
副部会長	阿部俊作	社会福祉法人 大分市社会福祉協議会 常務理事
	大久保 亜由美	学校法人 別府大学短期大学部 学生
	小 野 ひさえ	大分市消費者団体連絡協議会 会長
	木 村 幸 二	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
	倉掛賢裕	大分市議会 子ども育成・行政改革推進特別委員会 委員長
	塩 月 まどか	プレイバックシアター Once
	杉 﨑 良 春	大分市老人クラブ連合会 会長
	杉村忠彦	社団法人 大分市連合医師会 会長
	土屋茂	大分市健康推進員協議会 会長
	二宮博	大分市議会 厚生常任委員会 委員長
	渕 芳 包	大分市民生委員児童委員協議会 副会長
	村 井 綾	naanaパートナー代表

教育・文化部会

役 職	氏	名	所 属 等
部会長	伊菔	安浩	国立大学法人 大分大学 教育福祉科学部 教授
副部会長	於係	段 昭	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 美術科 講師
	石橋	新 紀公子	大分市スポーツ少年団 副本部長
	太神	∃ みどり	特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた 事務局長代理
	小野	昭三郎	大分市青少年健全育成(連絡)協議会
	髙橋	泰 夫	臨床心理士 (スクールカウンセラー)
	中本	卓志	一般公募市民
	平本	泉	社会教育委員
	分 菔	黄 弘	大分市PTA連合会 会長
	帆利	以 誠 悟	大分市議会 文教常任委員会 委員長
	八坂	え 千 景	NPO法人デンクパウゼ 代表

防災安全部会

役 職	氏	名	所 属 等
部会長	田中	孝 典	独立行政法人 国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校 教授
副部会長	和泉	志津恵	公益財団法人 大分県交通安全協会 評議員
	安倍	雅宏	大分中央警察署 地域官兼交通官
	安東	健治	大分市消防団 第4方面隊長
	上 田	秀樹	九州電力株式会社 大分支社 大分電力センター計画管理グループ 課長
	岡山	尚弘	自衛隊大分地方協力本部 別府駐屯地第41普通科連隊 第4中隊長
	河 野	淳	一般公募市民
	髙 野	博幸	大分市議会 地域活性化対策特別委員会 委員長
	鳥居	登貴子	大分市消防団 女性分団 副分団長
	花宮	廣 務	大分県防災アドバイザー
	幸	紀人	大分市ボランティア連絡協議会 会長



産業部会

役 職		氏	名		所 属 等							
部会長	矢	野	利	幸	大分商工会議所 副会頭							
副部会長	岡	野	祐	介	日本貿易振興機構(ジェトロ)大分貿易情報センター 所長							
	安	部	英	助	おおいた森林組合 代表理事専務							
	磯	\blacksquare		満	大分市工業連合会 会長							
	井	上		美	国立大学法人 大分大学 産学官連携推進機構 産学官連携部門 准教授							
	荻	本	正	直	大分市議会 経済常任委員会 委員長							
	坂	井	伊智	曾郎	大分県漁業協同組合 佐賀関支店長							
	佐	藤	泰	副	大分市農業委員会 会長							
	遠	\blacksquare	孝	吉	大分市商店街連合会 副会長							
	高	倉	大	暉	学校法人 文理学園 日本文理大学 学生							
	早	瀬	康	信	一般社団法人 大分市観光協会 専務理事							
	松	尾	竜	=	連合大分大分地域協議会 議長							
	吉	岩	寿	和	大分瓦斯株式会社 大分営業所 所長							

都市基盤部会

役 職		氏	名		所 属 等						
部会長	吉	村	充	功	学校法人 文理学園 日本文理大学 工学部建築学科 教授						
副部会長	武	\blacksquare		浩	株式会社 日本政策投資銀行 大分事務所長						
	安	藤	万	葉	国立大学法人 大分大学 学生						
	板	倉	永	紀	大分市議会 建設常任委員会 委員長						
	小	林		宰	九州旅客鉄道株式会社 大分支社 取締役大分支社長						
	利	光	正	臣	大分県建設業協会大分支部 支部長						
	西		貴	之	一般社団法人 大分青年会議所 2015年度理事長						
	久	\blacksquare	成	昭	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所長						
	脇		紀	昭	一般社団法人 大分県バス協会 専務理事						

環境部会

役 職	氏 名	所 属 等					
部会長	安田幸夫	学校法人 文理学園 日本文理大学 工学部航空宇宙工学科 教授					
副部会長	桑野恭子	認定指定NPO法人 地域環境ネットワーク					
	阿 部 みどり	公益社団法人 大分市薬剤師会 専務理事					
	池永麻里	NPO法人 アシスト・パル・オオイタ					
	北川内 眞 也	一般公募市民					
	国 宗 浩	大分市議会 総合交通対策特別委員会 委員長					
	鈴 木 由 美	生活協同組合コープおおいた 理事					
	村 谷 恭 次	一般社団法人 大分県産業廃棄物協会 事務局次長					

※所属等は委員就任当時のもの

第

6部

6. 大分市総合計画の見直し等に関する提言

(大分市総合計画検討委員会最終提言) 平成28年3月1日

1 はじめに

現在、大分市では人口構成の変化に伴う生産年齢人口の減少による地域経済の停滞や地域コミュニティ機能の低下など、将来に大きな影響を及ぼすさまざまな問題が懸念されている。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計による人口減少社会の到来が、大分市でもいよいよ現実のものとなっており、社会情勢の大きな変化に直面している。

このため、大分市の行政運営については、国が重要政策として掲げている地方創生への取組に対応し、 総合的な施策について、大分市の特性を最大限に生かしながら、積極的に推進することが求められている。

また、さらなる地方分権改革の進展や国と地方による不断の行政改革の実行が求められており、今後は、多様な主体との連携を積極的に行いながら、自らの発想により、個性を生かし自立したまちづくりを行う必要がある。

こうしたなか、本委員会は、平成27年8月31日に市民74名が委嘱を受け、大分市の行政運営における 最上位の計画である「大分市総合計画」について、7つの分野に分かれ、それぞれの部会において検討を 開始した。委員は、大学生を含むさまざまな年代や各界の専門的な分野に精通する市民及び一般公募の市 民で構成され、それぞれの立場からこれからの大分市の在り方について、将来を見据えた真摯な議論を重 ね、それぞれの部会の意見をまとめ、平成27年12月2日に中間提言として報告したところである。

中間提言の趣旨は、市が意見募集のために公表した「大分市総合計画(原案)」においても考慮されているが、本委員会では、それを基に、意見募集で得られた市民の声を踏まえるなかで、さらに検討を重ねた。

その結果、新しい総合計画は、市民にとって実感を伴ったものになるよう、市民ニーズを的確に把握しながら、実効性のある計画とする必要があるという結論に達した。審議の過程においては、時代の変化に伴う課題の克服に向けた観点から、新しい時代のまちづくりの方向性を踏まえた多くの意見やさまざまなアイデアが出された。

これらを基に、最終提言として改めて意見を付すことにより、市民と行政が一体となって地域の活力と 魅力を最大限に引き出せるまちづくりを進めていけるよう、これらの意見が新しい総合計画に生かされる ことを強く希望するものである。

なお、人口減少社会の克服に向け、地域の特徴を生かした自律的で持続可能な社会の創造を実現するために必要な「大分市総合戦略」及び大分市の人口の現状分析と将来を展望する「大分市人口ビジョン」についても、あわせて検討を行い、必要な提言を行うものである。

2 大分市の目指す方向について

(1) 現状と課題

現在の大分市を取り巻く社会情勢と課題を見たとき、これから大分市が目指していく方向性を定めるに当たり、次の3つの事項について特に注意を払う必要がある。

まず、第1に、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来によりさまざまな課題が懸念されるなかで、出生数を増やし、合計特殊出生率を高めることなど、理想的な目標を掲げているが、



目標達成に向けた対策を具体的に講じていかなければスローガンと掛け声だけに終わってしまうおそれがある。その対策の前提として、女性や若者が個々の能力を伸ばすための学習や仕事上の技能の習得に励むことと、結婚・出産・子育てが両立できる社会の仕組みづくりが必要である。

第2に、人口の減少は、地区別に見ると佐賀関地区や野津原地区、大南地区など市内周辺部ですでに進行しており、その結果、地域コミュニティの維持が困難になるなど、地域ごとに深刻な状況が見受けられる。こうした課題を克服し、それぞれの地域で市民が主体となったまちづくりを進めるためには、行政が地域の実情を的確に把握し、効果的な支援に結びつけることが必要である。

第3に、本格的な分権時代の到来により、個性豊かで自立したまちづくりを行うことが求められており、そのためには、大学や企業、NPO団体など多様な団体との連携を積極的に行うことで、大分市の魅力をさらに引き出し、活力を生み出すことが重要である。また、県都あるいは中核都市としての大分市には、周辺自治体を含めた広域的な発展のために中心的な役割を担う責任も有しており、それぞれの住民が安心して暮らせる地域づくりのために、周辺自治体との密接な連携による効率的で効果的な行政サービスの提供が求められている。

(2) めざすまちの姿について

大分市がめざすまちの姿を考えるに当たっては、これまで「ともに築く 希望あふれる 元気都市」 という都市像を掲げて進めてきたまちづくりに加え、今後待ち受けている人口減少社会の到来に立ち 向かおうとする姿や大分市が有するあらゆる資源やポテンシャルを最大限に生かし、時代の変化に適応した、新しい視点や方向性に基づいたまちづくりの在り方を考えなければならない。

次の4点は、中間提言においても、本委員会が考える方向性として示したところであるが、今後の大分市のめざすまちの姿として考慮すべきである。

① 夢の実現ができる社会の構築

市民一人ひとりがいきいきと暮らしていくためには、だれもが将来に夢を描き、自主的、自立的に行動して育ち、その夢を実現することができる社会を構築する必要がある。

② 安全・安心を実感できる社会の実現

だれもが安全・安心を実感できる暮らしやすい社会の実現に向け、人と人とのつながり、地域と 地域とのつながりなど、今後もさまざまな場面での「つながり」を市民が主体となって築いていく 必要があり、行政にはそのための土台づくりが求められている。

③ 創造都市としての個性と魅力の創出

大分市固有の文化・芸術を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用することにより、文化・社会・経済の相乗効果を生み出し、創造都市大分としての個性と特色のある新たな魅力を創出するまちづくりが必要である。

④ 交通結節都市としての発展

九州各都市と本州・四国地方とを結ぶ交通の要衝としての地の利を生かし、拠点性を発揮できる 戦略的なまちづくりを進めることで、将来にわたり、県都として、さらにはアジア太平洋地域の国際交流拠点としての役割を果たしていくことが求められている。

基本計画

第

これからの大分市は、市民が夢の実現に向かって育ち、人のつながりや地域のつながりを大切にし、豊かな創造性があふれるまち、そして、地域間交流の拠点としての活力とにぎわいのあるまちとなるよう、新しい総合計画に掲げる「めざすまちの姿(都市像)」は、これらの視点や方向性に沿ったものとなることを希望する。

3 今後の市政運営の基本姿勢について

めざすまちの姿(都市像)を実現するためには、市民のだれもが大分市の将来に希望を持ち、市民生活の質を維持・向上させることが前提となることから、アンケート調査などを通じて地域の実情やそこに住まう市民ニーズを的確に把握し、行政が地域コミュニティ活動へこれまで以上に積極的に関わっていくことが重要となってくる。

そのためには、市民に身近で地区拠点としての役割を担う支所・出張所の裁量権を充実させることで、その地区の住民活動を後押しするような制度・組織体制の整備が可能となるような計画策定が望まれる。

また、大分市まちづくり自治基本条例では、市民の幸せな暮らしの実現を目指すため市民主体のまちづくりを行うことが基本理念として謳われており、行政には、市民が夢の実現に向けて取り組むさまざまな活動を後押しするための施策が求められており、そのことは、地域の持つポテンシャルを引き出し、ひいては大分市全体として個性的で活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進することにつながるものと考える。

さらに、少子化の進行や人口減少社会の到来を見据えたまちづくりを進めていくに当たっては、結婚・ 出産・子育てに「温かい社会」や定住人口を増やすための安全・安心な「住みやすい社会」の実現が重要 である。その認識の上に立ち、妊娠前後の支援や保育事業・教育環境の充実など、人口減少に歯止めをか けるための具体的な施策を掲げ、着実に実行していくことが必要である。

4 各政策分野における課題と対策について

【1】市民福祉の向上

(1) この分野における課題について

わが国における急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴い、社会構造が大きく変化するなか、大分市においても、その影響を受け、市民ニーズが複雑・多様化しており、とりわけ、市民福祉の分野における課題は山積している状況にある。

まず、少子化の進行や、共働き家庭の増加などによる保育需要の高まりなど、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しているなか、今後、大分市の未来を担う子どもたちが健やかでいきいきと育っていくためには、社会全体で子ども・子育て支援体制の構築を図り、環境の整備を進める必要がある。

一方で、高齢化等の影響を受け、医療、介護などの社会保障関係費が全国的に増加傾向にあるなか、大分市の市民一人当たりの医療費が全国平均を上回り、中核市の中でも高い水準に位置していることから、こうした市民一人ひとりの負担をいかに軽減していくかが課題である。

また、個々の価値観の多様化や人間関係の希薄化により、地域における相互扶助機能が低下していることから、地域コミュニティのさらなる活性化を図ることが重要である。

さらには、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識が高まり、地域における福祉サービスに対するニーズが複雑かつ多様化していることから、このような市民意識に対応した地域福祉施策が求められている。

市民福祉の目指す姿は、一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域

で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会の実現である。そのためには、前述の課題に対し、以下のような施策展開を図っていくことが望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

前述の課題を解決するためには、市民福祉の各分野での施策において、市が市民や団体との連携を強化し、一体となった取組を推進することが不可欠であり、以下に示す視点から施策展開を考える必要がある。

① 社会全体による子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援の充実を図る上で必要な要素は「地域住民との連携」である。核家族化や、 人間関係の希薄化により、家庭で乳幼児等を抱える保護者が孤立しがちになる現在においては、身 近な地域での子どもや子育てへの支援に関する重要性が高まっている。特に、地域における経験豊 かな高齢者は貴重な存在であり、その経験を有効に生かす取組が求められるところである。

また、子育てと同様に、保護者自身の親としての成長を支援する「親育ち」に関する取組も重要である。保護者が地域行事などに積極的に参加することは、自らの子だけでなく、多くの子どもの育成に寄与すると考えられ、そのための情報提供や交流の機会の充実など、地域との関わりを通しての親子の成長を支援する行政の取組が望まれる。

子育て家庭が身近な地域で安心して暮らし、子育てと親育ちの両立が可能となるためには、こう した社会全体による環境づくりの推進が必要である。

② 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進及び在宅医療体制の充実

前述のような「地域住民との連携」による取組を推進するためには、高齢者が元気であることが 不可欠であり、健康寿命の延伸が望まれる。

この健康寿命の延伸に向けては、高齢者に限らず、市民一人ひとりが若いころから健康づくりに取り組む意識の高揚を図ることが重要であり、ライフステージに合わせた健康相談や健康教育を充実させるとともに、さまざまな団体との連携を強化し、運動や食育を推進することが求められる。

また、団塊の世代が75歳以上となる10年後を見据え、多くの市民が住み慣れた地域で療養できるよう、在宅医療体制の充実を図る必要があり、そのためには、医療、保健、福祉などの多職種による連携体制の構築が重要となる。

こうした高齢者に対する取組の積み重ねが、健康寿命の延伸はもとより、医療や介護などの社会 保障関係費の抑制につながり、ひいては市民一人ひとりの精神的・経済的負担の軽減に寄与すると 考えられる。

③ 地域リーダーの創出、育成による地域コミュニティの活性化

大分市においては、これまで地域コミュニティの再生に向けさまざまな取組を進めるなかで、地域活動が活発化するなど、着実に「地域力」が向上してきたと考えられるが、人間関係の希薄化などにより、活力の低下している地域もまだ多く存在している実情が見受けられる。

地域の活力が低下している要因として挙げられるのが、担い手となる人材の不足であり、これを 克服するために、地域を牽引するリーダーの創出、育成を図ることが肝要である。

こうした地域のリーダーの創出、育成に当たっては、若い世代による地域活動への参画が不可欠 となるが、そのためには、市民・事業者・行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつく

基本計画

第

る」という気運を高めるとともに、地域コミュニティ活動の場を整備するなど、地域の活力と魅力 を最大限に引き出すことが求められる。

地域コミュニティについては、このような課題を踏まえた上で、これまでの取組を深化させる意味においても、さらなる活性化を推進していくことが重要であると考える。

④ 生活上のさまざまな課題に応じた施策による市民福祉のさらなる向上

人権尊重社会の形成に向けては幅広い市民の理解が不可欠であり、あらゆる場での教育・学習機会の充実を通して、人権教育・啓発や男女共同参画を推進するなど、全ての人がその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進める必要がある。

また、障がい者(児)福祉の充実に向けては、だれもが住み慣れた地域で相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らせるよう、障がいなどを理由とする差別を解消することが不可欠である。

さらに、健全な消費生活の実現に向けては、近年の消費者トラブルが複雑多岐に渡っており、その対象も多世代に及ぶようになってきていることから、商品の表示・広告・計量等の適正化や消費者団体活動の促進を図るとともに、現在のさまざまな消費者トラブルに対応できるよう、これまで以上に消費者教育を充実するなど、消費者の自立を支援する必要がある。

これらをはじめ、市民福祉に関する施策を進める上では、生活上のさまざまな課題への的確な対応が求められるが、各分野に共通して必要となるのが「あらゆる場での教育・啓発」である。

今後、市民福祉のさらなる向上を目指すためには、単に事業活動の場を確保するだけではなく、 市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合うことに価値観を見出せるような意識の醸成を図るための教育・啓発を地道に継続することが重要であると考える。

【2】教育・文化の振興

(1) この分野における課題について

急速な少子高齢化の波は、人口構成の変化に伴う生産年齢人口の減少、地域経済の停滞、社会保障費の増大などを招き、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが課題となっている。

また、グローバル化や情報化の進展は、人々の考え方や価値観、社会の在り方を大きく変えている ことから、心の豊かさや幸福の在り方を追求する新たな社会像の模索が始まっている。

こうした社会状況の変化に伴い、教育を取り巻く環境が大きく変化するなか、変化の激しい社会を 生きる力をはぐくむ学校教育の充実をはじめ、家庭教育の充実や生涯にわたって学び続けることが可 能な社会づくりなど、教育に対する期待はますます高くなっている。

また、文化・芸術やスポーツは、豊かな人間性をかん養し、創造力や感性をはぐくむなど、大きな 役割を担っている。加えて、まちのにぎわいづくりや地域経済の活性化など、文化・芸術やスポーツ を生かしたまちづくりに対する新たな期待も高まっている。

こうしたことから、心豊かな市民生活を実現するとともに、地域の一体感を醸成し、ふるさとに対する誇りがもてるよう、大分市の教育・文化が、より一層充実することを期待する。

(2) 解決のための施策展開について

前述の課題を解決するためには、学校教育、社会教育それぞれを充実させ、かつ学校・家庭・地域が連携し、一体となった対策を進めることが必要である。また、次世代の文化・芸術の担い手の育

成、幼少期からスポーツに親しむ環境づくり、国際的な舞台で活躍できる人材育成など、未来を見据 えたひとづくりを各分野で展開する必要がある。

① 豊かな人間性をはぐくむ学校教育の充実

教育を取り巻く環境が大きく変化するなかにあって、教育がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は、包括的に推進されなければならない。

こうしたことから、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を一層推進するなかで、児童生徒一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図るため、きめ細かな指導や補充指導に努めるとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びなどを通し、思考力・判断力・表現力等の育成に努めることが求められる。

また、グローバル社会に対応した国際理解教育や、児童生徒の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を体系的・系統的に推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実も重要であると考える。

加えて、子どもたちに質の高い学びを提供する観点から、中・長期的な視点に立った学校施設環境の整備充実に努めることはもとより、さまざまな課題に適切に対応できる教職員の実践的な指導力の向上を図るとともに、多忙化する教員の負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することにも留意する必要がある。

② 家庭や地域との連携による教育の推進

地域住民等の参画を通じて、地域全体で将来を担う子どもたちを育成することが期待されている ことから、学校・家庭・地域が協働し、豊かな人間性や社会性の育成に努めることが重要である。

とりわけ、いじめや不登校等の問題は、学校を含めた社会全体の課題であることから、学校教育が果たす役割に加え、家庭や地域、関係機関等の全ての大人がそれぞれの役割と責任を果たす必要があると言える。同様に、子どもの将来が家庭の経済環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもに対する支援も積極的に行う必要がある。

また、家庭教育は、基本的な生活習慣の獲得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会では、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が十分に機能しない場合も少なくない。このような状況を踏まえ、家庭教育の担い手である保護者の育ちを支援するため、学習機会の提供を充実するとともに、保護者同士の交流や地域で保護者を支援するネットワークづくりを推進することが重要であると考える。

さらに、子どもの体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、学校・家庭・ 地域が連携して、子どもたちを育成するための環境づくりが望まれる。

③ 文化・芸術、スポーツ、国際交流による地域活性化

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、文化・芸術による地域活性化を図る観点から、大分市独自の文化・芸術の発信や、伝統的なものから現代的なものに至る多彩な文化・芸術に対する理解を深め、気運を高める取組が望まれる。とりわけ、子どもや若者が、学校や地域において質の高い文化・芸術を体験する機会を充実することで、次世代の文化・芸術の担い手や鑑賞者をはぐくむことが期待される。

また、スポーツ振興による地域の活性化や健康寿命の延伸を図るため、スポーツを通じた健康増進の意識の醸成やスポーツへの興味・関心の喚起により、だれもが身近でスポーツに親しむことの

基本計画

第5

できる環境づくりが期待される。特に、子どもがスポーツに親しむこと、とりわけ幼少期から体を動かすことが、後の運動習慣に大きな影響を与えることから、学校や地域において運動やスポーツ に参加する機会を積極的に提供することが望まれる。

さらに、市民がグローバル化のメリットを享受できるよう、国際交流の機会を充実するなど、国際的な舞台で活躍できる人材育成に努めるとともに、あらゆる国籍の市民が暮らしやすい環境づくりに向け、具体的な取組を推進する必要がある。

【3】防災安全の確保

(1) この分野における課題について

東日本大震災の発生から約5年が経過し、これまでの間、大分市においても防災・減災に関するさまざまな取組が重点的に行われ、市民の防災意識の醸成が図られている。「南海トラフ巨大地震」は、今後30年以内の発生確率が70%程度とされ、最大で市内の死者が5千人、避難者は9万人を超えるとの想定があることから、本計画においては、防災安全分野はもとより、他の各分野においても、特にその対策を喫緊の課題と位置付けることが必要である。その上で、防災意識のさらなる高揚を図るため、今後とも対策を粘り強く着実に進めていくことが重要である。

また、平成26年8月には広島県で土砂災害が発生し、平成27年9月には関東・東北地方において 大規模な水害に見舞われたことは記憶に新しいところである。こうした地球温暖化等による異常気象 への対応も課題として視野に入れておかなければならない。

一方、少子高齢化の進展、さらには人口減少社会の到来に伴い、高齢者が関わる交通事故や特殊詐欺等の犯罪の増加のほか、地域の機能の低下が懸念される。地域における支え合い、助け合いは、日々の暮らしの安全・安心を実現するためにはもちろん、有事の際にも不可欠な要素であることから、今後とも地域の機能を維持・向上させていくことが重要である。

こうした防災安全分野における課題について、本計画において正確かつ具体的に示すことにより、 行政が正しく認識することはもとより、市民自らが考えていくことを促す必要がある。その上で、課 題解決に向けた的確な対策を講じなければならない。

(2) 解決のための施策展開について

課題への対策を講じるに当たっては、これまでもさまざまな防災安全に関する取組が行われていることを踏まえ、その成果をしっかりと生かすとともに、地域における先進事例の普及や多様な主体との連携により、「自分の身は自分で守る」ことを基本として、効果的な施策展開を図るという視点が不可欠である。

① 教育・啓発を軸とした防災安全に関する対策の着実な推進

「南海トラフ巨大地震」に対して、沿岸部では特に津波への対策、意識の醸成が進んでいる一方で、内陸部では地震による土砂災害等も想定されるにもかかわらず意識が希薄であることが見受けられる現状を踏まえ、引き続き、全市的に教育・啓発等の対策を講じていく必要がある。

自主防災組織については、現計画において目標を設定し、 結成を促進してきたことにより組織率がほぼ100%となって おり、今後はこれをいかに有効に機能させるかという視点か



ら取組を進めていくことが重要である。津波避難ビルの指定や避難路の整備についても一定程度進捗していることから、これらを使用した防災訓練の実施を促進するなど、実効性のある方策を講じていく必要がある。

「南海トラフ巨大地震」が発生した場合には、交通障害の処理や市外から訪れた人に対する情報 提供など、あらゆる事態に対処しなければならないことが想定される。市単独では対応できないも のもあることから、各主体に対し問題提起を行っていく必要がある。

また、大分市は過去に大水害を経験しており、県内でも平成24年の九州北部豪雨により大きな被害が発生したところである。災害対策基本法において「住民は過去の災害から得られた教訓の伝承により防災に寄与する」旨の努力義務が定められていることを踏まえ、地域においてその教訓をしっかりと伝えていくことが必要である。あわせて各種ハザードマップの作成に当たっては過去の災害の状況を十分に把握し、反映させるとともに、阪神淡路大震災の際に数多く発生した通電火災の啓発にも力を入れるべきである。

防災安全に関する対策を推進するに当たっては、教育・啓発を軸として幼少期から各年代に応じて体系的に行うことに加え、相乗的に幅広い年齢層に対して効果が上がるような手法を検討していく必要がある。

特に、子育て世代の参加率が上がるよう学校行事やPTA行事等において大人と子どもが一緒に学べる手法を模索するなど、柔軟な発想と工夫により、防災安全に関する教育・啓発の充実が図られることを期待する。

②「地域力」と連携による身近な安全・安心の実現

現在、市内各地において防災安全に関するさまざまな取組が行われており、今後ともその原動力となっている「地域力」の充実・強化を図ることが重要である。

災害時においては、日常の声掛け・見守りに寄与する「小地域福祉ネットワーク」が大きな力を 発揮すると期待されることから、防災の観点からもその機能の維持と発展を図る必要がある。

また、松岡地区において実施されている「防災隣組」のように、他の地域でも参考となり得る先進的かつ身近な事例を広く紹介し、同様の活動の普及を図ることが重要である。

消防団については、地域における防災や災害時の担い手として、その位置付けがますます重要になってくると思われる。消防団の活動の活性化と将来の人材確保につながるよう、大分県消防学校に対して団員が研修を受講しやすい環境整備を求めていくとともに、待遇面の改善や団員の勤務先の理解を促進する取組が検討されることを期待する。また、賀来地区で行われている有意義な取組である「かた昼消防団」を他の地域にも普及させていくべきである。

このほか、身近な安全・安心に役立つAEDを緊急時に使用できるよう、改めて「救マーク制度」を広報するとともに、特にその施設の職員への周知徹底を図ることが必要である。

交通安全、防犯に関しては、交通安全協会が実施する交通安全教室をはじめ、大分県の運転免許 自主返納支援制度、大分県警察が配信する「まもめーる」、高齢者を対象とした地域の警察官によ る個別訪問、さらには地域におけるこどもの安全見守りボランティア活動など、さまざまな取組が 行われている。今後はその実施主体である関係機関との連携をさらに深めるとともに、これらの取 組を市民に広く周知することが必要である。また、啓発・注意喚起を実施するに当たっては、多く の人々が参加する大学祭、公共のイベント等の機会や福祉サービスの提供の際にあわせて行うほ か、子どもと高齢者が一緒に学べる仕組みを取り入れるなど、より効果的な手法を検討すべきと考 える。

基本計画

大分市の未来のために策定される本計画により、全ての市民、特に未来を担う子どもたちの安全・ 安心が実現されることを心から望む。

【4】産業の振興

(1) この分野における課題について

日本銀行大分支店が発表した県内金融経済概況(2015年度秋)では、「大分県内の景気は、持ち直しの動きに一服感が見られている。」とされ、好調に推移している分野が存在している反面、動きが弱い分野も見られている。また、今後の景気は「横ばい圏内で推移する」との見通しが示されており、新興国経済の減速による影響が懸念されている。

このような経済状況のなかで、大分市の産業分野における状況を見ると、工業では大企業の新たな 進出などの企業立地の予定はなく、製造品出荷額は微増の状況にあるものの、製造業事業所数や製造 業従業員数は減少傾向が見られる。今後、産業分野の活性化を図るためには、既に立地している企業 や新たに進出する企業にとってメリットとなる取組が必要であり、課題となっている。

農林水産業では担い手不足や高齢化などさまざまな課題に直面しており、農山漁村の活性化を図るために担い手の確保と育成が喫緊の課題となっており、研修制度の充実など就業後の定着に向けた取組が求められている。

商業・サービス業においては、市場競争が一段と激化するなか、個店の経営状況は厳しさを増して おり、地域では、後継者不足等による商店街の機能低下が見受けられる。

また、高速交通体系の整備や商品流通経路の多様化が進むなか、産業の活性化を図る基盤として、 流通拠点の機能強化が求められている。

観光においては、国内消費の低下が懸念されるなか、国内外からの交流人口増加に資する取組は重要性を増している。東九州自動車道の全線開通を見据え、沿線自治体との連携や、観光情報の発信、受入態勢の整備・充実など、大分の魅力を生かすような計画策定が望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

こうした諸課題に対応していくためには、市としての役割を明確化するとともに、国や県、各支援 団体との相互補完的な関係を強化した上で、施策の展開を図っていかなければならない。

① 生産業について

工業においては、少子高齢化の進展による内需の縮小や急成長を続ける新興国との競争により厳しい状況に置かれている。大分市全体の工業振興のためには、今後も産業集積を進めることが必要であるが、その際、省エネ・低炭素化社会に貢献する技術を有する企業などの企業立地の促進、創業支援に加え、既存企業の技術力の向上や経営基盤の強化などの中小企業の競争力強化を支援する施策の展開が望まれている。

次に、農林水産業においては、高齢化が深刻であることは共通しているが、それぞれに内在する問題や背景、解決の方向性などはさまざまである。その中で共通した問題である青年層の担い手不足を解消するためにも、その基礎となる生産・経営技術の習得のための研修制度など、新規就業後も農林水産業に定着可能な一連の施策を展開する必要がある。

さらに、既存の農林漁業者の生産性向上を図るため、担い手への資源の集積、作業の機械化・省力化による経営規模の拡大、またそれらをより効率的に行うための生産基盤の整備など収益につながる農林水産業を目指すための施策の展開が望まれている。

また、大枠合意に至った環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)については、農林漁業者の生産意 欲を減退させないための対策と、農産物の付加価値を高め、輸入農産物との差別化を図るなど、農 林水産業の競争力を強化するための取組についてあわせて行う必要がある。

② 商業・サービス業の振興と流通拠点の充実について

商業・サービス業においては、地域の商店が販路拡大やインバウンド観光を踏まえた商品販売等 多様なニーズに対応できるようインターネットの活用や免税店の許可登録に対する支援など、消費 行動を踏まえた施策支援にも取り組む必要がある。

次に、地域の商店街においては、空き店舗の増加や後継者不足などの問題が顕在化しており、商業・サービス業の振興は、地域経済の活性化はもとより、地域におけるにぎわいや雇用機会の創出にもつながることから、地域性に配慮した商店街の活性化を図り、市域全体の発展に向けた取組が望まれている。

公設地方卸売市場においては、流通体系の多様化や消費形態の変化により取扱高が減少するなか、観光や教育等との連携を通じて域内における消費を高めることにより、需要拡大に向けた取組が必要である。

また、大分港大在コンテナターミナルや流通業務団地などの流通拠点は、各産業の活性化の基盤 として、今後ますます重要なものとなることから、関係機関との連携を強化し、特性を生かした流 通環境の整備やポートセールスに取り組むことが望まれる。

③ 雇用と勤労者福祉について

大分市がにぎわいや活力にあふれた都市として持続的に発展するためには、若者の定住化を促進していくことが必要である。そのためには、企業誘致や新規成長産業の育成・支援、既存企業の振興などを通じて、大分市における就業機会の拡大や安定した雇用の確保を図ることが望まれる。

また、就労を希望する人が、その希望に応じて十分に能力を発揮し、安心して働くことができるよう、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境を、関係機関と一体となって、整備していくことが必要である。

④ 観光について

さらなる観光誘客のため、観光大使や発信力のある人物を活用し、ブログやSNSを通じて積極的に情報発信を行うことで大分市の知名度の向上を図ることが求められる。

次に、外国人観光客を増やす取組については、ターゲットを明確にして大分市の魅力を発信することが必要であり、今後は、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、観光案内板の多言語化や免税店を増やす取組、民泊やホームステイといったニーズに沿った宿泊施設の拡充等、外国人にとって観光しやすい環境を整えることが求められる。

また、誘客効果が高いスポーツやイベントについては、一時的な盛り上がりで終わらないよう気 運の醸成を図り、集客効果を維持していく取組を進めていく必要がある。

このような産業全体の振興を図る上では、全国的な経済動向に加え、大分市の産業を取り巻く状況を分析し、大分市特有の事情を踏まえた計画策定を行うとともに、設定した目標に向けて施策を着実に実行していくことを期待する。

基本計画

6部

【5】都市基盤の形成

(1) この分野における課題について

国は「地方創生」を重要政策として掲げ、各自治体において人口減少を克服し、各県の特性を生か した自立的で持続可能な社会を創造する取組を推進している。

また、国土のグランドデザイン2050では、人口減少や巨大災害の切迫等、国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、未来を切り開いていくためのキーワードとして、「コンパクトプラスネットワーク」を掲げ国土づくりの理念や考え方を示している。

こうしたなか、大分駅を中心とした中心市街地の整備が進み、県都・中核市としての顔づくりが行われているが、さらなる中心市街地の活性化とともに、周辺部も含め、地域の特性を生かした均衡ある発展を進める必要がある。

さらには、都市基盤施設の老朽化が進み更新時期を迎えていることから、長寿命化計画などにより、施設の効率的、効果的な維持管理や更新を行うと同時に、高齢者が増加する今後、より一層のまちのさまざまなバリアフリー化が求められている。

今後は「持続性」が高く、「地域性」を生かした、高齢者や若者にとっても「利便性」の良い、魅力あるまちづくりが必要である。

まず、「持続性」の高いまちづくりについては、公共交通と私的交通を組み合わせただれもが利用 しやすい交通体系の再構築を図るほか、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行 い、ライフラインを安定的に確保するなど市民を守る都市を形成し、将来にわたり持続可能なまちづ くりが求められる。

また、「地域性」を生かしたまちづくりについては、大分市はそれぞれの異なった歴史・文化や地理的特徴を有する地区により形成されている。それらの地区は、それぞれ整備状況が異なり住民が求める整備方針も一様ではない。そのため、各地区の地域性に十分な配慮をすることが必要である。

さらに、「利便性」の良いまちづくりについては、高齢者や障がいのある人をはじめとするだれもが円滑に移動ができ、安全・安心に都市施設の利用ができるよう、公共施設や商業施設などまちの機能をコンパクトに集約し、ユニバーサルデザインにも配慮したまちづくりに取り組むと同時に、観光客などの来訪者に対してもやさしい利用環境のバリアフリー化を図る必要がある。

今後は、「持続性」「地域性」「利便性」の観点を踏まえ、各地区の現況や特性を考慮しながら大分市全体の均衡ある発展を目指し、市民・事業者・行政が一体となり、魅力あるまちとなるよう都市基盤施設を整備することが必要である。

(2) 解決のための施策展開について

これからの都市基盤形成の方向性を議論するに当たっては、前述のとおり、「持続性」「地域性」「利便性」というそれぞれの視点から考える必要がある。

① 持続性の高いまちづくりという視点から見た都市基盤形成の在り方

これからの都市基盤形成を検討するには、「持続性」という視点を基軸として、交通体系の確立による移動手段の確保や都市基盤の有効な利活用を図るなど、持続可能な発展をする都市の実現に向けた取組が必要となる。

交通体系では、持続性の高いまちづくりを支える交通ネットワークの確立に向け、バスや鉄道など、各公共交通機関の持つ機能・特性を組み合せた公共交通ネットワークの整備と幹線道路や生活道路など、各道路の持つ機能・役割に応じた道路ネットワークの整備の2つの視点から検討を行

い、そのビジョンを明確にすることが重要である。また、自転車が快適に走行できる空間づくりに ついてもあわせて検討する必要がある。

水道については、河川及びその周辺も含めた水質管理等を適切に行うことで安全な飲用水の安定 供給を行う必要がある。また、今後は料金収入の減少や老朽化した施設の増加による更新費用の増 大等が予想されるため、限られた財源の中でさまざまな課題に対応し、水道サービスを持続して行 えるように、これまで以上に効率的、効果的な事業運営が求められる。

下水道については、地域的な公平性を欠くことがないよう、各地区の状況に配慮した雨水汚水管渠の整備を進めるとともに、積極的な普及活動等を行い、下水道への接続を増やしていくことが重要である。

住宅施策については、空き家・空き地の増加によるコミュニティの維持などに課題が生じることが想定されるため、住宅ストックの活用を図る必要がある。さらには、耐震性に問題がある老朽住宅の存在に加え、自然災害に対しての危機意識が高まっていることから、ニーズに合った取組を行い安全で快適な居住環境を形成していく必要がある。

公園・緑地については、施設の維持管理の視点として施設の長寿命化の他に、安全性や快適性も考慮することが重要である。あわせて、今後、公園の活用を検討するに当たっては、特色やニーズを明らかにするなかで、交流の場としての機能など公園の新しい活用方法を検討する必要がある。また、大友氏遺跡や大分城址公園などの歴史的文化遺産を生かした大分市の魅力向上に繋がる公園整備の推進も重要である。

② 地域性を生かしたまちづくりという視点から見た都市基盤形成の在り方

大分市は、中心市街地とあわせて、鶴崎・大南・稙田・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原・明野の各地区において、それぞれの特性を生かしたまちづくりを進めており、均衡ある発展を進める上では「地域性」という視点が重要であり、この方向性は維持されるべきである。

今後、超高齢化の進展及び人口減少社会を迎えるに当たり、地域性を生かしたコンパクトプラスネットワークによる持続可能で魅力があふれ暮らしやすいまちづくりを推進し、若者の定住や移住者の増加など少子化対策にも繋がるまちづくりが重要である。

なお、人口規模や教育、医療、福祉、商業施設などの生活サービス機能の充実度により、発展が 見込まれる地区においては都心構想も必要である。

また、これからの大分市の在り方を大きく左右する事業については、市民への周知や理解を図り 計画的に進めていくことが求められる。

なかでも、歴史文化観光拠点の整備や交通結節機能の強化をはじめとした中心市街地の活性化に向けた事業は、大分市全体の活性化にも大きく寄与するものと期待されており、大学や企業、NPO団体など多様な団体が一体となり市民とともに取り組むことが極めて重要である。

③ 利便性の良いまちづくりという視点から見た都市基盤形成の在り方

環境負荷の低減や経済活動の活性化につながる、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを行う上では、交通体系や地域情報化などの都市基盤の整備については、この「利便性」という視点が重要である。

交通体系では、公共交通の利用促進や交流人口の拡大を図る観点から、高齢者、障がい者、子ども連れ、外国人等の移動制約者や、市外からの来訪者等市内の公共交通に不慣れな人でも利用しやすい「利用環境のバリアフリー化」を目指し、ICカードの普及等のICT技術の活用も視野に入れた

第

6部

公共交通の利便性向上に努める必要がある。

地域情報化では、幅広くICTを利用できる環境を目指し、市町村の枠を超えた共通の枠組みの中で公衆無線LAN整備などを進めていくとともに、より一層ビッグデータ・オープンデータの調査・研究に取り組む必要がある。また、それらを分析し、市民ニーズや社会動向を正確にとらえ、政策に反映させていくという、市職員の能力を向上させることも重要である。

これからの都市基盤の形成を行うに当たっては、これまで述べたように、「持続性」「地域性」「利便性」という視点を持ち、市民・事業者・行政が一体となり取り組むことで、将来にわたり持続可能な魅力あるまちづくりが実現するものと考える。

また、これらの都市を支える機能は、市民生活に直結する重要なものであることから、ソフト面の 取組とバランスを図りながら、長期的な視点で効率的、効果的な維持管理や更新、新設を行う必要が ある。

都市基盤の分野におけるこのような提言を通して、大分市の均衡ある発展と秩序ある市街地の形成が図られることを期待する。

【6】環境の保全

(1) この分野における課題について

少子高齢化・人口減少社会の到来に伴い、社会経済情勢等が大きく変化するなか、時代の要請に応 えながら地域特性に合わせた環境保全の推進が求められている。

また、大気汚染、地球温暖化など地球規模の課題に対し、これまでの省資源・省エネルギーを意識 したライフスタイルや事業活動の見直しに加え、東日本大震災を契機に低炭素社会の構築に向けた取 組が加速しており、とりわけ再生可能エネルギー等の普及促進が進められている。

こうしたなか、大分市は、新産業都市として発展し、近年では電子・精密機器製造等の産業が集積する工業都市としての顔を持ちながら、海や山に囲まれた豊かで多様な自然に恵まれていることが大きな特徴であり、多大なる恩恵を受けてきた。このかけがえのない自然環境をより良い状態で次世代に引き継ぐことが、今を生きる我々に課された重要な責務である。

その責任を果たすため、これまで以上に4R運動の推進や廃棄物の減量・再資源化、環境汚染物質の排出抑制に取り組むとともに、新たなエネルギーの活用についても検討を進める必要がある。また、身近な問題として、食品の安全性の確保はもとより、動物に関しては、ペットの飼育モラルの高揚を図るとともに、動物愛護思想の普及啓発の充実や犬・猫の殺処分の低減が望まれる。

「環境の保全」は市民の日常生活に密接に関わるとともに、将来にわたる重要課題であることから、本計画の策定においても時代の変化や動向を的確に見据えた総合的かつ計画的な対策を盛り込むことが望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

前述のような課題を解決するためには、まずは環境保全の担い手となる市民・事業者・行政が環境の価値を理解することが必要である。その上で、三者が自らの責任と果たすべき役割を十分に認識し、連携することが求められる。

また、一人ひとりの行動が環境に与える影響を常に意識し、家庭や日常生活の中で、次世代を担う子どもたちに環境保全の



大切さや動物との関わり方等について、教え伝えることが大切である。

① 有効な施策展開の手法

課題の解決に向け、より効果的な施策展開を図るためには、「環境保全の人づくり・地域づくり」の推進はもとより、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となり、率先して取り組むことが重要であるが、その前提として、三者が一体となって機能的な役割を発揮することが求められる。また、事業者間や自治体間等の横の連携をより深めることで、高い相乗効果が期待される。

② 市民、事業者、行政が果たすべき責任

ア) 市民の責任

市民一人ひとりが、環境問題に対して関心を持つとともに、自身の生活や生命に直結する問題であると認識し、主体的に行動することが重要である。また、次世代への責任を果たすため、環境教育、環境学習を通じて環境を守る意識、責任感を持ち、環境に配慮した行動を常に心がけることが求められる。

さらに、地域の環境活動に積極的に関わることにより地域コミュニティを活性化させ、日常生活から環境負荷の低減に努めていくことが期待される。

イ) 事業者の責任

事業者は、地域社会を構成する一員としての自覚を持ち、その事業活動が環境へ与える影響を 認識するとともに、公害防止対策や従業員へコンプライアンス体制を徹底するほか、その専門性 を活用した市民講座を開催するなど、地域環境を意識した社会貢献活動の推進が重要である。

また、環境経営の実施や環境に配慮した取組を積極的に公表することで社会的責任を果たすなど、さらなる活動の展開が求められる。

ウ) 行政の責任

行政は、第一に市民の健康及び環境の保全に責任を負うことから、市民や事業者に対する的確な情報開示、啓発、指導、監督、教育が求められる。

政策立案においては、社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズに的確に対応し、費用対効果の 視点に留意するとともに、将来にわたる持続的な「より良い環境と社会」の実現を目指すことが 重要である。その取組においては、行政がリーダーシップを発揮するなかで、市民や事業者の十 分な理解と積極的な参加を促すとともに、三者あるいは関連する行政機関が相互に連携し、効果 的な施策展開を図ることが求められる。

また、広報体制の充実とあらゆる機会をとらえた市民、事業者への丁寧な周知がより一層重要となる。

以上のような責任分担を踏まえ、総合計画では、市民、事業者、行政がそれぞれ担う役割を機能的に果たすことができるよう、施策展開の基本姿勢や各施策の推進の在り方を明示するなかで、的確な目標設定を行わなければならない。

基本計画

5 大分市人口ビジョン・大分市総合戦略について

(1) 大分市人口ビジョン

少子高齢化の進展により、多くの自治体においては、既に人□減少社会を迎えているなか、大分市の人□は、わずかではあるが増え続けている。しかしながら、市内周辺の佐賀関地区や野津原地区などでは、既に人□減少が進行しているため、地域間の人□格差を考慮しながら、2060年の大分市の人□45万人を目指していくための具体策を考えていくことが重要になってくる。

また、大分市の人口の現状と目指すべき将来の方向を提示した大分市人口ビジョンは、総合計画や総合戦略策定の重要な基礎となるものであることから、それぞれの期間中は、仮に目指す人口に達することができない場合であっても、推計値等の見直しを行うべきではないと考える。

さらに、大分市外への転出者を抑制し、大分市外からの転入者を増やしていく社会増については、 大事なことであるが、永続的な対策ではなく、出生数を増やすことによる自然増を図ることが重要と なるため、2030年までに合計特殊出生率を2.0に、2040年には2.3まで高めていく取組について、 積極的に進めていかなければならないと考える。

ただし、出生率向上に向けた取組を進めていく上で、若い世代、特に15歳以下の人口が減少している状況にあるため、大分市の目指す人口が、いかに厳しいかということを認識したなかで、地方創生の実現に取り組んでいくことが望まれる。

(2) 大分市総合戦略

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現することや地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけること、さらには、地域の特性に即した地域課題の解決を図ることなどが重要な視点となる。

これらの視点は、国において、既に示されているところであるが、大分市の地域特性や市民ニーズ に立脚して各種施策に取り組んでいくことが望まれる。

特に、人口減少対策としては、若い世代の人口が重要なポイントとなり、その世代の人口を維持しなければ、持続可能な社会の実現にはつながらない。結婚や出産は個人の価値観や考えによるところが大きく、難しい課題ではあるものの、的確かつ効率的に若者や子育て世代の希望をかなえるよう、子育て家庭に対する経済的支援や保育所の定員拡大などの施策を展開していく必要がある。

さらに、勤労者福祉を充実するなど、安心して働くことができる場を確保・拡大すること、加えて、大分市の魅力を高めていくことで大分市に住み続けたいと思う、また住み続ける若い世代の人達を増やしていくことも重要になる。

これらの施策を着実に展開していくためには、官民一体となった取組につながるよう、分かりやすい指標を設定し、より実効性のある取組につなげていくことが重要であり、将来にわたって住む地域として若者に選んでもらえる、「魅力あふれる大分市」となる総合戦略の策定が望まれる。

6 おわりに

本委員会は、市政運営の基本指針として市の最上位の計画である総合計画と併せ、地方創生に関する取組を進めていくための「大分市総合戦略」及び大分市の人口の現状分析と将来を展望した「大分市人口ビジョン」について、次の世代に引き継ぐべき大分市の将来の姿を思い描き、時代の変化に適応したまちづくりの在り方がどうあるべきかという観点で、市民の立場から真摯に検討を行ってきた。

計画等の策定に当たっては、大分市が直面する課題や時代の潮流を的確にとらえるなかで、設定された計画期間における大分市が目指すべきまちのビジョンを各分野において明確にし、行政として総合的かつ

計画的な対策を盛り込むことが重要であるとともに、具体的な施策を実行していくことが望まれる。

また、計画等の目標とするのは未来の大分市の発展につながっていくことであるが、言い換えれば、それは次世代を担う子どもたちのためでもあると言える。子どもは地域の宝であり、少子化が進行するなか、教育をはじめとする各分野で子どもの成長を促すことを意識した施策を連携して行うことが、地域で活躍できる人材を育て、将来の大分市の発展にもつながっていくものと考える。

さらに、新しい総合計画等については、本委員会の提言やパブリックコメント等により寄せられた市民 の声を重視した内容とすることを求める。そして、市民と行政が一体となり、大分市が掲げる都市像に向 かってまちづくりを進めていくためには、この計画等が市民に理解され、共有されることが必要である。 特に、次世代を担う子どもたちに対しては、学校等で総合計画を教材として扱うなど、ふるさと大分市に 親しみや愛着を感じ、まちづくりについての理解を深められる環境を創出することで、将来にわたって、 市民主体のまちづくりが継続的に可能となるような行政の取組が肝要である。

最後に、新しい総合計画等に位置付けられたさまざまな施策を通して、多くの市民がそれぞれの立場でまちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことが、大分市のまちづくりを発展させ、ひいては、市民の夢の実現につながっていくものと確信している。そして、まちづくりに対して先導的な役割を果たすべき行政には、掲げられた施策を着実に実行することを期待する。

以上が本委員会の提言である。この提言が大分市の新しい総合計画等に生かされることを希望する。

第

7. 大分市総合計画策定総合調整会議設置要領

(設置)

第1条 大分市総合計画の見直し並びに大分市人口ビジョン及び大分市総合戦略の策定に関し、市議会代表が必要事項について協議するため、大分市総合計画策定総合調整会議(以下「総合調整会議」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 総合調整会議は、委員6名以内をもって組織する。
 - 2 委員は、次に掲げる職にある者から市長が参画依頼し、又は任命する。
 - (1) 市議会議長
 - (2) 市議会副議長
 - (3) 市議会議会運営委員会委員長
 - (4) 副市長
 - (5) 教育長

(会長及び副会長)

- 第3条 総合調整会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。
 - 2 会長は、総合調整会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第4条 総合調整会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 2 会長は、必要があると認めるときは、総合調整会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 総合調整会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年6月12日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、大分市総合計画が改定される日又は大分市総合戦略が策定される日のいずれか遅い日 限り、その効力を失う。

8. 大分市総合計画企画委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画(以下「計画」という。)の見直し並びに大分市人口ビジョン(以下「ビジョン」 という。)及び大分市総合戦略(以下「戦略」という。)の策定に関する事項を検討するため、大分 市総合計画企画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 計画の見直しに関すること。
 - (2) 計画の見直しに係る調査及び研究に関すること。
 - (3) ビジョン及び戦略の策定に関すること。
 - (4) ビジョン及び戦略の策定に係る調査及び研究に関すること。
 - (5) その他計画の見直し並びにビジョン及び戦略の策定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、副市長(副市長が2名以上いる場合は、企画部を担当する副市長)をもって充てる。
 - 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ委員のうちから指名 する者がその職務を代理する。

(委員会の会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第6条 第2条各号に掲げる事項に関し調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、企画部参事(総合計画策定推進担当)の職にある者をもって充てる。
 - 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
 - 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
 - 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 7 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ幹事のうちから指名する者がその職務を代理する。

第

基本計画

6部

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

副市長

教育長

水道事業管理者

総務部長

企画部長

財務部長

市民部長

福祉保健部長

環境部長

商工労働観光部長

農林水産部長

土木建築部長

都市計画部長

下水道部長

教育委員会事務局教育部長

消防局長

水道局管理部長

議会事務局長

監査事務局長

部長級参事

教育委員会事務局教育部教育監

別表第2 (第6条関係)

企画部参事 (総合計画策定推進担当)

総務課長

人事課長

企画課長

市長室長

財政課長

税制課長

市民協働推進課長

福祉保健課長

子育て支援課長

保健総務課長

環境対策課長

清掃管理課長

商工労政課長

観光課長

農政課長

土木管理課長

住宅課長

都市計画課長

下水道経営企画課長

会計課長

教育委員会事務局教育部教育総務課長

消防局総務課長

水道局管理部総務課長

議会事務局総務課長

9. 大分市総合計画企画プロジェクトチーム設置要領

(設置)

第1条 大分市総合計画(以下「計画」という。)の見直し及び大分市総合戦略(以下「戦略」という。) の策定に向けた調査、研究及び検討を行うため、大分市総合計画企画プロジェクトチーム(以下 「チーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 チームは、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の見直しに関する資料の収集に関すること。
 - (2) 計画の素案の検討に関すること。
 - (3) 計画の課題等の調査及び研究に関すること。
 - (4) 戦略の素案の検討に関すること。
 - (5) 戦略の課題等の調査及び研究に関すること。
 - (6) その他計画の見直し及び戦略の策定に関し必要と認める事項

(組織)

- 第3条 チームは、統括者、副統括者及び市長が指名する者をもって組織する。
 - 2 統括者は企画課長の職にある者を、副統括者は企画課に所属する職員のうちから統括者が指名する者をもって充てる。
 - 3 統括者は、チームを代表し、チームの事務を統括する。
 - 4 副統括者は、統括者を補佐し、統括者に事故があるとき、又は統括者が欠けたときは、統括者の職務を代理する。

(関係部局等の協力)

第4条 チームは、所掌事項の遂行に関し必要があると認めるときは、関係部局等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 チームを補助するため、企画部企画課に事務局を置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、統括者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年6月18日から施行する。

第6部

(この要領の失効)

2 この要領は、計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

(大分市人口減少社会庁内研究チーム設置要領の廃止)

3 大分市人口減少社会庁内研究チーム設置要領(平成26年12月15日施行)は、廃止する。

大分市総合計画企画プロジェクトチーム名簿

人力中総合		1 TE	ツ	ロン	エクトナーム名簿			
		氏	名		所 属			
統括者	永	松		薫	企画課			
副統括者	中	溒	美	佐	企画課			
	高	\blacksquare	隆	秀	市長室			
構成員	河	越		隆	人事課			
	衛	藤	興	憲	財政課			
	中	原	美	夏	税制課			
	藤	嶌	慎	=	議会総務課			
	Ш	崎	文	香	文化国際課			
	原	\blacksquare	佑-	一郎	市民協働推進課			
	戸	高	裕	基	国保年金課			
	浅	\blacksquare	聖	子	子育て支援課			
	額	賀		寛	子ども保育課			
	菊	池	智	之	長寿福祉課			
	鈴	木	由	美	保健総務課			
	谷	矢	啓	良	教育総務課			
	小野		征	司	学校教育課			
	小田部		晶	子	社会教育課			
	佐	藤	真	人	防災危機管理課			
	藍	沢	伸	介	市民協働推進課			
	松	尾	裕	治	土木管理課			
	松	畄	辰	倫	予防課			
	朝	見	哲	也	産業振興課			
	安	部	順	司	商工労政課			
	末	光	誠	太	農林水産課			
	佐	藤	優	介	観光課			
	菊	池	正	晃	情報政策課			
	安	東	佑	剛	住宅課			
	板	井	和	昭	都市計画課			
	藤	澤	隆	介	都市計画課			
	小	畑	淳	_	都市交通対策課			
	柴	\blacksquare	英	企	経営管理課			
	佐	藤	文	教	環境対策課			
	I	藤	博	士	清掃管理課			
	三重野		辰	巳	下水道経営企画課			

(構成員の所属は選任時のもの)

事務局

争 務同									
氏	名								
企画部長		玉	衛	隆	見				
		(₹	暑	希明)					
企画部参事		増	\blacksquare	真E	主美				
		縄	\blacksquare	睦	子				
		(上	長瀬	和ラ	É)				
企画部次長		西	\blacksquare	充	男				
企画課		小	野	晃	正				
		村	\blacksquare		潤				
		安	達		浩				
		金	子	明	弘				
		雨	JII	陽	之				
		水	野		寿				
		小	野	弦	市				
		佐	藤		洋				
		大	野	洋	造				
		恵	藤	淳	矢				
行政改革推進室		中	JII		淳				
		黒	JII	昇	17				
公共施設マネジメント推進!	室	\frac{\frac{1}{4}}	JII	義	文				
		廣	\blacksquare	暁	則				
		坪	井	敬	行				
		秦		英	司				
市長室		大	城		存				
		足	1/	威	\pm				
		新	井		徹				



10. 策定組織図

市民

総合計画検討委員会

メンバー・・・学識経験者、市議会議員、各種団体の 代表者、関係行政機関の職員、その他 市長が認める者

役 割・・・総合計画・人口ビジョン・総合戦略の 策定に関する事項について協議検討 し、その結果を市長に提言する。

②素案について 意見を求める

⑥市民意見の報告 及び原案につい て意見を求める

⑦最終提言

4)意見募集

部 会

メンバー・・・総合計画検討委員会の委員

役 割・・・部門ごとの専門的事項を協議検討し、 その結果を検討委員会に報告する。

①総務部会

②市民福祉部会

③教育·文化部会 ④防災安全部会

⑤産業部会

6都市基盤部会

⑦環境部会

公募市民の参画

市 民

パブリックコメント

⑤意見

検討委員会への参画

市長等

庁内組織

総合計画企画委員会・・・副市長(委員長)、 教育長、水道事業管理者、 部長級職員

幹事会・・・課長級職員 プロジェクトチーム

①素案作成



③検討委の意見を 踏まえ原案作成

市長

⑧上程⑨議決・意見

総合計画策定 総合調整会議

議長(会長)、副議長、 議会運営委員会委員長、 副市長、教育長

武

市議会

発行日 平成28年10月

発 行 大分市

編集大分市企画部企画課

大分市荷揚町2番31号

電話 097-534-6111

印 刷 佐伯印刷株式会社